

令和 4 年

七ヶ浜町議会会議録

9月会議	9 月 1 日 開 会
	9 月 1 4 日 閉 会

七ヶ浜町議会

令和 4 年 9 月 1 日（木曜日）

七ヶ浜町議会定例会 9 月会議会議録
（第 1 日目）

令和4年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第1号

令和4年9月1日（木曜日）

出席議員（12名）

1 番	佐 藤 直 美 君	2 番	小 林 倫 明 君
4 番	木 村 稔 君	5 番	熊 谷 明 美 君
6 番	佐 藤 壮 一 君	7 番	安 倍 敏 彦 君
8 番	遠 藤 喜 二 君	10 番	渡 邊 淳 君
11 番	佐 藤 梶 信 君	12 番	歌 川 渡 君
13 番	仁 田 秀 和 君	14 番	岡 崎 正 憲 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	寺 澤 薫 君
副 町 長	平 山 良 一 君
総 務 課 長	藤 井 孝 典 君
政 策 課 長	青 木 ゆかり 君
財 政 課 長	小 野 勝 洋 君
税 務 課 長	関 本 英 児 君
町 民 生 活 課 長	宮 下 尚 久 君
産 業 課 長	鈴 木 昭 史 君
建 設 課 長	鈴 木 英 明 君
水 道 事 業 所 長	稲 妻 和 久 君
国 際 村 事 務 局 長	後 藤 謙 一 君
子 ど も 未 来 課 長	渡 辺 と き 子 君
健 康 福 祉 課 長	渡 辺 文 昭 君
長 寿 社 会 課 長	遠 藤 裕 一 君

防 災 対 策 室 長	石 井 直 紀 君
会 計 管 理 者	内 海 栄 広 君
教 育 長	武 田 光 彦 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 浩 明 君
生 涯 学 習 課 長	渡 辺 真 孝 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	飯 野 直 樹 君
同 書 記	庄 子 克 也 君

議事日程 第1号

令和4年9月1日（木曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第36号 教育長の任命について
- 日程第 5 議案第37号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 6 議案第38号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 7 議案第39号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第40号 令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第41号 令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第42号 令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第43号 令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第44号 令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第45号 令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 認定第 1号 令和3年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 15 認定第 2 号 令和 3 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 認定第 3 号 令和 3 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 4 号 令和 3 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 5 号 令和 3 年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 6 号 令和 3 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 7 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 21 報告第 6 号 令和 3 年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 22 議案第 46 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業会計未処理分利益剰余分金の処分について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 36 号 教育長の任命について
- 日程第 5 議案第 37 号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 6 議案第 38 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 7 議案第 39 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 40 号 令和 4 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 41 号 令和 4 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 42 号 令和 4 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 43 号 令和 4 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 1

号)

- 日程第 1 2 議案第 4 4 号 令和 4 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 4 5 号 令和 4 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 認定第 1 号 令和 3 年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 2 号 令和 3 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 3 号 令和 3 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 4 号 令和 3 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 5 号 令和 3 年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 6 号 令和 3 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 7 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 1 報告第 6 号 令和 3 年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 2 議案第 4 6 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業会計未処理分利益剰余分金の処分について

午前１０時００分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日９月１日は休会の日ですが、議事の都合により令和４年七ヶ浜町議会定例会を再開し、
９月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は１２名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１０番渡邊 淳議員、１１番佐藤梶信議員
を指名いたします。

日程第２ 会期日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第２、会期日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和４年七ヶ浜町議会定例会９月会議の日程は、本日から１４日までの１４
日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、９月会議
の日程は、本日から１４日までの１４日間と決しました。

諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、８月１８日、令和４年第１回塩釜地区消防事務組合議会臨時会が開催され、組合議員
であります仁田秀和議員、佐藤壮一議員が出席をしてきております。

次に、８月２４日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お
目通し願います。

また、定例会に説明のため出席している職員は、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（岡崎正憲君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

それでは、令和4年七ヶ浜町議会定例会9月会議の開会に当たり、令和4年定例会6月会議以後における行政報告を申し上げます。

初めに、七ヶ浜町議会前副議長遠藤久和氏が、7月14日逝去されましたことに弔意を表したいと思います。遠藤前副議長は、平成15年4月の七ヶ浜町議会議員選挙に当選以来連続5期、約20年の長きにわたり町議会議員を務められました。その間、常任委員長、議会運営委員長など、豊かな経験と卓越した識見を持って議会の要職を歴任され、令和3年2月からは副議長としてその手腕を発揮されました。議員活動のほかにも様々な分野で御活躍され、特に震災直後はボランティアセンターの運営にも携わり、農地の復興や人々の不安の解消にリーダーとして務められました。また、令和3年4月には七ヶ浜町観光協会会長に就任され、観光の振興や地域産業の発展に尽力されました。さらに、今年3年ぶりに開設した菖蒲田海水浴場開催実行委員会の実行委員長として、安全で安心な海水浴場の運営に意を尽くし精力的に活動されておりました。新型コロナウイルス感染の急拡大や頻発する自然災害など困難な時代を迎えており、対策に町を挙げて取り組むさなか、遠藤前副議長を失いましたことはとても残念でなりません。遠藤前副議長の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

6月5日、規律を正し、団員同士の団結力を高めることを目的に、3年ぶりに七ヶ浜町消防団消防演習が挙行され、町消防団員151名が日頃の訓練の成果を披露いたしました。演習では、通常点検や観閲、各分団及び女性消防団によるポンプ操法など、3年ぶりとは思えぬすばらしい演技で、伝統が現団員にも確実に引き継がれていることを感じることができました。地域を知り尽くし、素早い初期対応ができる消防団の果たす役割は大きく、これからの活躍を大いに期待したいと思います。

本町において初となる民設民営の認可保育園「アイグラン保育園汐見台」の園舎が6月24日

に完成いたしました。本園は、令和4年4月に開所を予定しておりましたが、コロナ禍の影響による資材不足で園舎の完成が遅れ、令和4年6月まで生涯学習センターの一部を利用して保育を行ってまいりました。ゼロ歳から6歳までの園児33名が、完成したばかりの園舎に元気よく通ってきております。4月現在で本町の待機児童はゼロとなっておりますが、引き続き子育て世代が安心して働くことができるよう、保育環境の充実に努めてまいります。

7月3日、第28回みやぎ国際トライアスロン仙台ベイ七ヶ浜大会が湊浜緑地公園を主会場に開催されました。3年ぶりの開催となった今大会は、強い日差しが照りつける日となり、最高気温33度の厳しい暑さの中、388人の鉄人がスイム・バイク・ランで自らの限界に挑み、初夏の七ヶ浜を駆け抜けました。

7月10日、第26回参議院議員通常選挙が行われました。本町の有権者数は1万5,677人で、投票者数は7,490人でした。投票率は47.78%で、前回令和元年の参院選を3.34ポイント下回る結果となりました。

7月16日から8月21日まで菖蒲田海水浴場が3年ぶりに開設され、前日の7月15日には、期間中の安全と好天を願い、安全祈願祭が行われました。今年は、海開き前から記録的大雨に見舞われ、開設初日から出ばなをくじかれるスタートとなってしまいました。期間中は暑さが厳しい日もありましたが、不安定な天候も続いた上、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で外出を控えた方が多かったこともあってか、来場者数は4万9,122人と少なくなり、コロナ前の令和元年度との比較では約77%の入込みとなっております。期間中は事故もなく、七ヶ浜に大勢の海水浴客が訪れるいつもの夏が戻ってまいりました。

また、8月11日には七ヶ浜町花火大会2022が行われ、約3,000発の花火が夏の夜空を彩り、約4,000人の観客でにぎわいました。

7月16日、山形県の朝日町の子供たち30人を招き「海の子・山の子交流会」海の集いを行いました。この交流会は、大雨の影響により一部メニューを変更しての交流会となりましたが、七ヶ浜町の子供たちと山形県朝日町の子供たちがダーツ大会で盛り上がり、また、宮城海上保安部による花淵灯台の役割や海の安全教室など、学びや体験を通じて子供たちの豊かな心を育むことができました。

7月17日、アクアリーナにおいて2022健康ゆるゆるトライアスロン in 仙台ベイ七ヶ浜が実施されました。この企画は、みやぎ国際トライアスロン仙台ベイ七ヶ浜大会の関連事業として、七ヶ浜町、公益社団法人日本トライアスロン連合、宮城県トライアスロン協会、味の素株式会社が連携し、運動習慣を身につけることや生活習慣の改善に取り組み、健康寿命延伸につなげ

ることを目的として実施されたもので、今回はテストイベントという位置づけでありました。

8月4日、七ヶ浜国際村において七ヶ浜町地域福祉推進会議研修会が開催されました。研修会では、東北学院大学宮城豊彦名誉教授と東北大学災害科学国際研究所佐藤翔輔准教授による講演に続き、東北学院大学教養学部地域構想学科増子 正教授の進行で、3人の教授によるパネルディスカッションが行われました。今回は「安全で安心なまちの実現」がテーマで、3人の教授により、これまでの地域福祉推進会議の歩みや最近の災害事例など、平常時からの災害対応について意見が交わされました。研修会に参加された方々は、災害を自分事として考え、ふだんからの備えが大切であることを改めて認識したようでした。

七ヶ浜町と明治安田生命保険相互会社は、8月24日、包括連携協定を締結いたしました。この協定は、相互の連携と協働により「町民の健康増進」と「住民サービスの向上」を図ることを目的として結ばれたものであります。今回の協定締結を機に、健康寿命の延伸が図られ「健康のまち」の実現に近づくことが期待されます。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について報告いたします。

これまでの対応につきましては、6月1日開会の七ヶ浜町議会定例会6月会議において御報告申し上げておりますので、その後の対応について報告いたします。

宮城県内の新型コロナウイルスの新規陽性者数は、8月には過去最多を記録し、療養者数も過去最多を連日更新するなど、これまでにない感染拡大が続いております。医療への負荷は増すばかりで、極めて深刻な状況にあります。医療の逼迫に加え、今年は3年ぶりの行動制限を伴わない夏休みやお盆休みとなったことから、人出の増加に伴う感染拡大が続いております。

宮城県では、8月5日「宮城B A. 5対策強化宣言」を発令し、社会経済活動の維持と医療の逼迫回避の両立を目指しつつ大切な命を守るため、感染リスクの低減に向け、さらなる感染防止策の徹底を図ることとしております。中でも、重点取組としてワクチン接種の加速化、教育・保育現場での感染防止対策の徹底、高齢者障害者施設での感染抑止、事業継続、テレワーク・時差出勤等のさらなる推進をオミクロン株対策の4つの柱として掲げております。

本町における最近の感染状況につきましては、8月18日から8月24日までの7日間の感染者数は126名で、8月24日時点での累計感染者数は1,360名となっており、第7波に入ったと同時に急拡大しております。

また、本町における3回目のワクチン接種の状況でございますが、8月24日時点での接種率は71.5%となっております。今後もワクチン接種につきましては慣れを戒め、さらに気を引き締めて取り組んでまいりたいと思います。

4回目のワクチン接種につきましては、60歳以上の方や基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が認める方、医療従事者及び高齢者施設の従事者を対象として、接種期間を6月17日から19日、7月22日から24日、8月26日から28日、9月は毎週金曜日・土曜日・日曜日としております。

なお、近く実施が予定されているオミクロン株に対応したワクチン接種につきましては、国の様々な情報を収集しながら、引き続き円滑にかつ確実に実施できるよう努めてまいります。

今後も基本的な感染対策を一人一人が徹底することと、早期のワクチン接種を推奨してまいります。この長引くコロナ禍において、刻一刻と目まぐるしく変化する時代への柔軟な対応、そして、本町がこれまで培ってきた地域の人と人とのつながりを大切に、町民が幾つになっても心豊かに健康で生き生きと暮らすことができるよう、職員一丸となってまちづくりに取り組んでまいりますので、議員各位の理解と御協力をお願い申し上げ、行政報告といたします。ありがとうございました。

—

提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和4年七ヶ浜町議会定例会9月会議に提案いたしました議案等について説明をさせていただきます。

提案いたしました議案等につきましては、議案第36号から第46号までの11議案であります。そのほか、令和3年度各種会計の決算認定が7件、令和3年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告が1件であります。

初めに、議案第36号教育長の任命については、現教育長である武田光彦氏の任期満了に伴い、新たに教育長を任命することについて同意を求めるものであります。

次に、議案第37号教育委員会の委員の任命については、渡邊義春さんの任期満了に伴い、新たに委員を任命することについて同意を求めるものであります。

次に、議案第38号固定資産評価審査委員会の委員の選任については、星 清輝さんの任期満了に伴い、再任することについて同意を求めるものであります。

次に、議案第39号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第40号から議案第45号までは、各種会計の補正予算であります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

議案第40号は、令和4年度一般会計補正予算（第4号）であります。補正の額は3億6,283万円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ83億1,289万4,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、財政調整基金積立金等へ追加、福祉灯油購入費助成事業、地域防災計画及び避難計画改定事業、アクアリーナ災害復旧事業等であります。主な財源としましては、地方交付税繰越金、災害復旧債等を充当しております。また、債務負担行為補正を4件、地方債補正を4件計上しております。

次に、議案第41号は、令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算であります。補正の額は24万6,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ5億9,624万6,000円とするものであります。主な内容としましては、令和3年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、一般職手当への追加等であります。

次に、議案第42号は、令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算であります。補正の額は1,578万2,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ23億2,778万2,000円とするものであります。主な内容としましては、令和3年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、財政調整基金積立金へ追加、一般会計繰出金への追加等であります。

次に、議案第43号は、令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算であります。補正の額は4万6,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ1,751万3,000円とするものであります。主な内容としましては、令和3年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、公園墓地管理基金積立金への追加であります。

次に、議案第44号は、令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。保険事業勘定における補正の額は6,509万8,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ19億6,959万3,000円とするものであります。主な内容としましては、令和3年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、財政調整基金積立金へ追加、国・県等に対する返還金へ追加、一般会計繰出金への追加等であります。サービス事業勘定における補正の額は11万9,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ616万7,000円とするものであります。主な内容としましては、繰越金の整理であります。

次に、議案第45号は、令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。補正の額は333万2,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ2億2,718万5,000円とするものであります。主な内容としましては、令和3年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、後期高齢者医療広域連合納付金へ追加、一般会計繰出金への追加等であります。

次に、令和3年度各種会計の決算については、私からの説明は省略させていただきますが、後日開催が予定されております決算審査特別委員会におきまして各課長等から説明申し上げます。

次に、報告第6号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で規定されております健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。普通会計は実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は算出されず、また水道事業会計及び下水道事業特別会計のいずれも資金不足比率は算出されないことから、良好な状態にあると認められております。

次に、議案第46号の令和3年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案等について説明いたしましたので、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

—

日程第3 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、5番熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔5番 熊谷明美君 登壇〕

○5番（熊谷明美君） 5番、熊谷明美でございます。一般質問に入る前に、7月14日にお亡くなりになりました遠藤久和前副議長の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

では、質問させていただきます。ただいま議長より許可を得ましたので、命を守る具体的な災害避難対策をについて、1問質問させていただきます。

県は、最大級の津波浸水想定を5月に発表いたしました。新たに発表された想定結果について、東北大学災害科学国際研究所所長の今村氏は、次のように述べられています。3.11を経験した私たちは、あの災害が最悪だと思っているが、我々の経験だけで判断してはいけない。

その上で、今後できることとして、今回の想定結果を確認してどう検討できるか、住民や関係する人たちで話し合ってほしいと述べられております。この発表に伴い、町では住民懇談会を通してハザードマップの改定や七ヶ浜町避難計画の改定、各地区津波避難訓練を計画しているようでございます。昨今は津波浸水災害の心配はもちろんですが、台風や線状降水帯による豪雨災害、竜巻などの突風等々、経験したことがない多種多様な自然災害が発生しており、新型コロナウイルス感染症対策との共存を考えながら、災害の種類に応じて命を守る具体的な災害避難対策を考える必要があると思います。

そこで、以下の7点を伺います。

1点目、気象庁は、今年6月から線状降水帯の発生の半日前から予報する取組を行っていますが、本町は、事前周知した気象庁の予報をどのように各地区に警戒を呼びかけ、住民の早期避難につなげているのか伺います。

2点目、災害発生時の避難行動要支援者名簿の具体的な活用方法をどのように考えているのか伺います。

3点目、避難するに当たって、車での避難やペットとの避難も考える必要があると思いますが、その対策について、どのような考えか伺います。

4点目、福祉避難所や妊産婦、乳児がいる家族の避難所の周知徹底はされているのか、また、各避難場への車椅子やWi-Fiの設置は考えていないか伺います。

5点目、本年5月に発表された津波浸水想定では、町内の多数地域が浸水域に広がっております。災害が発生した場合、町外からたまたま訪れてきた人が本町内で災害に遭う場合がございます。そのような人にも避難経路が分かりやすいように避難路案内板を増設し、避難と避難所の情報が入手、確認できるアプリの導入を考えないか伺います。

6点目、町内外の外国人に対する避難対応を伺います。

7点目、本日9月1日は防災の日でもあります。2015年9月関東東北豪雨を教訓に、国土交通省が逃げ遅れゼロを目標にマイタイムラインの作成を推奨しています。自助の観点から、マイタイムラインの普及の考えはないか伺います。また、共助、公助の観点から、災害が多様化する中で実行力のある避難訓練等を本町としてどう考えているのか伺います。

以上、町長からの答弁を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 命を守る具体的な災害避難対策をについて、回答を求めます。寺澤 薫町長、登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、5番熊谷議員の御質問、命を守る具体的な災害避難対策をについてお答えをさせていただきます。

まさに本日9月9日は防災の日であります。

初めに、熊谷議員の御質問の1点目、気象庁は本年6月から線状降水帯の発生の半日前から予報する取組を行っている。本町は気象庁の予報をどのように各区に呼びかけ、住民の早期避難につなげる取組をしているのか伺うについてお答えをさせていただきます。

御質問のとおり、国土交通省では、迫りくる危険から直ちに避難するために令和4年6月から線状降水帯による大雨の可能性を半日前からお伝えしているところであります。しかしながら、この予報は、令和11年に市町村単位で危険度が半日前まで把握できることを目標とし、現時点では広範囲での把握となっており、まだまだ精度も低いと仙台管区气象台から伺っているところでございます。住民の早期避難につなげる取組につきましては、大雨などの情報収集を早期に行い、豪雨になる前にいかに避難行動へつなげるか検討を行っているところではあります。精度の問題、課題もありますので、対応についてさらに考えてまいりたいと思っております。今後とも空振りを恐れず、避難所開設や避難情報を素早く発信してまいります。

次に、質問の2点目、災害発生時の避難行動要支援者名簿の具体的な活用方法についてお答えをさせていただきます。

避難行動要支援者名簿は地区の区長や自主防災会長、民生委員、児童委員に配付されており、災害発生後においては自身の安全が確保できた状態において、地区の判断により要支援者の安否確認などに活用されております。

次に、質問の3点目、避難するに当たって車での避難やペットの避難も考える必要があると思うが、その対応を伺うについてお答えをさせていただきます。

今年の3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震の際、車で避難し、コンビニの駐車場や道路に駐車していた方が多く、通行に支障があったと報告を受けております。七ヶ浜町地域防災計画では原則徒歩避難となっておりますが、このような状況も想定し、今年度、車中避難用の備蓄品を購入するなど、そのような対応も含めて取り組んでおります。また、七ヶ浜町地域防災計画では原則徒歩避難となっておりますが、徒歩避難が困難な方を考慮し、改定を行う予定としております。ペット避難につきましては、現行は七ヶ浜町地域防災計画及び七ヶ浜町避難所運営マニュアルのとおりに対応となりますが、今後、こちらも改定を行う予定としていところであります。

次に、質問の4点目、福祉避難所や妊産婦、乳児がいる家庭の避難場所の周知徹底はされて

いるのか。また、各避難場への車椅子やW i - F i の設置の考えはについてお答えをさせていただきます。

御質問の福祉避難場及び妊産婦、乳児がいる家族の避難場所につきましては、一度、指定避難所や拠点避難所に避難をしていただき、そこから対象となる方に移動していただくことから、周知徹底は行っておりません。各避難所への車椅子につきましては、地区避難所において整備されている地区、まだ整備されていない地区がございますので、対応について地区の方と話し合うなど、今後調整してまいりたいと考えております。避難所へのW i - F i の設置につきましては、令和2年議会定例会9月会議において小林議員から同様の御質問があり、その回答と重複いたしますが、その当時は、拠点避難所となる小中学校の体育館、指定避難所となる各地区の公民分館や避難所への公衆無線LAN整備を検討しましたが、平時における利用が少ないことや、経費面でも恒常的に通信費用もかかることなどを理由に見送った経緯があります。最近の大規模災害時の例では、各通信事業者の災害対応策として避難所の通信を確保するためのW i - F i 設置や追加データの購入料金を無償にするなどの取組があるようです、と回答しております。その後の対応としては、町内の小中学校に無線LANの整備は完了しておりますが、各地区避難所へのW i - F i の設置は現段階では考えてはおりません。

次に、質問の5点目、5月に発表された津波浸水想定では浸水域が広がっている。災害が発生した場合、町外からの人も避難経路が分かりやすいように避難路案内板を増設し、避難所の情報が確認できるアプリ導入の考えはについてお答えをさせていただきます。

5月10日に宮城県が発表しました津波浸水想定につきまして、現在、担当課が各地区において説明会を実施しております。説明会では、ハザードマップ見直しのために、各地区の皆様から避難路や一時避難場所などについて意見を伺っており、その中で、避難誘導看板設置箇所の追加などの御意見をいただき、必要箇所への設置を検討し、進めてまいります。アプリの導入につきましては、現在発信している情報を活用しながらより広く発信する方法で調整しており、アプリの導入については調整結果を検証しながら、今後検討してまいります。

次に、質問の6点目、外国人に対する避難対応を伺うについてお答えをさせていただきます。

現在設置している避難誘導看板には、ピクトサインとともに英語表記を加えております。しかしながら、避難場所や避難所へは土地勘のない方、それに加え海外から来訪された方にとっては大変分かりづらいと認識しております。対応といたしましては避難誘導看板と観光ガイドブックにQRコード表示し、町のホームページへアクセスしていただき、防災情報を入手していただきたいと思います。そのためにはホームページの充実が不可欠でありますので、更新を

考えております。また、ハザードマップの英語版の作成にも取り組んでまいります。

次に、質問の7点目、2015年9月の関東東北豪雨を教訓に、国土交通省などが逃げ遅れゼロを目標にタイムラインの作成を推奨している。自助の観点からマイタイムラインの普及の考えと、共助、公助の観点から実行力のある避難訓練を町としてどう考えているのか伺うについてお答えをさせていただきます。

まず、マイタイムラインの普及についてですが、避難することへの意識醸成や自分の避難行動の確認などに効果的であります。町といたしましては、マイタイムラインとは若干異なりますが、個別避難計画の作成に取り組む予定であります。町内の1地区をモデル地区として実施し、検証するものであります。その検証結果に基づいて、個別避難計画とマイタイムラインの作成を並行して取り組むことも可能ではないかと考えているところであります。避難訓練につきましては、地区の場合は自主防災会を中心に実施していただき、必要であれば町担当課職員が指導を行うことにしております。今後の予定としましては、令和5年度に松ヶ浜小学校学区の防災訓練を計画しているところであります。

以上、熊谷議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1問目でございます。大雨による被害の主なものといたしまして、床上、床下浸水、道路の破損、冠水、土砂崩れなどが考えられます。その心配がある住民は大雨が降り出してから避難では遅いと考えられます。気象庁発表の警戒レベルがございますけれども、そのレベルの中の高齢者等避難が発令されてからの避難の判断というふうになってしまうのか、この辺の町の判断、避難の判断に関しまして、再度伺いたいというふうに思います。どのレベルで避難をするのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） その問題でございますけれども、先ほど町長も答弁の中でおっしゃっていましたが精度の問題もあるんですけれども、いつ、どの程度の雨が降るかというのははっきり言って読めません。それで、こちらのほうとしてもいつのタイミングがいいのかというのは悩んでいるところではございます。ただ、激しく降るというのはある程度の感覚では分かりますので、その前に高齢者避難等をしていただければとは思いますが、町民の方もある程度御理解いただいています、避難所開けるのですか、開けたほうがいいですかという連絡もいただいているほどでございます。ですので、だんだん皆さんの意識の中にそういう意識が

芽生えているのではないかと、こちらでは判断しているところでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 町長と担当課のほうからそのような御答弁で、整備がまだまだされていないというようなことではございますけれども、毎回災害が起きる都度、また、特に線状降水帯と最近本当に頻繁に聞かれまして、その整備、精度を待っている間に大きな災害が起こるとも限らないですので、ぜひ町として、このときにはこういうふうにしようという基本的なルールといいますか計画を、ぜひ考えるべきではないかなというふうに思います。今、室長からお話ありましたけれども避難所の開設のタイミングですね。これを、やはりそれぞれの避難所の行政区、自治会、それから住民等が例えば大雨が降る予報を見ながら、七ヶ浜に迫っているとなったときに、もう避難をしなきゃいけないというふうなところ、町と行政府、自治会、それから住民が共通認識すべきだというふうに考えますけれども、その辺の広報の仕方といいますか、こういうふうになったときには町からちゃんと避難の連絡が行きますよというようなことを、最低限決めるべきではないかなと思いますけれども、その辺の考えはいかがか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） そちらのほうも今地区を回っておりまして、そのような御意見をいただいておりますので、その辺もちょっと今後検討というか、こちらのほうである程度お示しできたらなという考えは持っております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） ではぜひ、しっかりと共通認識ができるようにしていただきたいというふうに思います。

続いて、2点目に行きます。2点目の避難行動要支援者名簿についてでございます。2018年7月、岡山県に最大級の被害をもたらしました西日本豪雨のとき、倉敷市真備町で亡くなられた51人のうち45人が高齢者でした。また、災害時に支援が必要な避難行動支援者は51人中42人で、うち34人は自力で避難するのは難しい避難行動要支援者名簿に掲載されていたと言います。この避難行動要支援者名簿は、御承知のとおり法律で市町村に作成が義務づけられて、ほぼ全ての自治体が作成されております。真備町での被災後の検証で、この名簿がうまく活用できていないとの検証結果がありました。名簿があっても誰がどのように避難を支援するのか、いざというときに行動が結びつかない等々でございます。本町の広報誌8月号に、この避難行動要支援者名簿について、万一の災害発生時に自ら避難することが困難な方の安全を確保するため

の名簿ですとあります。いざ災害が発生したとき、名簿に載っている高齢者をどう避難させるのか、誰が誰に声をかけて避難を促すのか、当局の考えを伺います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） まず、避難行動要支援者名簿の基本的な考えでございますけれども、関係者のほうに、関係者というのは町長答弁のとおり区長、民生委員、自主防災会長等に配付をさせていただいて避難支援に活用するということでございますが、ただ、一方でいわゆる配付された関係者に関しては、発災直後に要支援者を確実に避難させる、人命や身の安全を確保する義務は負わないという前提で進めさせていただいています。ですので、個々の避難支援の限界があるわけなんですけれども、町のほうとしてはそういったのを十分理解しておりますので、名簿の活用に関しては日々の見守り、こういった方が住んでいらっしゃる、どういう状況なのかと。そういう中で、後段で議員さんのほうから御提案あった例えばマイタイムラインとかも含めまして、そういった活用の中で、いろいろな限界の中で、それでも、少しでも安全安心を確保していきたいという考えでこういった名簿のほうを活用させていただいております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 区によっては登録者が多い区がございます。例えば町広報誌8月号を見ますと各地区の数字が出ております。令和4年4月1日のところの人数を見ますと、例えば遠山区は258人、汐見台は225人、松ヶ浜は153人と、結構100人、200人の単位で名簿が掲載されているということでございますけれども、やはりこの名簿が、例えば区長さんとか自主防災会、それから民生委員さん等々に配付されているとしまして、日頃の見守り等も確かに活用されていると思いますけれども、このように100人、200人の方々を、いざ災害があったときにその方々だけで、責任は負わないとは言いますけれども、やはり高齢者の方々は声かけを待っている方もいらっしゃるのではないかなと思うんですけれども、やはり一人一人の状況を判断しながら、どのようにして命を守る行動をすべきなのか、そのようなことを区長さん、民生委員さん等々自覚されているとは思いますが、この100人、200人をどうするんだという、そのような声はないのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） あくまでも、そういう名簿を配付されている関係者が全責任を負って安全安心に取り組むわけではなくて、要支援者自らもこういったことができるのか、あとは先ほど1点目に質問があったいろんな避難情報とかを踏まえて、こういった行動をしたら

いいかというのは、やはりこれは皆さんで考えていくしかないんですね。その中での限界を
しっかり理解して、そういった中でもどういったことができるかと、防災訓練も含めてですけ
れども、そういったことになっていくというのが町のほうのスタンスでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） この避難行動要支援者名簿は、本町に関しましては、大分早くから皆さ
ん手挙げ方式で充実されているとは思いますが、これができてから時間がたっています
けれども、このことに関しまして、例えば災害が起きたときに誰が誰を声かけするのか、そう
いうふうなことを話し合いを何回ぐらいされているのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 町のほうとしましては、基本的には地区のほうの自主防災とい
う観点を後押ししていくという前提でこういったものを整理しています。地区の中でどのよう
な話し合いを何回やられているかまでは承知しておりませんが、町のほうとしては要支援者名簿
の考え方とか、副町長からありました行政報告の研修会の中で、全員でどういったことをやっ
ていくかと、安全安心に向けてどういうことをやっていくかということを取り組んでいるとい
うふうな形ですが、実際、地区のほうでどのように何回ぐらい話し合いしているかまでは承知し
ておりません。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） やはりちょっと細かい話ですが、今真備町の例を挙げさせていた
だきましたけれども、外側はできているだけけれども、実際にそれを、どういうふうに命を守
る形として利用するのかというところまできちんと詰めていかなかったら、いざそういうふう
になったときに、もう全く動きが明確になっていないということで、本当に災害の中で命を落
とされる方も出てくる可能性がございますので、ぜひ、地区のほうでされていると思いますけ
れども、時々町のほうからも、どのような形でされているのかということもチェックは必要
ではないかなというふうに思います。災害時の避難については、最終的に命でんこという
考え方がございます。名簿を登録している高齢者とか障害者の方々は、やはり名簿を登載して
もらっているからということで、災害発生時に誰かが声をかけてくれるのではないかなという
ふうに、避難を促してくれるのではないかなという希望もあるのではないかなと思います。最
最終的にそれぞれの、命はそれぞれで守るというの基本かもしれませんが、やはりせつ々
しく名簿がございますので、もう一度きちんとその方々の申合せ、それから話し合い等を、やっ
ていますかというともたそれぞれの地区の区長さんとかはやっているよというふうな形になるか

と思いますけれども、何らかの形で、町のほうとしてもそれを推進していけるようなお膳立てといえますか、そういうことをすべきではないかなと思いますけれども、その考えはないか伺います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういった避難の素早い対応というふうなことです、これについては地区とも話し合い、自主防災会をできるだけ密にそういったことをお話し合いをというふうなことで、昔の話になりますが、阪神淡路大震災のときに消防、警察、自衛隊等での救助というのは22.9%、近隣住民等での救助が77.1%という、ほとんど地震被害ということでございましたけれども、そういった隣近所の取組が一番素早い対応につながるということで、それが自主防災会の活動であったり日頃の活動と。ただ、なかなか避難を手伝わなければならない人がつかめないということで、うちのほうでは手挙げ方式ではなくて、逆手上げ方式で条例化してやっている。できるだけ絞り込んで、地区の皆さんがこの人がいざというときに問題が出てくるだろうというふうなことで、話し合いをしながらお手伝いをいただくというふうなことで、これまで取り組んで絞り込んできました。ですから、自助、共助、公助とは言いますが、どうしてもマンパワーの中でそういった大災害が起きたときに、全て行政が、公がというふうなことではいけない部分がありますので、地域での日頃のコミュニティーであったり、そういったものが大事なんだなというふうなことで、さらにそういった状況も踏まえて、各地区とも風化することのないように、再度その要支援者名簿等の充実とかそういったことにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 次に質問するところが町長がおっしゃった、やはり区の自主防災会、それから区長さん、民生委員さんだけじゃなくてお隣の地域の方々のお力もお借りして、自分の隣に高齢者、独り暮らしが住んでいるなというお宅に前もって、いざというときには避難しようねと声だけでもかけてくださいねとか、そういうふうなことを地域の近隣の力を借りて、そのように被害を、それから犠牲者を減らす、そのような工夫も必要ではないかなというふうに思います。ぜひ、そういうところも区の中で話し合いを設けていただいたときに、あそこのうちにはこういう高齢者がいるのでお隣にお願いしておこうねとか、そういうことも詳しく打合せをする、申合せをするということが大事だというふうに思います。

続きまして、災害発生後の要支援者の安否確認はどのような形で考えているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 町長の回答のとおり要支援者名簿を安否確認に必ず使わなくては行けないというものではございませんが、これまでの状況で言いますと、地区によっては要支援者名簿の方の、直後ではなくてちょっと発災等が落ちついた段階で確認等をやられている地区もあるようでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 3点目に移りたいと思います。

3点目、まず車での避難でございます。私も基本的には徒歩で避難ということはお伺いしております。ただ、例えば私の住んでいるところを例を挙げさせていただきますと、1丁目から5丁目のちょうど中心に避難所があるんですね。5丁目から避難所まで歩いて避難するというふうな形を考えたときに、結構時間がかかるわけですね。やはりその間に、あの道路は津波とかそういうのはあまり心配はないんですけれども、大雨のときとか、そういうときに徒歩で避難所までというのは大変難しいのではないかなというふうに思います。3.11の地震のときもそうでしたし、それから、その後の大雨のときも遠山区の避難所には車で避難された方がいらっしゃいます。そういうふうな状況を見たときに、例えば公園とかに車で避難できるような、車で避難可能な場所をちゃんと指定をしておくということが必要ではないかなと思いますけれども、その考えはないかを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 車の避難を指定するというのが、車避難を容認していると捉えられかねないということもありますので、なかなか発表するまでには至らないんですけれども、こちら防災対策室のほうでは、どこに車で避難できるかというのを当たり始めています。それで何台収容できるかというのも、今計算に入っているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 例えば遠山、境山児童公園とか、ああいうところは路面の事情はよくないかもしれない、雨降ったりするとぬかるんだりするかもしれませんが、やはりあのくらい広いところとか、それから上の神社とか、そういうところには震災のときに車で避難されたというふうなお声も聞いておりますけれども、やはり、確かに車で避難したいという方々はたくさんいらっしゃると思いますし、今度そういうふうになれば混み合ってしまうということもあると思いますけれども、やっぱり今どきの避難というのはどうしても、特に交通の便の

悪い、車の持っている私たちにとっては、やはり車避難というのは必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺は検討していただきたいというふうに思っております。

定例会 8 月会議の議案第 34 号の新型コロナウイルス感染症対策災害備蓄品で、トイレセット、車避難者用備蓄品一式が財産の取得として議決されたところでございます。その備蓄品が松ヶ浜防災備蓄倉庫、それから小浜防災備蓄倉庫の 2 か所との説明でございました。今後、車で避難されている、また避難場所が決まった場合に、その 2 か所から備蓄品を車避難所のところまで、実際に災害が起きている時点でそこから運んでいくのか、それとも、その車で利用されているところの近くの避難所に、新たにこのようなトイレセット等を購入して設置するのかなどか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ただいまの質問ですけれども、まだどちらに車避難場所を設ける、まあ避難場所……車の待避所という扱いになると思います。そのような形になると思いますので、車はそこに置いていただいて、人間というか所有者の方は避難所に行っていただくか、そういう形を今のところ考えておるところでございまして、車をまずその待機場所に置いて避難所に移動していただく。そういう形を取らせていただければと今検討を重ねているところでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5 番（熊谷明美君） そうしますと今の説明ですと、例えば熊本とか今までの過去のを見えますと、結構、車で生活していると言うとおかしいですけれども、ずっと車の中にいらっしゃるというような状況もテレビ等でも見ておりましたけれども、本町に関しての車避難ということは、車はその場所に置いて、それで人は近くの避難所に避難するというふうな考えでよろしいのかどうか、再度確認させていただきたいというふうに思います。

またハザードマップに関しまして、そのように、例えば車避難が可能な場所等決まりましたらば、ハザードマップのほうにも掲載されるのかどうか、その 2 点を伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほども回答させていただきましたけれども、今のところ、車避難を容認するような形になりますので、ハザードマップへの記載は今のところ考えてございません。

もう一つ、車避難、コロナになってからは間違いなくかなり増えています。そちらのほうは

多分心配で車で避難されている方が多いのかなと、こちらでは判断しておりますので、まずコロナの状況を判断しながら、そのときそのときに合わせた対応ができればと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） やはり今まで車で避難された方の様子を見ますと、やはり避難所の中で例えば混み合ったらばコロナが心配だというようなお声の中で、車でずっと待機されているという方もおりました。やはり、これからのことを考えたときに車避難ということはぜひ考えていただいて、ぜひマップ等にも、ここだったらば車で行けるということを示したほうが、私としてはスムーズに避難ができるのではないかなと思いますので、その辺を再度検討していただければと思います。

続きまして、4点目に行きたいというふうに思います。妊産婦、それから乳幼児の避難ですね。令和3年5月に改定された内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを見ますと、指定避難所の受入れ対象の公示として、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定して公示するとあります。こちらの実施に当たってのポイントを見ますと、福祉避難所の受入れ対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものとして、その家族まで含めて差し支えないというふうなことが載っております。この情報をどの部分まで、どのような人たちまで周知徹底しているのか、また今後する予定なのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほど答弁にもございましたけれども、周知をしますと、こういう言い方は失礼なんですけれども、関係のない方々もそちらのほうに行ってしまうというおそれがあります。それで、本当に必要とされている方がその避難所に行けないという可能性も出てくるわけですので、その辺をこちらのほうで指定避難所または拠点避難所に避難された方の中からピックアップして、こちらのほうの福祉避難所または乳幼児を抱えていらっしゃる御家庭の方々をこちらのほうで指示をしてそちらの避難所のほうに移送するという形を取らせていただければと考えているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 先ほど町長からも同じような答弁をいただきましたけれども、例えば仙台市なんかは、そういうふうに一度避難所に集合していただいてそれぞれの福祉避難所というのではなくて、もう直接その福祉避難所に避難してもいいというような形を取っているそうで

す。これは、平常時でしたらばそういうふうな悠長なことも言っているかなというふうに思うんですけども、やはりいざ災害ですので、災害が起きたときに1回集まって、あなたは福祉避難所ですよ、あなたは違いますよというようなことではなくて、やはり前もって周知をするという、情報をどのような人たちまで周知徹底するのかというふうな質問は、結局そういうふうな人たちにも直接福祉避難所に行けますよというところを、何らかの、例えば区長さんとか、それから自主防災会さんとか、そういうふうなふだんの見守りの中でお話しをしていくというふうなことも大事なかなというふうに思いました。私もちょっと近くの高齢者の方、独り暮らしの高齢者の方にお会いする機会がありまして災害の避難のことにしてお話しさせていただいたときに、やはりその方も足とかちょっと悪い方だったんですけども、遠山の避難所まで行くの大変だねと話をしたときに、大変高齢者でしたので、福祉避難所に避難することもできるんですよとお話しはさせていただきました。でも、やはり町としては1回その避難所に集まってから福祉避難所というようなことでは、やはりあまりにも、集合させてまた移動させるというような、このようなやり方はどのようなものなのかなというふうに思いますけれども、考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 現在の町の避難所運営マニュアルの考え方としては、先ほど防災室長から話があったとおりまずは通常の避難をさせて、福祉避難所に行く配慮が必要な人について、そういったところに移動するという前提で福祉避難所等の設定をさせていただいております。ですので、うちの現在の福祉避難所の考え方としては、例えば長期避難が必要な災害等については、まずは迅速に避難していただいた後に、そういった福祉配慮が必要な人を福祉避難所に振り分けるというか、そういった前提で一応設定をさせていただいております。町は今そういった前提でやっているということです。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 何か円滑な避難のやり方ではないかなというふうに感じております。例えば避難行動要支援者名簿に乗られている方々は、やはり区長さんとか民生委員さんとか、そういう方々は常に心がけていらっしゃると思うんですけども、妊産婦さんとか乳幼児をお持ちの家庭とか、それから病弱な方々等は、例えば3歳児健診とか、それから母子手帳交付のときとか、そういうふうなときにチラシをつくって、それから妊産婦のときもチラシをつくって、もし、いざ災害が起きたときにあなたは福祉避難所に、うちのほうは旅館さん2つ福祉避難所としてなっておりますけれども、妊産婦さんとか乳幼児さん用として設置されておりますので、

やはりそういうところに避難可能ですよというようなところで、やっぱり前もってそういうふうな情報を対象者にも提供しながら、1回避難所に集まってくださいとか、例えば臨月だったらどうするんですかということもあるんですけれども、本当にそういうふうに迅速な避難の行動を考えたときに1回集まって避難所に移動させるというのは、もう何回も口酸っぱくして申し訳ないんですけれども、どのようなものなのかなと、考えをもう一度改めるべきではないかなと思いますが、その辺再度いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） そのような考えもあると思いますけれども、福祉避難所に避難をされる時間にもよると思います。まず我々が今推奨しているのは、まず高台に逃げてくださいということです。災害が大きくなればなるだけ、まず高台に逃げてください。そのときに、福祉避難所があるからといって福祉避難所に避難した場合に、そこで被災に遭われる可能性もございます。ですので、一度高台ないし避難場所、避難所に逃げていただいて、そこから振り分けるという形を取らせていただければと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 福祉避難所が災害に遭うかどうかというのは、やはりそういうのが少ないから福祉避難所にしたのではないかなというふうに思いますけれども。

次に移りたいというふうに思います。

車椅子はですね……もう何回言っても堂々巡りですので車椅子について申し上げます。車椅子は遠山区の避難所に設定されています。これは避難者用というふうな形での最初は設定ではございませんでしたけれども、やはり過去の大雨のときとかを見ますと、福祉避難所までは行かなくとも、ちょっとやっぱり車椅子が必要だなという方も避難所に来られたことがございました。やはりそういうふうな場合に、1台でもいいので各避難所に車椅子があつたら大変いいのではないかなと思いますけれども、車椅子に関して答弁を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほど町長の答弁にもございましたが、整備している地区避難所、または整備されていない地区避難所がございますので、そちらのほう今から調整をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 続きましてWi-Fiでございますけれども、小林議員も前にWi-Fiの設置ということで一般質問をしていただいたところでございますけれども、やはりどんど

ん世の中がデジタル化が進みまして、W i - F i の通信というのは大変に有効ではないかなというふうに思いますけれども、前向きにこの設置を考えないかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） W i - F i ですけれども、こちら、実は避難所にW i - F i 設置した避難所もございます。そちらのほうもありますので設置する、しないという話になりますけれども、今のところは考えていないというのは、大規模災害になったときに通信事業者さんが、今基地局を無停電化にしたり24時間のバッテリーをつけたりしております。その間に臨時基地局を持ってきてW i - F i がつながるようにするというふうに、対応がだんだん進んでいるところでございますので、町で避難所にW i - F i を設置してランニングコストがかかるよりも、そちらのほうを利用したほうがよろしいのではないかと考えているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 5点目に移りたいと思います。

まず案内板でございますけれども、やはり増設を考えているということでございますが、ぜひ案内板にQ Rコードもつけていただいて、その近くの避難所がここですよということも分かるような形でのQ Rコードもつけるべきではないかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 回答にもあったとおりQ Rコードのほうは表示させていただきます。案内板のほう、どちらのほうにつけるかというのもまだはっきりしていないんですけれども、なるべく多くのQ Rコードを設置して、当面ですけれども、当面は町のホームページのほうにアクセスしていただくような形になるかと考えてございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 私がQ Rコードと、案内板の下のほうにQ Rコードをつけて、その案内板のQ Rコードを読み取って近くの避難所を案内するというようなことも必要ではないかなというふうに思っております。

次に、アプリを申し上げたいと思います。多賀城市で防災アプリが今度開設されているようでございます。ほかのところでもこの防災アプリというのがどんどん増えておりまして、中には、特にコロナ禍ということもございまして避難所の混み具合だったり、避難所の様子だったり、そういうこともよく分かるようなアプリをつくっているところもございます。やは

りそういうことも、本町としましてアプリ活用は大事ではないかなと思いますけれども、その考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 確かに多賀城のアプリのほうは拝見させていただいてございます。町としましては、こういう小さい町でもございます。防災面だけではなくて町全体として使えるアプリがないかどうか、今考えているところでございます。その中の一駒として、防災アプリというか防災関係というふうなものにできればなと考えているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 続きまして、外国人に対応するものでございますけれども、山梨県の市川三郷町というところでコミュニケーション支援ボードをつくっておりまして、避難所に外国人が来たときになかなか言葉が通じないということを解消するために、そのボードをつくって、例えばけがをしておりますかとか、それからあと体調すぐれませんかとか、そういうふうな質問をそれぞれの言語で書いていただいて、そのボードで回答いただくというような工夫をされているところがございますが、本町においての、そのような避難所での外国人の対応というのはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 私も前、観光にいたときに観光協会に指さしの英語のやつがあったんですけれども、1回も活用しなかったんですけれども、そのようなものがあっても私はいいと思っています。そのようなものができるように何とか考えていきたいと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 最後に7点目でございます。

個別避難計画、こちらは政府といたしましては努力事項ということでなっておりますけれども、やはりこの個別計画というのは大変大事だなというふうに思います。マイタイムラインに関しましても、一人一人に合った、また災害もいろんな種類の災害がありますので、例えば津波浸水域になっている地域のところ、それからあと後ろに山を背負って大雨のときに土砂災害の心配があるところ、そういうところのお宅の方々がそれぞれ、やはりその災害に合った、自分自身がどういうふうな行動をいざするべきかということをタイムラインとしてつくっておくことによって、逃げ遅れゼロになってくるのではないかなというふうに思っております。先ほど町長のほうとしてはマイタイムラインも考えているということでございますけれども、やはり個別計画というのはきちんとしていくべきだと思いますが、全国的にはまだまだこれからと

いうところでございますけれども、本町におきましてはどのくらい力を入れて個別計画を考えているのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 個別避難計画でございますが、今まさしく検討中でございますので、そういった前提で御了解いただきたいんですけれども、ベースとなるのは避難行動要支援者名簿になっておりまして、この避難行動要支援者名簿に追加される情報としましては緊急連絡先ですね。御親族とか知人の方の、つくる方一人一人、その該当する一人一人の計画になるんですが、緊急連絡先、避難所に関する情報、あと避難経路に関する情報などを盛り込んだ計画を町のほうで今検討をしております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 先ほど、8月4日の日に国際村で地域福祉推進会議の研修会が行われたということでございます。こちらには、それぞれの担当の方がいらっしゃって80人くらいの参加で開催されたということでございますけれども、これとは別に、町民の方を対象にして専門家を呼んで、震災の風化防止も含めて、災害防災・減災、それから今言ったマイタイムラインの必要性等々を講演とか講習会とか、そういうのをもち町民一人一人が自覚するということの場を設けても、それも一つの防災訓練ではないかなと思いますけれども、そのような講演、講習会を考えていないか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 先ほどの8月4日のものは、町のほうの7月号の広報誌に載せていただいて、どなたでも参加できるということでさせていただいたんですが、実際は関係者だけの参加でございました。議員さんおっしゃるような取組なども通じながら、やはり関係者だけ分かればいいということではなくて、住民全ての方がどういった取組、安全安心に向けた取組を理解していただくのは非常に重要でございますので、そういった研修会は引き続き検討していきたいと思ひますし、広報誌等を通じてそういった情報発信は引き続きやっていきたいと思ひます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） やはり防災訓練は一連の流れといいますか、例えば自宅から避難所までの行動、それから避難所に来たらこういう行動とかというのは防災訓練の一つだと思いますけれども、やはり今講演会を設けるとか、それからあとは、当初に申し上げたとおり近隣の方に誰が声をかけていただけるのかというような打合せも、やっぱり防災訓練の中で実際にやっ

てみる、実行力があるような防災訓練というのは必要だと思います。ですから防災士さんとか
が、やはり例えば区の防災計画する中で防災士さんなんかも御提案いただいて、防災訓練の内
容、在り方をもう一度再確認すべきだと思いますが、その辺の考えはないか伺いたいと思いま
す。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほど町長の答弁にもあったとおりでございます。地区の避難
計画を見直したいとなった場合にお声をかけていただければ、うちのほうではいつでも参る所
存でございます。あと今回、松ヶ浜地区のを来年度計画しておりますので、その計画の段階で
どのような避難訓練がいいのかというのも、地区の方々と話し合いながら決めていきたいと思
いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 以上で終わります。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時15分。午後1時15分再開と
いたします。

午前11時26分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。議長より質問の許可をいただきまし
たので、3点について質問いたします。

質問を始める前に文言の訂正をお願いしたいと思います。第1問目の質問の中で「ながすか
多目的公園」とありますが、これを「ながすか多目的広場」ね。なかなか頭と指が一緒じゃな
いもので。ということで、訂正をお願いいたします。

質問に入ります。

第1の質問は、ながすか多目的広場利用者は海水浴期間も無料にすること、これを求めるも
のであります。今年、菖蒲田海水浴場が再開されましたが、海水浴期間となる7月16日から8
月21日まで、ながすか多目的広場利用者も海水浴来場者同様に駐車場の使用料として、普通乗
用車で1,000円が徴収されました。来年度以降、海水浴期間においても無料にすべき考えはな

いか、以下の6点について伺うものであります。

1つは、広場利用者也菖蒲田海水浴場の海開き期間を有料にした理由は何なのか、質問をいたします。

2つは、これまで駐車料金500円、その後600円だったと聞いておりますが、今回1,000円になった理由について伺うものであります。

3つは、菖蒲田海水浴場の海開き事業に係る七ヶ浜町観光協会の収支計画及び収支報告を求めるものであります。

4つは、駐車場料金の徴収名称について伺います。

5つ目は、6月から7月15日までと7月16日から8月21日の菖蒲田海水浴場の海開き期間の、それぞれの広場利用者の駐車台数と来場者数について報告を求めるものであります。

6つ目は、次年度以降は広場利用者については徴収しないとする考えはないか伺うものであります。

第2の質問は、赤道境界を示し、近隣住民のトラブル解消を図ることを求めるものであります。要害地区の漁協七ヶ浜支所要害会議室近くにおいて、長年、赤道に隣接する土地保有者SさんとTさんの間で、赤道の取扱いをめぐるトラブルが生じていることは町担当課も承知し、解決を図っているところだと思います。早期のトラブル解消を求めるに当たり、以下の4点について説明を求めるものであります。

1つは、町はSさんからの相談はいつから寄せられているのか。Sさんからの相談回数及び現場確認などの回数が記録されているのであれば報告を求めたいと思います。

2つは、これまでに改善された事項があるのかどうか質問いたします。

3つは、両土地保有者は、赤道の存在及び宅地との赤道の境界を周知しているのか伺います。

4つは、トラブル解消策は、文字どおり測量を伴う赤道境界を両土地所有者にはっきりと示すことが必要と思いますが、町担当課として、今後の対応策及び解決策についてどのように考えているのか伺うものであります。

第3の質問は、全世帯及び全事業者の、町内の事業者の水道基本料金の免除を求めることについて質問いたします。町では、新型コロナウイルス感染症での経済活動への影響を考慮し、令和2年9月請求分から同年11月請求分の基本料金全額免除を行い、同年12月請求分から令和5年3月請求分に対しては、基本料金から月額550円の軽減を実施し、町民への生活費負担軽減支援を行っております。この秋から、さらに町民の生活必需品となっている食料品等の値上げが行われます。コロナ禍における物価高騰対策、町民の生活費負担軽減支援として、再度、

せめて年度末まで基本料金の全額免除を求めるに当たり、以下の３点について説明を求めるものであります。

１つは、この間、減免、軽減を実施したことで町民及び事業者からどのような反響、要望が寄せられていたのか伺うものであります。

２つは、令和２年９月請求分から同年１１月請求分の基本料金の全額免除費用額は幾らなのか説明を求めます。

３つ目は、全世帯及び全事業者に対して、再度、せめて年度末まで基本料金全額免除する考えはないか伺うものであります。

以上、第１回目の質問として町長の説明を求めるものであります。

○議長（岡崎正憲君） 第１問、ながすか多目的広場利用者は海水浴期間も無料に、第２問、赤道境界を示し近隣住民のトラブル解消を、第３問、全世帯及び全事業者の水道基本料金の免除について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、１２番歌川 渡議員の１問目の御質問、ながすか多目的広場利用者は海水浴期間も無料についてお答えをさせていただきます。

まず、１点目の御質問、公園利用者も菖蒲田海水浴場の海開き期間を有料とする根拠は何ですかについてお答えをさせていただきます。

初めに、菖蒲田海水浴場海開き事業の体制でございますが、町が開設者とはなりますが、運営主体は一般社団法人七ヶ浜町観光協会を中心とする関係団体を含めた菖蒲田海水浴場実行委員会が主体となって運営しております。菖蒲田浜海浜公園及びながすか多目的広場の駐車場は菖蒲田海水浴場の背後に位置し、海水浴シーズン中は海水浴場駐車場として一体的な利用を行っているもので、菖蒲田海水浴場実行委員会として管理運営上、公園利用者との判別が困難なことから、海水浴場開設期間中は海水浴場利用者と同様に有料とし、利用者の方々に御協力をいただいているところでございます。

次に、２点目の御質問、これまでの駐車料金は５００円、６００円だったと聞いていますが、今回１,０００円になった根拠は何ですかについてお答えいたします。

今回の値上げとしたいきさつにつきましては、平成２９年度から令和元年度までは６００円としていたようですが、前回、令和元年度の開設終了後の実行委員会において海水浴場の運営状況の検証が行われ、砂浜清掃にかかる費用の増加や救助に携わる人員、いわゆるプロのライフセーバー、さらに災害発生時の避難誘導等、運営スタッフの増員が必要であるとし、次回開設時

は1,000円とする案が出され、次年度は1,000円にということが町観光協会からは報告をされているということでございます。今年度の開設に当たり、平日は800円、土日祝日は1,000円とすることについて町へも相談され、もう少し安い設定ではどうなのかとそのときに協議したところ、駐車場入り口で徴収する関係団体から、コロナ禍での対応となり利用者との対応時間の短縮や、なるべくお釣りが発生しないよう配慮してほしい旨の意見もあり、一律1,000円と。菖蒲田海水浴場実行委員会が1,000円と決定したものであります。

次に、3点目の御質問、菖蒲田海水浴場の海開き事業に係る七ヶ浜町観光協会の収支計画及び収支報告書の報告を求めますについてお答えをさせていただきます。

菖蒲田海水浴場の海開き事業に係る補助金として、海開きに要する事前の環境整備費及び花火の打ち上げ費用として700万円を町から一般社団法人七ヶ浜町観光協会へ補助をしております。開設することによる実行委員会の収入については運営協力金、企画売上金、その他協賛金などを見込み、支出についてはライフセーバーなどの運営スタッフの人件費や協力団体への謝金、遊泳区域の設定作業や看板作成、各種リース代などであることを収支予算案として実行委員会より提出をされております。なお、収支報告については、現在精算中とのことで提出はされております。

次に、4点目の御質問、駐車場料金の名称は何ですかについてお答えをさせていただきます。

名称は菖蒲田海水浴場運営協力金として、菖蒲田海水浴場実行委員会として駐車場入り口において利用者の方々に御協力をいただいているものであります。

次に、5点目の質問、6月1日から7月15日までと7月16日から8月21日の菖蒲田海水浴場の海開き期間の広場利用者ですか、公園利用者の駐車台数及び来園者数について知らせてくださいについてお答えをさせていただきます。

まず、6月1日から7月15日までの公園利用者の駐車台数は自由な利用としているため、駐車台数でのカウントはしていませんが、公園利用者数は、この間約4,500人の利用がございました。7月16日から8月21日までの公園利用者数は約2,000人で、駐車場の利用台数は2,434台であります。8月1日から公園利用者に配慮し、平日を無料開放といたしましたので、駐車台数は土日祝日のみをカウントをしております。

次に、6点目の御質問、次年度以降は公園利用者については徴収しないとする考えはありませんかについてお答えをいたします。

次年度以降の海水浴場運営につきましては、今年度の運営状況と実績等を踏まえ、海水浴場実行委員会による検証や近隣の民間駐車場の関係なども含め、町と運営する七ヶ浜町観光協会

とで協議をしてまいりたいと考えております。ながすか多目的広場の駐車場の利用実態を見ますと、公園利用者をはじめとし、海岸周辺でのウォーキング、サーフィンや海水浴などのマリンスレジャー、多種多様に利用されております。したがって、公園利用者のみの駐車場として管理運営することが可能かどうか、人員配置や方法等について再度検証し、公園利用者が利用しやすい環境の実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、赤道境界を示し、近隣住民のトラブル解消をについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、町はSさんからの相談はいつから寄せられているのですかについてお答えをいたします。

町建設課で把握しておりますのは、平成26年当時にもう相談があり、しばらくはなかったのですが、令和3年10月より度々相談があり、令和3年10月からは8回の相談を受けているとのことであり、なお、現場は3回確認しているとのことであります。

2点目の御質問、これまでに改善された事項はあるのですかについてお答えをさせていただきます。

報告では、赤道部分の低木などの樹木の伐採撤去が行われ、立入りできるようになっているとのことであります。

3点目の御質問、両者は赤道の存在及び宅地と赤道の境界を承知しているのですかについてお答えをさせていただきます。赤道の存在は両者とも承知しており、境界についてはお互いの主張が異なっている状況であります。

4点目の御質問、解決策は測量に伴う赤道境界を両者にはっきり示すことが必要と思うが、町として今後の対応及び解決策を伺いますについてお答えをさせていただきます。

このようなケースについては民間対民間、民々のことなので、当事者同士が話し合いの場を設け、解決していただくことにしております。これまでの例では、境界を主張する原因者が測量費を自己負担し、土地境界に係る敷地を測量されるなど自分の主張する境界について実測され、町が現地で立会い検証する流れとしておりますので、町のほうで境界確定のために測量することは、この場合考えてはおりません。あくまで原因者のアクションにより協議することとしているところでございます。

以上、2問目の回答にさせていただきます。

次に、3問目の御質問、全世帯及び全事業者の水道基本料金の免除についてお答えをさせて

いただきます。

まず1点目の、免除及び軽減を実施したことによる町民等からの反響、要望についてお答えをいたします。

特に反響等は寄せられてはおりません。

次に、2点目の、令和2年9月から同年11月請求分の基本料金の全額免除費用額についてお答えをさせていただきます。

令和2年9月から11月請求分の3か月分で2,748万6,080円となっております。

次に、3点目の、全世帯及び全事業者に対し、年度末まで基本料金を全額免除する考えについてお答えをさせていただきます。

現時点では基本料金を全額免除する予定はありませんが、今後、国の経済対策やコロナ関連の交付金などの状況を注視しながら、情報収集に努め、検討を加えてまいりたいと考えております。なお、基本料金の軽減につきましては、歌川議員質問で令和2年12月請求分からおっしゃいましたが、令和2年4月請求分から実施しておりますので、御承知をお願いしたいと思います。

以上、歌川議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問させていただきます。

最後の水道、そうですね、令和2年4月でした。申し訳ありませんね。

第1問のながすかの件で質問させていただきます。

実行委員会と判断が困難なことからということでもあります。そうすると、その期間以外は無料ですね。そして判別が困難だということを説明されましたが、要するに、あそこに1,000円を払って、あの遊具3か所、あとは自販機、ベンチ、広場、そこを1,000円で利用するだけの価値があるのかどうかです。いろんな県民の森とか、あとは利府の加瀬沼公園ありますけれども、せめてあのぐらいの施設だったら、800円ぐらいだったら何とかなるんですけれども、七ヶ浜みたいなあの公園で1,000円取ること自体が妥当なのかどうか、改めて。区別ができないということですから、徴収することがやむを得ないというふうに考えているのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 最初の回答でも申し上げました。実は観光協会の実行委員会からお話を受けて、私もちょっと1,000円というのはどうなんだろうかということでお話をさせていた

できました。それで、もう少し安くはならないんだろうとか、それこそ歌川さん今言った800円くらいでは駄目なのと。ところが、ライフセーバーの常駐やら、あとは海水浴場といえどもブイの設置とかエリアの準備、いろんな機材の準備等も含めると、どうしても人が少ないと困るということで、そういったことで実は1,000円にしたいんだと。そして駐車場の徴収についても、新型コロナの関係でいろいろお手伝いいただく団体からは、コインだとどうしても受けるあれがあるから、できれば1,000円札に、1,000円にしてほしいというふうなことで、どうなんだろうかな、1,000円というのはどうなんだろうかなというふうな思いはございました。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） まあ、そういう点ではね。

じゃあ、次に移ります。

2点目、収支状況についてはまだ途中だと、精査中だということなので、これについては再質問しかねるので次に移ります。

3点目であります。（「4点目」の声あり）3点目ですね。駐車場料金の名称は何ですかということでありました。（「それ4点目ですね、4点目です」の声あり）ごめんなさい、じゃあ戻ります。

2点目に移ります。今回1,000円になった根拠についてはということで、先ほど言われたように関係者に伺いました。要するにお釣り出すのが面倒くさいんだということなんですよ。要するに収支的根拠は基本的にはない。そして、こじつけはライフセーバーとかいろんなリースとか、そういうものは後でこじつけたものであって、本来なら、やはり支出に伴って収入をどのように決めるかというのが基本だと思うんですけども、お釣り出すのが手間暇かって面倒くさいからという、根本的なそういう考え方が妥当なのかどうか、町長伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） ですから、私も先ほど言ったとおり、私もちょっと高いと思うよと。だから、別のサービスをできないんですかということで、パトロールセンターの前にシャワー設備、水ですけどもね。そういった形で、海水浴したときに体が塩でベタベタになる部分でやっぱり足を洗ったり砂を落したり、そういうふうなプラスの部分が付加するなど、どうなんですかということで言わせていただいて、そういった対応はしているようでございます。サービスの向上を少し図ってほしいと。お金を取るならということで。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ながすか多目的広場の利用者が、海水浴の管理センターのシャワーを浴

びるのかどうか。ほとんどの方は浴びないと思います。その場で遊んだら帰っていくんですよ。だから、海水浴利用する人たちは1,000円取って、私やむを得ない部分もあるかと思います。それは基本的には収支との関係でね。お釣りが面倒くさいとかそういうのではなくて。私は、多目的広場に利用する人の1,000円が妥当かどうかということが基本的です。その中でシャワーなんか利用する人はまれなのかなというふうに思いますので、そういう点でも算出の基準が曖昧じゃないかなというふうに思います。

次に移ります。3点目はパスして4点目、駐車場料金の名称については、菖蒲田海水浴場運営協力金でありました。これ小さい券で半券あるんですけども、要するに、ながすか多目的広場を利用する人は菖蒲田海水浴場の運営に、海水浴場の清掃とかライフセーバーとか、いろんなトイレのリースとか、あとは看板を利用するとか、そういうことはないんですよ。やっぱりそういう点でも、その運営協力金の対象から外れるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） ただいまの御質問ですが、町長が前段で、まず1点目の回答で申し上げたとおり、この37日間の海水浴場期間中は、背後の駐車場をまず海水浴場の駐車場として利用させていただいております。そういった観点から、まず運営協力金という形での流用とさせていただいております。ただし、今回利用に当たってコロナ禍で3年ぶりに開設したと。その中で広場整備をしてから初めての開設となっております。ですので、今年に限っては利用者の動向を見ながら、8月1日から平日のみ無料開放として、公園利用者にも利用しやすい環境とさせていただいております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 課長、子供とあそこを利用する保護者というのは今こういう御時世だから、じいさん、ばあさんと来る方というのもないではないですよ。そういう方は平日来る可能性はあるかもしれません。子供というのは、大半ほとんどの人が幼稚園や保育園・保育所、または就学している。そうすると、その保護者というのはどちらかが就労しているか共稼ぎか。そうすると、日中より土日の利用者が多いんです。そうすると、平日無料にしたって土日取られるんだったら意味がないじゃないですか。やっぱり全日にわたって無料にすることが原則だし、あとはそもそもが、あそこをながすか多目的広場として設置するとき、当初からあそこは夏場について海水浴利用者の駐車場として使うんだということで、我々議会または町民に周知しているのかどうか、周知されたのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） ただいまの周知につきましては、周知してございません。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃあ、次の質問に。4番と5番も含めて、取りあえず5番に移ります。

それぞれ、6月1日から15日までカウントしていないが人数的に4,500人、そして期間中は、車両については2,434台、2,000人近くということであります。ここで逆算すると海水浴期間中については1日約80台ぐらいということであります。どっと1回に来るわけじゃないですね、大体こう流れてくるわけですよ。そうすると、あっても大体50台ぐらいかなというふうに思います。そうするとこの海水浴時期前についてはその倍ぐらいなので、あっても100台ぐらいですね。それが常時100から百二、三十ですか、常時来るわけじゃないですよ。そういうことを考えると、やっぱりそれなりの利用者が来ているということですよ。そして、多分徴収する方は町の婦人会から協力された御婦人の方かと思うんですけども、その中で担当課または町に対して、ながすか多目的広場を利用しに来ただけけれども、そのときに1,000円も高いなということ帰った方というのは、その期間中、1日平均どのぐらいの台数があつたのか、その点説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） 関係団体からの件数の報告はございません。ただし、町のほうに苦情、クレームという形でお寄せいただいたものは約20件程度のお声はいただいております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私も8月3日かな、ちょっとこの質問するに当たって婦人会の方々と約2時間ぐらいいました。その時間帯だけでも2件、もう拒否されました。これは土曜日でしたけれどもね。やっぱりそういう点では、やはり、いつも来ているのになぜこの時期だけ、せっかく子供たちと休みなのに、1,000円も払ってあそこに半日もいないですよ。いても1時間から2時間。それだけでも十分です、あの遊具の数から見て。そういう点では、改めてこの件については考えてもらいたいというふうに思います。

次に、6点目、最後になります。来年度以降については徴収しないという考えはないかどうか、それについては検討するみたいなことを説明されました。そこで若干、これはながすか多目的広場の令和元年度に議会に出した全面図です。そしてその中で、今回駐車の方がいる方はこのシーソーの近くの入り口です。そこだけです。あとほかについては閉鎖しています。そこで、私がそのとき2時間ぐらい立ち会ったところの中で、全てが駐車場埋まっているわけじゃ

ないんですよ。ここを閉鎖しているので、この海水浴に利用される方は、この第一工区の大体3分の1または5分の2ぐらいまでしか利用していません。こちらはほとんど公園利用者が四、五台ぐらいですよ。そういうことを考えると、私どうしても区別がつかないということであれば提案します。これがいいかどうかは、ぜひ検討してほしいんですけども。今までどおりここに受取人を置いて、ここから公園の一定のエリアのところまではもう閉鎖する。そして、今の時期あそこの小豆浜でしたっけ、利用される方が今この開放しているところを利用するんですけども、閉鎖しているとき、料金取っているときはここは全然いません。ということになると、こことここを閉鎖して公園の窓口はここにして、ここだけを公園利用者に、大体100台ぐらい止められますので、バス駐車場も含めてね。だから、こういう策を取れば十分区別して利用できるのではないかなというふうに思いますが、その点、今後の考え方として検討する余地があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） ただいまの御質問でございますが、案も含めて、実は今年実行委員会のほうでもそういった検討をさせていただいております。ただ、それを実現するには、その入り口にもう何人かの人員配置が必要になるということで、全体のそういった協力金の中で賄えるかというものと、関係団体から1日それだけの人員がお手伝いできるかというふうな問題もございまして、今年度に限ってはそういった方法は取りかねました。ですので、次回開催に向けて今回の実行委員会の中でいろいろ御意見と検証を行いながら、利用しやすい環境に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するにちゃんとあそこには、今の管理棟があるところの入り口については公園利用者のみの入り口ですよとかね。海水浴利用者については御遠慮ください、それこそ看板立てて明記する。そういうことをすれば十分対応できる。そして今でも土日については町の職員が対応しているようなことを言いましたけれども、それと日中については、一定のあそこに警備員というか、一定の人を配置して誘導するようなことだけでも十分対応できるのではないかなというふうに思いますので、前向きな検討を求めて次に移りたいと思います。

2問目について移ります。境界のものです。時間がないので1点、2点、3点、4点とまとめて質問させていただきます。

要するに両者は、この赤道については承知しているというような答弁がありました。しかし、この赤道、赤い線で取ったところですけども、これの境界については存在は周知しているの

かもしれないけれども、境界線そのものは周知しているのかどうか、担当課または町長、説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 周知に関しましては、昭和46年に国土調査で赤道になっておりまして、その段階で両者が納得したために、納得しているので、赤道の筆点はそのときに出ているはずなので、両者は納得していると思っております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そのときに周知したのかはしりません、昭和46年にね。現在その境界については、きちんとくいがそれぞれ打たれて、明確に目視でここが境界線、赤線、町道と市有地との境だということを周知しているのかどうか。あるということは周知していますよ、ちゃんとここに地図あるんだから。しかし、どこからどこなのか、その点は周知しているということとで理解していいんですか。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、すみません。私のちょっと理解なんですけれども、周知ですか、承知ですか。

○12番（歌川 渡君） 承知しているか。

○議長（岡崎正憲君） 承知ですね。（「はい」の声あり）そういうことです、建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 現地には、本当にくいなり測量したときの青ペンといってマーカーされているはずなんだろうけれども、今現在は風化しているか何かして、私も現場に行っただんですけども、くい等は確認できませんでした。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということで、両者の話合いで解決しなさいというのは、私は本末転倒だと思いますよ。この赤道の所有者は誰ですか、町長。担当課長でもいいです。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 赤道の所有者は町であります、そちらの現場の部分なんですけれども、普通の赤道ですと通り抜けできるような状況であります、そこに関しては行き止まりになっておりまして、その両者、質問の二方の方だけが利用できるような状況になっておりますので、管理は町であっても使っている方々に除草等の管理等をしてもらっております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 町の所有する土地があって、そこが曖昧だからお互いが話し合っても解決できないんですよ。くいもない、目印もない。その所有者、町の赤道の所有者、町が、隣と

ここの赤道の、あんたの境とあんたの境はここからここだよと。それを示すことが所有者の責任じゃないですか。これを、赤道が曖昧になってくいいもないんですよ。曖昧になっているから解決策が見つからないんじゃないですか。当事者同士で話し合ったってどうしようもないじゃないですか。結局、赤道でもし民間で測量した場合は、結局最終的には町が立ち会わなきゃいけないでしょ、これは町はここなんだと、測量者さんちょっと違うんでないですかと。なんていったら最初から町で測量しなさいよ。そうすれば解決策じゃないですか、その点回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から回答申し上げたいと思います。

実は、平成何年だっけ（「26年」の声あり）26年。実は私、管財とかの担当をしたときにもそういった話題だけはありませんでした。そのときに聞いた話、区からの話でもありましたけれども、そのときには、赤道、町が所有なんですけれども、町と、それから両側の所有者との境界については争いはないというふうなことだったんです。ただ、お互いが感情の部分で違いがあるというふうなことがあって、そこのところを解決できさえすれば、町とすれば境界を動かすというふうなことについてもやぶさかではないんですよというところまで話はさせていただいています。ただ、そこのところ代が変わってきているうちにちょっとその辺が曖昧になってきて、今、そのときには境界についてもきちんと示したはずなんです。それで了解したというふうな話だったんですけれども、今の段階になるといろいろ話が交錯しているというふうな状況でございますので、再度現場のほうに行って、両者に、ここのところが赤道ですよというふうな境界の現場での指示、その部分については指示をさせていただきたいなというふうに思います。その後については、境界の争いを再び両者が起こすのかどうなのか、その辺も確認した上での対応とさせていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、測量はしないで目視で赤道の境界を定めるということで理解していいのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 争いがあるから測量が必要だというふうなことになりますので、もともと土地そのものについては、現場でここからここまでが私のところですよというのが、それを図示して法務局のほうに登記をするというのがあれなので、現場で問題がなければそのところは現場はそのまま確定するわけですから、特に測量が必要かどうかというようなことにつ

いては、ないというふうに私は理解しているものでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ぜひ早急に。なぜかというところSさんは、赤道に関わる一部の部分がブロック塀が倒壊する危険があるので、その赤道が通常今までの赤道から、このTさんとのトラブルになっているところについては盛土されて、約50センチぐらい盛土になっているんですよ。そうすることによって、ブロック塀を補強または改修できないという状況になっているので、そういうブロック塀の転倒の危険性もあるので、そういう点、早急に解決を、トラブルの解消に関わることを求めて、3点目に移りたいというふうに思います。

3点目については、水道ですね。

まず、1点目については寄せられていない、2点目については2,748万6,080円であります。

ということで、3点目のみに絞らせていただきます。今後の予定はないということでもあります。要するに、この令和2年度で約3か月の減免をやりました。約2,700万円。そして、例えば10月からやっただとすると6か月、そうすると約これの倍ですね。だから、5,497万2,160円というふうになります。そこで、こういうお金いっぱいあるじゃないですか。ぜひ使ってほしいんですね。今回の9月の補正で一般会計で出ました。そして財政調整基金、今回繰入れが3億7,946万5,000円かな、そして繰入れが1,782万7,000円ということで、約2億円ぐらい目減りしたんですけれども、しかし、今回の補正後の一般会計の財政調整基金、約13億円残っているんですよ。せめて10億円ぐらいでも十分間に合うんじゃないかなというふうには思いますよ。ぜひその点、この一般会計からの、前回の同様に繰入れしてやる考えはないか、その点を伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 前回は、減免軽減につきまして、財源ありきの、コロナの創生臨時交付金を使った経緯があります。現在、財政調整基金も4年度末の予定では、9月補正まで入れますと13億ちょっとということになりますが、2年度末で15億円ありました。（「そうですね、15億320万円」の声あり）ですので、財政サイドとしては今のところ、回答にあったように今のところ現段階ではその考えはないということをはっきり申し上げておきますが、回答にもあったように、今後国の動向なりで町の施策全体として考えた場合に、これが果たしてどうなのかということを検討するかどうか分かりませんが、（「しないと思う」の声あり）今のところは予定はないということで、財政調整基金につきましても、私の頭の中ではやはり15億円程度は今後も必要になるんじゃないかなというふうなことがありますので、今のところ、回

答のように予定はないということにいたします。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2年度で15億円、3年度末で13億円、震災前なんてもっと少なかったですよ。震災のおかげで財政調整基金ば一んと増えたんですよ。せめて震災前ぐらいまで戻って日常生活の中で、財政の中でやりくりしていくことも十分可能じゃないでしょうか、その点。そこで伺いたいと思います。私ね、町としてこれまで、今やっています令和4年度のたがもん・ボーちゃんスーパープレミアム商品券。これ、全世帯対象に事業始めました。ところが、第1回目の配布状況については70%、約3割の方が利用していないんですよ。その理由は分からないです、私は。お金がないのかどうか、あとは地元に使える店がないのか、いろいろあります。もう一つは、町がこの前やった福祉灯油ですよ。これについても担当課とのお話も、この前会って若干数的には変わりますけれども、当初の利用者は82%。これについても約2割の方が利用していないんですよ。これは全協で話しました。ところが、この水道の減免というのは全部平等なんですよ。事業者も町民も、非課税の方も非課税のぎりぎりの人も。そして、今はこういう情勢の中で、これは昨日の民間新聞であります。「値上げ加速の秋、食品8000品目」これが来月から、そして、宮城については東北電力の電気料金の値上げは据置きになりましたけれども、いろんなところで家電製品なりが値上げされている。これは非課税の方だけが対象じゃないんですよ、全ての町民、事業者が対象になるんです。そういうことを考えると、こういう基本料金の免除というのは全ての住民、事業者に公平に、それぞれの状況に応じてやれる事業だと思うんですけれども、改めて実施する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。（「同じか」の声あり）

○財政課長（小野勝洋君） 歌川さんおっしゃるのも重々分かるような話ではございますが、町全体の施策として単発的な事業として捉えるのか、それとも個別の目的があってこれを重点的にやるべきなのかというようなところも、いろいろ勘案するところがございますので、先ほども申したように基本的な財源ありきでというふうな話になるかと思うんですが、いずれも今後の国の動向なり、そういった、今後国からの補正的なものを交付金が予定されておりますので、そちらのことを考えて、町全体の施策の一つの中でできるかどうかということを、歌川議員さんの意見は参考にはさせていただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 最後になります。要するに、こういう先ほどのこれらの事業は、行政も、あとは利用者も一定の財政的・生活的負担が生じるんですよ。当然、行政についてはいろんな事

務事業ですね。そして、町民についてはそれを受け取りに行ったり、それを利用したりするんですよ。ところが、この水道料金の減免、免除というのは、町民は何の行動もしなくてもいいんですよ。当局側も、例えばこれまでに行った広報と、あとこういう紙1枚で検針の方がやるのかどうか私分かりませんが、こういう仕事だけで済むんですよ。灯油だって事務費で100万円とか200万円かかるわけですよ。こちらだって発行枚数で印刷費だ人件費だとかかるんです。ところが水道料金というのは、減免というのは町の事業ですから、直接。全く事務費というのは、全くじゃないけれども定額に納められるんですね。そういう点も含めて、やはり公平的な、行政にとっても安価な政策だし、あとは単発的なといったってこれまでやっているでしょう。それを繰り返すだけの話なので、ぜひ実施する考えはないか改めて。

○議長（岡崎正憲君） 最後に答弁あればお願いします。（「あります、答弁なきや」の声あり）平山副町長。

○副町長（平山良一君） 質問が水道会計のことですと私が答えるわけではないんですけど、今、一般会計に財調がある、そういったことも含めての質問でありましたので、私のほうから回答を差し上げたいと思うんですけども、これから住民生活、結構大変になっていくというふうなことについては、執行部側のほうでも理解しているところでございます。どういった生活支援ができるかというふうなことについては、財政課長が申し上げましたように広く施策を考えていかなければならないというふうに。それから、もっとひどくなるんじゃないかというようなこともありますので、必ずしも水道の基本料金を下げるということ、そういったものだけではなくて、広くもう少し考えていきたいと思いますので、御了解をいただければというふうに思います。決して排除しているというようなことではありませんので、ご理解いただければというふうに思います。

○12番（歌川 渡君） 理解できないけれども質問できないのでね。終わります。ありがとうございます。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午後2時20分、再開いたします。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、8番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔8番 遠藤喜二君 登壇〕

○8番（遠藤喜二君） マスク外してよろしいですか。（「はい」の声あり）ちょっと酸欠状態なものですから。

議長の許可を得ましたので、8番、遠藤喜二、一般質問させていただきます。今回ちょっと文言は大分長いんですけども、町長並びに担当課の方には多分まとめたの回答でいいと思うんですけども、多分そういうふうな回答になると思うんですね。それでよろしく願いいたします。

質問は2つあります。

まず1問、計測震度計と地震計の正確計測値の選定と増設設置について。

第2問、我が町の小中学校の防災教育について。

まず第1問目から、過去の巨大地震においても震度4、震度5強、震度6もありました。においても、さらに近年起こり得るとされる10メートル以上の大津波となると、やっぱり巨大地震になると思います。その巨大地震に関し、我が町の地震計、計測装置ですね。設置条件等の適切な観測点に設置されているのかどうか伺うものであります。

まずは地震計の設置定義というのは、①場所は堅牢な建物であること、②設置する階数は1回がいいが、下に床下や中空階などの空間がなく、はりや基礎がある強固な場所が望ましいこと、③地下は深くなるほど揺れが小さくなる傾向があることから、設置しようとする場所が地盤と同じ揺れであるかを事前に確認することが望ましいとされていること。震度4以上の地震のたびに町当局に確認はしているものの、現在の場所で適正かつ正常値と言われる数値を表示しているのか、また幾ら狭い町としても、たとえまた県が設置したとしても、その観測点は1か所でよいのかを聞きたいものであります。そこで、次の6点を簡単明瞭な回答を期し、伺いたいものであります。

①震度計の設置環境基準はどうなっているのか。

②設置環境状況の適切、不適切等の適性評価はいかがか。

③地盤調査は適正か。

④現在の計測震度計と地震計の稼働年数及び耐用年数はどうなっているか。

⑤初動体制の基準整備等点検表に関して。

⑥町独自で計測装置と地震計の増設及び既存地震計との設置で連携等の考えはあるかどうか。

以上、簡単明瞭に答弁をいただきたいと思います。

次、我が町の小中学校の防災教育について。

授業中に地震が来たら、身を防ぐ方法や訓練は常に行っていると思うが、東日本大震災、そ

の大津波から11年がたち、震災以降に生まれた子供たちも幾分というか大分増えてきたと思います。さらに、発表のあった今後襲来するやもしれない10メートル以上の大津波に際し、改めて小中学校での防災教育の教材として家庭での学習にも活用でき、学習機能としてのコンセプトになり得る3つの学習である、①事前学習、②補足学習、③現地学習があるとされていますが、我が町の小中学校の防災学習の実態はどうなっているか伺うものであります。そこで、小中学校の防災学習方法と教師の防災研修について、各3点を伺うものであります。

まずは、小中学校での防災教育に関し、先ほど申し上げました①事前学習として、常に危険等に際し、身の守り方を身につけることなどの学習をしているのか伺いたい。

②補足学習として、過去の津波の写真集やデータ、昭和三陸、特に近年の東日本大震災による大津波を体験した方々の話を聞くことや現在に残る津波の跡を学習することで、子供たちへの防災対策を学んでいるか伺いたい。

③現地学習として、今では子供たちも持ち歩くGPS機能アプリつき携帯電話等を利用して、オリジナルの防災マップを作成することができるが、我が町、七ヶ浜町の通学路や学校、家の近隣調査、いわゆる行動範囲地に危険と感じた場所や避難場所にと考えた場所を撮影し、メモなどをつけて送信し、避難防災等の学習活用をしているのか伺いたい。

次に、教師の学習に当たり、これは④となっていますけれども、防災研修カリキュラムで講義だけではなく、システムの活用や学校の防災対策事例の紹介や意見交換会など、研修等の交換交流をしているのか伺いたい。

次に、防災教育を実践する上で、学年の年齢に応じた目的や目標のほか、津波等を知らない先生方が参考にしやすいように取組ができる事例、また、学校で防災教育に取り組める時間が異なる点も踏まえた防災教育実習体験等を行っているか伺いたい。

最後に、防災教育にどれだけの時間を費やせるかは学校によって異なり、レベルに差が生じるのが課題であるのは仕方がないところで、また、防災教育はどこまでやればよいということではなく、継続的な取組が大切な場面と思います。そこで、現在も改良を加えた防災対策、教育現場、地域住民等の連携について、整備体制を含めどのような施策を講じるのか簡単明瞭なる答弁、回答にて伺いたいものであります。以上、質問になります。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、計測震度計と地震計の正確計測値の選定と増設設置について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、8番、遠藤議員の1問目の御質問、計測震度計と地震計の正

確計測値の選定と増設設置についてお答えをさせていただきます。

初めに、議員御質問の1点目、震度計の設置環境基準をどうなっているのかについてお答えをさせていただきます。

消防庁及び気象庁を事務局とする震度に関する検討会が平成20年度に開催され、気象庁より、地震防災上不可欠な震度を正しく観測するために望ましいと考える設置場所や設置の仕方等を取りまとめ、平成21年度、2020年に現行の震度計設置環境基準が定められております。宮城県内市町村において、震度計設置環境基準を基に宮城県が定期調査を実施しており、本町も含まれております。

次に、質問の2点目、設置環境状況の適切、不適切等の適正評価はについてお答えをさせていただきます。

質問の1点目で回答をいたしました、震度計設置環境調査結果を宮城県から気象庁へ報告しております。令和3年11月に宮城県の定期調査がありましたが完了はしておらず、現在も調査中となっております。令和2年以前の調査結果につきましては、適正であると宮城県から報告を受けております。

次に、質問の3点目、地盤調査は適正かについてお答えをさせていただきます。

震度計設置場所の周囲の地盤が、その場所のみに見られる盛土など特殊な地盤で、地盤の軟らかさが不明である場合には、ボーリング調査や表面探査等で地盤の強度を判定することになっております。本町では役場本庁舎1階の相談室の外ですね。犬走り上に設置されており、地盤調査などは行っておりませんが、震度計設置場所について、震度計設置環境調査では改変のない自然地形、もしくは切土で適正であるとの判断で設置されております。

次に、質問の4点目、現在の計測震度計と地震計の稼働年数、耐用年数はについてお答えをさせていただきます。

現在の震度観測機器一式は令和2年3月に更新されており、約2年と6か月の稼働状況となっております。耐用年数につきましてはメーカー推奨が10年となっており、令和12年、2030年3月ごろの更新予定となっております。

次に、質問の5点目、初動体制の基準整備等点検表についてについてお答えをいたします。

議員御指摘の点検表につきましては、宮城県による震度計設置環境調査を行った際の調査票、震度計設置環境調査票を指しているものと思われませんが、この調査票につきましては宮城県で作成し、気象庁へ報告をされております。

次に、質問の6点目、町独自で計測震度計と地震計の増設、既存地震計との連携の意思はあ

るかについてお答えをさせていただきます。

現在、宮城県で設置した七ヶ浜町の震度計は、震度計設置環境基準の下に更新設置されたものであります。町独自の震度計の設置については、気象庁において正確な震度観測を行うために1市区町村1観測点を原則として震度計を整備とあることから、現時点では増設を考えておりませんが、震度計を複数設置する市町村など、さらに調べてまいりたいと思います。なお、気象庁、総務省消防庁による平成21年3月の検討報告書では、1つの震度計から10キロ以上離れている大規模団地などに設置としております。七ヶ浜町内でとなると、あまりにも近接していることが考えられます。以上、1問目の回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 第2問、我が町の小中学校の防災教育について回答を求めます。武田光彦教育長、御登壇願います。

〔教育長 武田光彦君 登壇〕

○教育長（武田光彦君） 8番、遠藤喜二議員の2問目、我が町の小中学校の防災教育についての1点目、事前学習として常に危険等に際し、身の守り方を身につけること等の学習をしているのかについてであります。各学校の防災マニュアルにおいて、年間の防災に関する指導計画を策定し、各学校で地震や火災などが起きた場合を想定しての避難訓練や不審者対応の防犯教室、津波警報等が出た場合の行動など、命を守る行動ができるよう、学年ごと、さらに多岐にわたって年間を通して防災教育を実施し、学習しております。

次に、2点目、補足学習として過去の津波の写真集やデータ、昭和三陸、特に近年の東日本大震災、津波を体験した方々の話を聞くことや現在に残る津波の跡を学習することで、子供たちへの防災対策を学んでいるかについては、各学校とも総合的な学習の時間や校外学習の時間を利用し、防災まち歩きや防災マップづくりでのフィールドワーク等を実施し、学区内の危険箇所の確認を行った際、地域の方々から東日本大震災のときの話を聞かせていただいたりしております。また、学区内に在住する方を講師に招き、東日本大震災時の体験を直接伺う学習活動を行い、その学んだことをどのように生かしていくかを考える活動を設定し、より主体的な学びを行った学校もありました。さらには、南三陸町を訪れ、語り部から話を聞きながら津波で被害を受けた場所の見学を行ったりした学校もありました。このように、学校ごとの実態に応じた防災対策を学んだり、実施しております。なお、小学校、特に低学年ですけれども、映像を見せることは効果的だというふうには思っているものの、特に小学校の低学年についてはフラッシュバック現象がありますので、より注意をして対応しているということです。

次に3点目、現地学習として、今では子供たちも持ち歩くGPS機能アプリつき携帯電話を

使用してオリジナルの防災マップを作成することができるが、通学路や学校、家の近隣調査、いわゆる行動範囲地に危険を感じたところや避難場所にと考えたところを撮影し、メモをつけて送信し、避難防災等の学習活用をしているのかについては、平成21年度から平成22年度にかけて、気仙沼市が文部科学省の委託事業である防災教育支援事業の中で取り組んだオリジナル防災マップ作成システムの一環であるということが承知しております。その防災教育支援事業の成果物として、現在もインターネット上で活用できる気仙沼「津波」フィールドミュージアムがあり、その中に当初は組み込まれていたシステムのようにありましたが、現在は運用されていない状況であります。そこで、そのホームページを管理している気仙沼市総務部危機管理課に確認したところ、オリジナル防災マップ作成システムについては、宮城県沖地震を想定した防災マップなどになっており、東日本大震災等に対応しているものではないということで、現在は運用していないということのようです。これは、あくまで気仙沼市独自のシステムとして開発されたものであり、本町においては、このような児童生徒個人のGPS機能アプリつき携帯電話を使用しての防災マップづくりは行っていない状況であります。

次に、4点目、防災研修カリキュラムで講義だけではなく、システムの活用や各校の防災対策事例の紹介や意見交換会など、研修等の交換交流をしているのかについては、この件についても3点目の御質問と同様、気仙沼市の防災教育支援事業の中で作成した防災研修カリキュラムに関連した御質問だと思いますが、本町としては、町内の安全担当主幹教諭が3人おり、毎月の主幹教務主任会において、防災等に関しても適宜情報交換を行っております。また、防災主任等が研修会で学んできた情報や事例を校内の先生方に伝え、情報共有を図っていたり、前任校での防災対策に対する情報なども共有し、学校ごとに先生方の防災力向上を図っているところであります。

次に、5点目、防災教育を実践する上で学年の年齢に応じた目的や目標のほか、津波等を知らない先生方が参考にしやすいように取組ができる事例、また、学校で防災教育に取り組める時間が異なる点も踏まえた防災教育実習体験等を行っているかについては、この件についてもこれまでの御質問と同様、気仙沼市の防災教育支援事業の中で作成した防災教育プログラムに関連した御質問だと思いますが、本町としては、各学校の防災マニュアルの年間計画の中で、小学校では低学年、中学年、高学年の発達段階に応じた目標を設定しておりますし、中学校においても学年に応じた目標が設定されております。先生方の防災教育実習体験等については、各学校で毎年定期的に実施している避難所開設訓練の際には、東日本大震災当時の話や実際に災害が起きたときの話を取り入れ、防災を知らない先生方の意識を高めたりしております。

また、町防災対策室、教育総務課、学校の3者で夏休み期間を利用し、避難所開設、運用に関する研修会を毎年実施し、教職員の役割や避難所開設に関する対応方法、防災資機材の使用方法、防災備蓄倉庫内の物資、食料確認なども行っており、ベテラン、中堅、若手教師が防災教育の意義を理解し、その重要性について共通理解を図りながら実習体験に取り組んでいるところであります。

次に、6点目、防災教育にどれだけの時間を費やせるかは学校によって異なり、レベルに差が生じるのは課題であるのは仕方のないところで、また防災教育はどこまでやればよいということはなく、継続的な取組が大切な場面ですと。そこで、現在も改良を加えた防災対策、教育現場、地域住民の連携について整備体制を含めどのような施策を講じるのか、簡単明瞭な答弁で伺いたいについてであります。宮城県教育委員会では、いかなる災害があっても児童生徒等の命を確実に守れるよう、新たな学校防災体制の構築に向けた「みやぎ学校安全基本指針」として4つの方針を掲げております。その新たな学校防災体制を構築するためには、学校、地域、町がそれぞれの役割を認識し、継続的に連携、協力しながら防災対策を講じていくことが必要であるというふうに考えております。御質問の連携に関する整備体制や施策ということですが、現状としては継続的に連携、協力していくためにも、それぞれの活動をそれぞれが充実させていく、その活動の中でお互いに組織力や防災力の強化を図って、必要に応じて連携や協力をして取り組むという方向で考えております。

以上、回答といたします。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 質問の内容というか主は、県が、気象庁が、国がじゃなくて、町独自として平均的な震度計というか地震計、強度を表す。例えば多賀城なんかもほかの場所というか2か所か何か所かつけていると思うんですね、国か何かのとは別に。例えば幾ら狭い七ヶ浜とて、町の中心に地震計があっても四方、四隅がないと。そうすると四隅の震度は地盤によって違うわけですよ。だから、町が例えば震度5強を受けたとしても、ほかは、いやもっとあったと、いやうちはもう少し軽く感じた。そういうふうな思いはあると思うんですね。前回の地震にしてもそうだと思うんですよ。6、5といっても、いやうちはもっと揺れた、7くらいに感じたとか何とかとあると思うんですね。だから、県が決めたから、国が決めたからじゃなくて、町独自で地震計をつける余力はないかどうか。そんな高いものではないと思うんですね。調べていただければ、私も調べましたけれども、町独自で調べていただければそんな高いものではないと思います。目が出るような。ましてや10年更新でやっているわけですから、それを

日割り勘定すれば安いものだと思うんですね。だから、町そのもので例えば切土、盛土は無理だとしても切土の土地、例えば東西南北、せめてそのくらいつける余力はないかどうかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、全体として6番を中心に聞いているということになりますか。
（「はい」の声あり）寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） ほかにもというふうなことなんですが、やはり1市区町村1か所ということと、あとはやっぱり気象庁に宮城県を通じてそれらデータが集約されるというふうなこと、そういったことも考えますと、町独自で設置しても信憑性といいますか、その地震計が本当にそういった数値がどうなのかと、どういった利活用になるのかというふうなことになりますと、ちょっとその辺は、あくまでも統一した基準にのっとったやっぱり設置が好ましいんじゃないかと、望ましいんじゃないかなと私は思っております。ですから、気象庁でとか宮城県で設置したものを覆すみたいなそういったものが必要なのかとなると、ちょっとその辺は難しいんじゃないかなと思います。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 町長が難しいと言えればそれで終わりなんでしょうから。私はこの質問の中ではつけるかつかないか、考えてみるか、検討の余地があるか、それだけなんです。考えることも、その余地もないということなので、この質問は終わりにして次の質問に行きます。

先ほど、教育長のほうから気仙沼気仙沼というあれが出たんですけれども、私も気仙沼のやつには1回市役所さん行って、3年くらい前かな、ちょっと行っているいろいろと雑談なり何なりはしてはきたんですけれども、今回私がちょっと参考としたのは南海トラフを踏まえての、愛媛とか、あとは関西地区、東海地区からの学校の防災教育の在り方、それをちょっと参考にして七ヶ浜ではどのようにしているのかなと、そういう質問だったんですよ。ただ、先ほど教育長のお話だと、年間指導マニュアルにおいて、地域防災にしても、あとは不審者対応にしても、そういう命を守る行動を取るということではなされていると。それであれば、私、何ら質問はないわけなんです。

ただ、先ほど言われたように震災後に生まれた子供たちはもう11年たっていますから、やっぱりその経験したことがない子供たち、また転任、転校してきた子供たちや教師、その人たちが地震や津波の恐ろしさ、七ヶ浜は一応三方海にはなっていますが、貞山運河で離れていますから四方海で陸の孤島ですから、七ヶ浜、島そのものが今後10メートルの津波に侵されると。10メートルという結局、遡上する波とかなんか計算したら、もう多分20メートル近

くなると思うんですね。20メートル近くというと、それこそ君ヶ岡は53メートルくらいでしたっけ。そして今、花渕浜の町営住宅がたしか23メートルとなっているんですけども、もっと低いはずなんですね、17メートルぐらいなんですよ。建物3階建てですから、やっと2階あたりまでは表浜の水がまた寄せると。そうするとあの辺の平地は結局、七ヶ浜は前回で3分の1でしたっけ、4分の1でしたっけ、浸水したの。それが7割以上浸水しちゃうということなんですね。7割以上浸水するに当たって、じゃあ逃げ道はどうなる、子供たちは分かるか。そんな狭い道路を車が二重に並んで三重に並んでなんか逃げられませんから、だから仮に歩いて逃げる、それを例えば山道を歩くとかそういう、我々小さい頃は山学校じゃないですけども山道を歩いて近道をしたりなんかしたわけですから、多分町長もしたと思うんですね。だから、そういう近道で高いところに登る。命を守るために、そういうやっぱりふだんの遊びからもう少し見直すというとおかしいんですけども、追加できる場所はあると思うんですよね。そのところどのような考えでいるかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 先ほども申し上げましたけれども、やはり地域防災、役場の防災担当ですね。それから教育現場、それから地域住民、この3者がそれぞれに連携を取り合って逃げる方法、逃げる場所、逃げ方、いろいろなことを知恵や工夫を施していかなくちゃならんだろうというふうに思っているわけです。それで、それぞれがそれぞれに、防災対策室は防災対策室、教育現場は教育現場、地域住民は地域住民ということでそれぞれやっていますけれども、それらが全部積み重ねていく。その積み重ねていく過程の中で、その3つの場面がお互いに協力し合って、あるいは連携し合って、より効果的でより確実な避難経路、避難先をきちんと確立していくということが一番大事だろうと。ちょっとした地震とかそういうことであれば、別に構わないんですけども、これから想定されているのは、かなりの災害が起きるということが想定されているだけに、学校単独で全部、避難経路から避難場所から全部学校単独でやりますということは、これは到底無理な話ですので、改めて災害が大きくなればなるほど、それを想定すればするほど、防災対策室や現場、それから地域住民の人たちとの連携プレーが大事になってくるだろうというふうに思っております。そういう意味で、各学校現場のほうでは今どういうふうな連携が取れるのか、いろいろ地域の人と模索をしながら、一歩足を踏み入れたというような状態じゃないかなというふうに思っております。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、質問をもう少し絞って質問してください。（「はい」の声あり）どうぞ。

○8番（遠藤喜二君）　ちなみに、震災後転任してきた先生方、今大体何割くらいなんでしょう
か。全体が何人で何割くらいが転任されてきた方なんでしょう。

○議長（岡崎正憲君）　武田教育長。

○教育長（武田光彦君）　全体の教職員は、ざっと見て約100名ぐらいです。そのうち震災後に
新たに転入してきた、そういう先生は大体半数近くじゃないかなというふうに思っています。

○議長（岡崎正憲君）　遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君）　その半分の方が、学校というか子供たちの教育とかカリキュラムだ何だ
とつくるのが忙し過ぎて、七ヶ浜を散策できるというとおかしいですけども、津波等に関し
て1回気持ちをゆっくりした中で七ヶ浜を歩いて、ここは危険だ、例えばここから津波が来た
らこの道を通るんだとか、そういうのをちょっと、カリキュラムというとおかしいですが
も、そういうのに入れることはできませんかね。多分、その半分の方の何人が七ヶ浜を地理的
に知っているか、コース的に知っているか、一番そこだと思うんですよね。結局、大川小学校
なんかは先生方いても海は分かんない、結局津波そのものが分かんないという方が多かったわ
けですよ。だから隣のおじいちゃんが山に登れと言って6年生の子供が助かっているわけす
よ。だから、そういう先生だけじゃなくて子供たちにも教えることができる先生たち、全員に
なってもらいたいんですね。教育総務課さんでは教師に対する、震災後に変更されてきた半数
の方の一部だと思いますけれども、七ヶ浜を知らない先生方まだいると思うので、その方に対
する指導というか、そういうのはどういうふうな考えでいるか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君）　教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君）　それではお答えいたします。

小学校でございますが、まず4年生、5年生で防災まち歩きということで、津波等も含めて
自分たちの地域の危険箇所などを検証して歩くということを行っております。その中で、もち
ろん担当の先生なども防災まち歩きには付き添って町内を散策するというふうなところもござ
います。実際、七ヶ浜に赴任して町内全部回って事細かく歩いて回るということはされてはい
ないとは思いますが、各現場の先生方はできるだけ七ヶ浜の沿岸部とかを知ろうという
ふうな思いもございますし、あと七ヶ浜の防災マップの避難経路なども参考に、高台に逃げる
手段というのは把握しているんじゃないかというふうに理解しているところでございます。以
上です。

○議長（岡崎正憲君）　遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君）　今、防災マップという話出ましたけれども、実際防災マップ見ただけで

は分かんないはずなんですね。実際現場に行って歩いたり、この位置がこの地図の場所なんだと、やっぱり確認しないことには分かんないので、その小学4年、5年で防災まち歩きは、それはいいと思います。子供たちにも先生方にも再認識してもらうためにもいいと思いますね。ただ、小学1年、2年、3年、まだですよ。ですから、やっぱりその子たちのためにも先生方が実際防災マップ、ハザードマップを持ちながら、やっぱり現地を歩いてもらう。ここにありますよね、現地学習ということで。これもやっぱり先生方に教訓としてやってもらうことが必要だと思うんですけども、その点いかがなのか伺いたいです。小学1年から4年までの先生方、あと新しく赴任してきた先生方。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） その件につきましては学年学年で、4年生というのはある程度一定の長い距離も歩いて確認できるという年齢だと思いますが、低学年につきましてはそういった学年についても防災マップ危険箇所めぐりなどもできるかどうか、今後先生とも相談してみ、やれるのであれば取り組んでもらうよう進めていければなというふうな思いでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 震災後、平地というか海に近いほうの住宅というのはあんまりなくなったので、主に高台とか移転関係で低いところがないと。そうすると、今まで我々が思っていた海のそばというイメージが、今あんまりないと思うんですね。あるのは東宮、要害、あと一部代々崎ですよ。そうすると表のほう、外浜のほうは大体高台に移転はしていますから、そうすると先生方が家庭訪問なり何なりで行かれるわけですよ。そうすると、先生方も家庭訪問で行った場合、内海だから津波が来ても大丈夫だなということじゃなくて、この位置だったらこの高さある場所に逃げればいいという、その感覚というか何ですかね、自分の体に感じてほしい、紙だけじゃなくて。そういうふうな教育方法というのはできないのか、教育というとおかしいですけども、指導の方法はできないのか、ちょっと再確認したいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 議員さんおっしゃるとおり、先生方にも家庭訪問など、そういった機会に子供さんの生活状況、環境を把握してもらって、あとはやっぱり家庭内での避難の状況なども家庭内で話し合うということも重要じゃないかなと思いますので、そういったことも家庭訪問等も含めて防災教育の一環として、先生、家庭が一緒になって取り組める防災教育

の一環ではないかなと思いますので、そこは先生方にも周知できればなというふうに思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 先ほど南海トラフということで話はしたんですけども、私が一番参考にしたというとおかしいんですけども、愛媛県の新居浜市の場合の防災教育、それをちょっといろいろ見たら面白い、教育長のリーダーシップによって教育委員会を挙げて積極的な取組をしたということで、今回の一般質問の中に入れさせてもらったんですね。防災教育主任というものを設置したということですね。ここでは七ヶ浜もいらっしゃいますよね、防災主任というのは。それと同じなんですけれども、今まで愛媛ではなかったそうなんですよね。ただ、南海トラフが出てきて表立ってというとおかしいですけども、それまでは阪神大震災とかいろいろ近くでありましたから、そういうのも加味してだと思うんですけども、やっぱり組織的にかつ効率的に学年とも、今後、例えば過去11年間をちょっと顧みて防災教育の実施を、やっぱり忘れることなく教えるべきだと思うんですよ。

だからそのところ、先ほど先生方の話ちょっと出ましたけれども、やっぱり忙しい中、先生方も大分何か忙しいようですから、昔も忙しかったんですけどもあんまり自分たち感じなかったんですよ。今の先生方、特に何か書類づくりなのか点数つけなのか忙しい忙しいと、かえってスマホができて忙しいのかどうか分かんないですけども、だから子供たちを見る余裕がなくなってきたのか、できなくなってきたのか、こういう年代の環境の変異というか、それもあると思うんですけども、やっぱりもう少し子供たち個々の子供たちを見てもらいたい、地元を見てもらいたい。それをやっぱり大切にしてもらいたいんですね。

それで、最終的には地元の方々、あとはPTAさん、自治会、自治会あればあれなんですけれども町内会さん、消防団、自主防災会さんとかいろいろ、あと大学の先生方、学生さんを交えた、そういうやっぱり自主防災、知識というか、それをやっぱり子供たちに入れてもらいたいんですよ。だから、そのところもう少し教育に関し、教育というか学校に関して、やっぱりもう少し、例えば昔で言う紙芝居とか、昔に帰って紙芝居とかDVDとかと今やっているところありますから、そういうのをもう少しちょっと取り入れてやる方法はできないかどうかちょっと再確認したいんですけども、いかがですか。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 何でやるかということは、学校現場に任せている。紙芝居でやりなさい、こういうのでやりなさいというふうに教育委員会や教育長が言わないほうがいいと思いま

す。それはどういうふうにやったらいいのか、子供たちに確かにすんと落ちる防災教育をどういう手法でやったらいいのかということは、学校や担任の先生が独自にいろいろ考えてやってもらいたいということなんです。ですから、紙芝居でやっている学校もあることはあります。それ以外の方法もあります。これはたまたま学校防災マニュアルということで、5つの学校のマニュアルを年間計画を一覧表にしたやつなんですけれども、これはどこの学校かという、亦楽か。例えばここに1年生、2年生というふうにいる、月ごとにいろいろやっているんだよね。総合的な学習の時間や何かを使ってやっているわけなんです。ですから、私も学校現場を離れて十何年になるんですけれども、こういう評価を見たり、学校からいろいろなこういう訓練やっています、こういう訓練やっていますということを校長会や教頭会の中で報告を受けるたびに、今は随分違うんだと。昔よりも、もっともときめ細かに防災については指導しているんだと。これはやっぱり東日本大震災があったらこそだろうなというふうに思っていて、それはそれでいいことだなというふうに思っていますので、決してこっちが心配するような教育をしていないというわけではないんです。そのことは了解してもらいたい。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 私が紙芝居と言ったのは昔の人間なものですから、紙芝居とかDVDと言ったのであって、今はパソコン使っているいろいろやって、先生方が独自の方法でやっていると思いますから、それは心配しておりません。ただ、やっぱりそれを徹底してもらいたいと、それだけなんです。教育長をはじめ学校の先生方は、あと課長、町長はじめ防災に関しては我が町が東北、北海道で一番小さな行政区ですから、ましてや海に三方を囲まれた町ですから、地震、津波に関しては一番恐怖を感じている方々です、我々も含めて。だから、一段とやっぱり子供たちを守るためにも、またさらに励んでももらいたいと思うんですね。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午後3時25分の再開いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、4番木村 稔議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔4番 木村 稔君 登壇〕

○4番（木村 稔君） 4番、日本共産党の木村 稔、議長より質問の許可を得ましたので、3

問について問います。

第1の質問は、非課税世帯への福祉灯油助成（燃料助成含む）についてであります。

昨年度から続く世界的規模の物価高騰は、高齢者等の非課税世帯にとって影響が極めて大きく、また、その影響で今年の冬の暖房の灯油代（燃料代含む）を捻出することにも、高齢者は大変苦慮することが十分に予想されます。そこで、高齢者等の生活の救済を目的として以下1点を問います。

1点目は、町では平成19年と平成27年、また令和3年度に非課税世帯等に対し、燃料助成利用券を発行していましたが、今年の年末に再度高齢者等の非課税世帯等に対し、灯油代（燃料代を含む）の一部を助成する考えはないか。やるんですね、これは。

第2の質問は、環境美化促進事業補助金交付要綱についてであります。

環境美化促進事業補助金交付要綱に基づき、令和4年度の環境美化促進事業補助金交付金の内容について、以下3点を問います。

1点目は、算出基準を含む交付の対象の説明を求めます。

2点目は、交付対象経費の説明を求めます。

3点目は、算出根拠を含む補助金の額の説明を求めます。

第3の質問は、公園等維持管理協力要綱についてであります。公園等維持管理協力要綱の内容について、以下3点を問います。

1点目は、報償金額の算出根拠の説明を求めます。

2点目は、対象の公園の種類と数、報償の交付対象の説明を求めます。

3点目は、公園等の維持管理に必要な器具及び資材の負担者の説明を求めます。

以上、3問を私の一般質問とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、非課税世帯への福祉灯油助成（燃料助成含む）について、第2問、環境美化促進事業補助金交付要綱について、第3問、公園等維持管理協力要綱について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、4番木村 稔議員の1問目の御質問、非課税世帯への福祉灯油助成についてお答えをさせていただきます。

今年の年末に高齢者等の非課税世帯等に対する灯油代等の一部の助成の考えはないかについてでございますが、令和3年度と同様に、原油価格高騰に伴う生活支援の一環として、町内の非課税世帯全てを対象とした1世帯当たり5,000円の福祉灯油購入費を助成いたします。特に、

原油価格高騰による生活への影響が大きい高齢者等の非課税世帯の一助になれば幸いと考えているところでございます。

次に、2問目の御質問、環境美化促進事業補助金交付要綱についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、交付の対象の説明を求めるについてお答えをいたします。質問のありました七ヶ浜町環境美化促進事業補助金交付要綱におきまして、第2条において、湊浜、松ヶ浜、菖蒲田浜、花渚浜、吉田浜、代ヶ崎浜、東宮浜、要害、境山、遠山、亦楽、御林、汐見台、笹山の14地区を単位として交付の対象を定めております。

次に、2点目の御質問、交付対象経費の説明を求めるについてお答えをさせていただきます。こちらにつきましても、同要綱第3条で定めている美化清掃活動に直接必要な経費や清掃用具の購入等が対象経費となっております。実際の地区での活動としましては、例年、主に指定ごみ袋代や違反ごみ処理料などに活用されております。

次に、3点目の御質問、補助金の額の説明を求めるについてお答えをさせていただきます。1点目でお答えしました14地区に対し、1地区当たり一律10万円に、地区の人口に10円を乗じた額を加えた金額を上限として、令和4年度の予算に計上しているところであります。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

次に、3問目の御質問、公園等維持管理協力要綱についてお答えをいたします。

まず初めに、七ヶ浜町公園等維持管理協力要綱は、町が管理する公園等の維持管理について、地域住民の積極的な協力に対して報償することにより、公園等の愛護精神の高揚、適切な利用及び円滑な維持管理を図り、もって、地域社会の発展に寄与することを目的として制定しております。

それでは、1点目の御質問、報償金額の算出根拠についてお答えをさせていただきます。報償金額は、同要綱第5条のとおり基本割額として1公園につき1万円と、公園等の面積1平米につき10円で算出した面積割額の合計額を報償金の額としております。単価の算出根拠につきましては、地区での除草及び清掃に係る作業内容や支出内容の聞き取り、近隣の市町村の状況等も考慮しながら現在の金額としたものでございます。

次に、2点目の御質問、対象の公園の種類と数、報償の交付対象についてお答えをさせていただきます。対象の公園につきましては、同要綱第2条にありますとおりこの要綱において公園等とは児童遊園及び児童公園で、要綱の別表に掲げております児童遊園11か所、児童公園は39か所であります。また、報償の交付対象につきましては、年間を通して雑草の抜き取り、刈

り込み等や公園等内の清掃に関すること等の活動をおおむね実施していると認められる業績等に対して行うものとしております。

次に、3点目の御質問、公園等維持管理に必要な器具及び資材の負担者についてお答えをさせていただきます。要綱第6条にありますとおり、維持管理協力に要する器具及び資材等の経費につきましては、行政地区等で負担するものとなっております。

以上、木村議員への一般質問への回答にさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） ちょっと傍聴者の方もいらっしゃるので、まず経緯ですけれども、我々知ったのが25日に全協で先方説明ありまして、今年も福祉灯油やると。あと、私たちの一般質問の締切りというのがありまして、それが22日なんですよね。前回の米のときもそうだったんですけれども、その制度がいい悪いというよりも、こういうことも起きる可能性はなくはないと。今回こういうことが起きてしまったんですね。毎年やっているもので、情報つかんで急にやったわけじゃないんですけれども、ちょっとあれかなと。先ほども水道関係のほう大切だという話もありましたけれども、そうするとなかなか質問しづらいなと。再質問しかねるなと。先ほど歌川議員さんも水道も大切だという話だったので、どうなのかなと。確かに、その必要性は分かるんです。

再質問と言っても、もうやるというもので再質問というのもちょっと特にないんですけれども、8月25日、この全員協議会で令和4年度の非課税世帯の福祉灯油助成事業の実施に向けた議案の説明が、先ほども申し上げましたけれども、ございました。その説明資料の中で、令和3年度の助成事業の実績として、昨年度やったものですね。対象世帯が1,292世帯のうち申請世帯が1,063世帯で、その結果申請率が82%であったと報告がされました。つまり逆を言えば、非課税世帯の、先ほど歌川議員さんからもお話ありましたけれども、非課税世帯の約2割もの世帯が申請していないということになります。理由はいろいろあるのかもしれませんが、5,000円で足りないから、もしかすると不申請運動なのかなとも思ったんですけれども、そうでもないだろうなと。そこで購入助成の権利がありながら、非常にこれはもったいないと、ぜひとも有効に使っていただきたいなというふうに思います。いろんな理由が、2割というのは全協の中でも他の議員さんから出ましたけれども、やはり非課税世帯で2割も申請していないというのはどういう理由があるのかなと。また、少しでも先ほど言ったように使っていただきたいという思いから、そこで、令和4年度の本町の福祉灯油購入費助成事業の実施に向けた対象者への周知の方法ですね。少しでも周知して申請していただいて使っていただきたいと。これをど

のように考えているのか、回答を求めるものであります。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 御質問の未申請者、この事業については9月補正で計上させていただきますので、あくまでも認められたらということの話になりますが、御意見のありました未申請者の対応については、我々のほうもしっかりと対応する必要があるというふうに考えております。

現時点で考えているスケジュールについて簡単に説明をします。これを議会、補正予算認められた後になりますが、9月中に該当者にまず通知をさせていただきます。返信用封筒を入れて該当者に通知をさせていただきます。周知に関しましては、個別通知されていますので該当者には分かるんですが、広報誌等に、11月と1月のほうにこういった事業早めに申請してくださいということのアナウンスをさせていただきます。ちなみに、申請期限は2月28日までとなっていますので、お早めに申請してくださいというアナウンスをさせていただきたいと思います。1月に、これまでもやっていたんですが、未申請者に対して再通知をさせていただきたいと思います。こういったのを9月に送ったんですけれども2月28までなのでということで、させていただく予定でございます。さらに今回は2月、それによっても出されない方がいらっしゃると思いますので、個別に電話でさせていただいて、単純に気がつかなかったのか、先ほど議員さんからあった使わない理由があるのかもしれないですけれども、もし伺えればその辺も確認しながら今後の事業の参考にしたいという観点で、そういった電話連絡を今回新たにさせていただきますたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 来年も福祉灯油の一般質問、頑張りたいと思います。

それでは、2問目の再質問に参りたいと思います。

環境美化ですね。算出基準を含む交付の対象の説明を求めると。これは地区数ですね。現在の環境美化促進事業補助金交付要綱では、先ほど答弁では出ませんでしたが交付対象が……これは出ましたね、交付対象が14地区と定めております、失礼しました。汐見台のような巨大な面積がある地区は、環境美化の観点から汐見台の北地区と南地区を分割して15地区と改め、環境美化の取組の強化を行うべきと考えますが、本町の回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに、ほかの要綱で15地区としているものもあるかとは思いますが。その事業、その要綱の

目的、現在の状況に合わせて交付対象を設定するのが適切かと考えておりました、この要綱、環境美化促進事業補助金の交付要綱につきまして、現時点で15地区にして対策を汐見台さんについて強化するという御提言ではありましたが、現時点において汐見台地区、北工区、南工区、合わせて一体の取組をしていると捉えております。地区としては14地区として捉えるのが現状としては妥当なのかなと考えておりますので、今後状況が変わってくれば、また検討をしなければならないとは思いますが、現状においては現行規定の14で差し支えないのかなと認識してございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 環境美化の促進、重点地区というものを鑑みた場合、汐見台のような巨大地区は、面積がある地区は、補助要綱上は分割させ、先ほど答弁ございましたが地区の実情に合ったものとすべきと考えます。その実例として、本町の安心・元気な地域社会づくり補助金交付要綱では、汐見台北地区と南地区を分割して15地区と定めており、その交付金は大変重宝されているものと聞いております。交付を行う場合は、他の要綱と比較して、統一的な基準による交付対象にすべきと考えますが、本町の回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ほかの要綱のお話が今出ました。先ほど申し上げましたとおり要綱それぞれ目的が違ったりとかしますので、そこは必ずしも統一されないという現象はどうしても出てくるかなと考えてございます。汐見台さん、確かに面積も大きいし人口も多いです。ただ、環境美化の促進の補助金について特段不足しているというような状況は今のところないように伺っておりますので、こちらの要綱につきましては、現時点では14地区が妥当かなと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 2点目の再質問に参りたいと思います。

交付対象経費の説明を求める、使い道や物資、物でございます。環境美化の促進事業補助金の交付要綱の交付対象経費に、先ほど答弁出ましたが、読んでみますとごみステーションの購入というものも明記されております。これが、なぜでしょうか。なぜ、ごみステーションは全額公費ではなく、この要綱で一部補助なのか。なぜ、ごみステーションはこの要綱の補助対象なのか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） お答えいたします。2点あったかと思えます。

まず1点目、なぜ全額公費負担ではないのかについてなんですが、ごみステーションにつきましては地区のほうで、あるいは開発業者さんのほうで開発があった際に御用意していただいております。なので、全額公費という扱いには現時点でしておりません。これは、他市町村においてもよく見られるやり方でございます。ごみの収集、運搬、処理につきましては行政の責任で、町の責任において行いますが、それに対する地域住民の方の御協力ということで捉えております。

あと2点目は、じゃあなぜこの要綱で補助対象にしているのかということだと思いますが、こちらの要綱で補助金を差し上げている趣旨としましては、地域で住民の方々が自助努力として環境美化活動をしていただいています。そうした行政に対する御協力もいただいているという捉え方をしておりますので、全額の補助というのはなかなか現実的ではありませんが、地区の皆さんが自主的にやっていらっしゃる活動に対して、ある程度お役立ていただければということでの補助でございますので、そのように御理解いただければと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 本町のごみ収集ボックス、缶とか資源ごみを入れる小さい箱でございます、セッ浜と書いた。それは本町の所有物であり、町が購入、設置しているものであります。そこで、令和3年度の予算審査の質疑で、過去に地方公共団体がどのような責務で所有しているのかと質疑を行ったところ、担当課からは、収集を円滑にするためのものであるという回答の趣旨がなされました。その点を鑑みた場合、同様にごみステーションも収集を円滑にするためのものであって、行政が購入し、設置すべきではないのか。ごみを回収する箱の大きさだけの問題ではないでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 回収ボックスのお話がございました。回収ボックスは分別していただいた瓶缶等を入れていただくものですかね。そちらは確かに町で購入しているものでございまして、収集業者さんがそのボックスごと回収して運ぶということで、非常に効率的に回収が可能ということで活用してございます。確かに箱として同じじゃないかというふうに捉えれば、ごみステーションも同じようなものと言えなくはないんでしょうけれども、ごみ回収ボックスとごみステーションは、物が、趣旨が違いますので、そこは切り分けて考えております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 回収ボックス、そうですね。議員さん、あれはごみ箱じゃなくてあれは

リサイクルボックスだという回答なんでしょうけれどもね。それが一番理想なんでしょうけれども。でも、あのごみステーションもプラごみ入れますから、あれもリサイクルボックスといえバリサイクルボックスになってくるんじゃないかなと思うんですけども、廃掃法の6条第2項に行政の責務として、一般廃棄物処理計画に沿って区内における一般廃棄物を生活環境上支障がないうちに収集して運搬しなければならないと明記されております。生活環境上支障がないうちにであります。ごみステーションがないと、本町の責務、これを果たせないのではありませんでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 廃掃法の規定で、確かにそのように規定されております。生活環境上支障のないうちに回収しなさいという法的義務がございます。こちらの規定は、ごみステーションを行政で用意しなさいということではなく、遅滞なくごみを回収しなさいという趣旨だと捉えております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） ごみステーションまで家庭ごみを持ってきてくれて、これはありがとう、町は、その他にも除草作業など住民を頼っているおかげで委託料と役務費、これ大幅に削減できているはずであります。その代わり、ごみステーションが壊れたら町が設置、修理します、だから大切に使ってください。そう考えて町民に感謝すべきではないでしょうか。そこで条例等々のどこに住民が金銭を負担しろという明記がされているのか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 条例等に住民がごみステーションの費用を負担してくださいという規定は、恐らくないと思います。根拠として考えられるのは廃掃法6条の2の第4項で、市町村が行う収集、運搬、処理に対して協力しなければならないということで地域住民の方の協力義務が規定されておりますので、そこから解釈して御用意をいただいているというふうに認識しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 昨年ですが、環境省に電話しても、ごみは、国はごみの集積場に関して昔から一切指導はしていない。各自治体が一般廃棄物処理計画内で定めているという、これも回答であります。つまり、はっきり住民に設置に関する金銭の負担、これ明記しているかの問題であります。はっきり書いているかどうかです。本町の一般廃棄物処理実施計画内、これに住民に設置に関する金銭の負担というのを求めているのか。条例ではなく一般廃棄物処理計画

内ではあるのか、回答を求めたいと思います。ちなみに、憲法30条でも納税の義務しか課していないんですよ、これは。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 一般廃棄物処理計画上に、金銭の負担については特にうたっていないかと思っています。これについてはうちの町に限らず、割と全国的にもポピュラーな一般的なやり方になっているとは思いますが。計画上に住民の方が負担してくださいとは書いていないけれども、ごみステーションの御用意は地区住民の方にはしていただいているということについては、全国一律ではないでしょうけれども、全国的に見てかなり一般的な手法かと思うので、特段うちの町がおかしいことをしているという認識はございません。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） もし、一般廃棄物処理計画内で住民に設置に関する費用の負担を求めた場合、これは税の二重課税に抵触するのではないのでしょうか。また、そのことから明記しないまま曖昧にして、住民に負担させているのが実情ではないのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） お答えします。

特に二重課税という認識はございません。先ほども申し上げましたとおり、うちの町が特段風変わりなことをしているというわけではございません。もし違法性があるということであれば、そこは是正しなければならないとは考えているんですが、現状において法に触れているという認識はございません。ごみステーションにつきましては、あくまでごみを持ってきていただいて分別していただいて、出していただく。そこまでを住民の皆さんに求めているところがあります。ごみを出す上で、ごみステーションが当然ないよりあったほうがごみが散乱なくていいわけですので、そのところは、地区の方々、地域住民の方々に御協力をいただいているということで考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 現在、令和4年度では、非自治会員の方、自治会に入っていない方ですが、環境美化促進事業交付金の交付団体の対象外であります。地区のみが14地区ですか、今入っているわけで、個人は入っていないわけでありまして。そこで非自治会員はごみの排出はどのように行っているのか。自治会に入っていない人どうしているんだと。もちろん令和4年度では戸別収集、これ導入しているのかどうか。しなければならないんだろうなと思うんですけれども、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 町内会、自治会に入っていない方について御質問いただきましたが、ごみの出し方については戸別回収はしておりませんので、あくまで地域のごみステーションにお出しいただいているのだと認識しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 費用負担がない方でもごみステーション使えるのならば、最初から住民に負担させる必要はないのではないのでしょうか。住民に負担させないでむしろいただきたいと。本町の言い分で、もし非自治会員の費用負担分は町の補助金で交付しているということを言い出したら、自治会員になった方が損をするシステムになるんじゃないのか。真面目に負担をしていた方はどうなるのか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） お答えいたします。

自治会員になっていない方はごみステーションの費用を負担していないという前提での御質問かと思えます。実際の地域内において会員にはなっていないと、地区には属さないという方が費用を全く負担していないのか、その分は負担をしているのかということにつきましては、当課としては状況の把握はできておりませんので何とも言えませんが、そこは地区のほうの運営上の話になるかと思えますので、回答はちょっと難しいかなと思えます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 一部の方々が優遇されるのは、地方自治法の第10条第2項、住民はその属する地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有するとのものの矛盾が生じるのではないのでしょうか。その矛盾を解消するためには、各地区のごみステーションは行政が購入し、設置すべきではないのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） お答えいたします。

理詰めで考えていったときにそういうお話なのかなと思えます。全般的な外れではないと思えます。そういった面も、もしかしたら現実的にはあるかもしれません。ただ、全額公費で見た場合に、結局じゃあ税金を納めない人がいたらどうなのかというところまで含めて、どこまでいっても、そこは本来役務の提供は平等でなければならないというのはおっしゃるとおりだと思いますが、その不平等が発生しているようであれば個別の案件として考えていかなければならないとは思いますが、ごみステーションの設置につきましては、現状のやり方が今は妥当な

のかなと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、3点目の再質問に移りたいというふうに思います。

3点目は、算出根拠を含む補助金の額の説明を求めるであります。これは金額、お金でございます。こちらは金銭的なものが一切明記されていないわけでありまして。その理由を求めたいと思います。失礼、要綱上ですよ。要綱上の文面の中に明記されていない、その理由はなぜか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 環境美化促進事業補助金交付要綱の中で金額が明記されていないということでしょうかね。（「はい」の声あり）要綱上は、予算で定めるという趣旨が規定されていたかと思います。毎年度、予算が通るか通らないか、幾ら予算がつくのかつかないのかというところははっきりしておりませんので、要綱の規定上はこうならざるを得ないのかなと思うんですね。本来、補助金の交付要綱ですので単年度の要綱にしてしまえば一番話は分かりやすいと思うんです。予算が通りました、その予算を、令和4年度の環境美化促進事業補助金交付要綱ではこういう計算で支給しますよというのを書けばよろしいのかもしれませんが、現行の要綱は、毎年度使える要綱として例規集に載せて、毎年度この要綱を根拠として補助金をお出ししておりますので、ですので要綱の書きぶりとしては毎年度の予算の定めるところで金額を、補助金を出しますよという書き方しか規定上は難しいのかなと。ほかの要綱で書きぶりが違うものはあるかもしれませんが、こちらの要綱においてはそういう考え方で、積算根拠までは規定していないと認識しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 安心・元気な地域社会づくり補助金の交付要綱第4条交付金の額等では、交付金の額は毎年度予算の範囲内とし、1地区当たり30万円を上限とすると明記してあります。現在の環境美化の促進事業補助金交付要綱では、金額は先ほど毎年度とおっしゃっていましたが、毎年度ではなく当該年度となっています。当該年度なんです、あれは。だから、当該年だからその年その年だけなんです。前回は話しましたが、この予算の範囲等の、当該年度の予算の範囲という取扱いになっているんです。これ、本町ではこの要綱に対して毎年度と改め、先ほど毎年度と言っていましたけれども、毎年度と要綱上も改め、基本割額と人口割額の合計とするとの要綱上の金額や支払いスキーム、これを明記するよう改正すべきと考えますが、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 毎年度、当該年度については私の言い間違いであれば申し訳ございませんでした。ただ、解釈上はいずれその当該年度の予算の範囲内ということと同じになるのかなと思います。安心・元気のほうの要綱で30万円という規定があるという御指摘でございましたが、先ほどお読みいただいた条文からすると、上限額の設定があるということによりしょうか。であれば、30万円交付しますよという意味ではございませんので、そちらでうたっているから、じゃあ環境美化についても積算根拠を明記するということとは少し違うかなとは思いますが。上限額を設定するという規定については、それはそれで予算があるからどんどん、A地区でやらないからじゃあA地区分のをB地区に乘せるかとか、そういうことがやらないようにという意図があつての規定かと思しますので、規定の狙いが少し違うかと思しますので、環境美化の要綱についても、金額を明記すればすっきり見て分かりやすいかもしれませんが、毎年度の、当該年度の予算が確定しないうちは基本的には明記しづらいかなと考えてございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 要綱上は、当該年度の予算の範囲内で町長が定めるというふうな要綱だったと思います。しかし、本町の支払いが絡んでくる要綱上、唯一この要綱だけが内容が曖昧じゃないのか。この要綱だけがやはりこう、曖昧なんですね。それに対して、今後改正する考えはないのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答を申し上げたいと思うんですが、そもそも、要綱、規則、条例、もし木村議員さんが求めるのであれば、要綱を規則に格上げしたらどうか、あるいは条例化したらどうかというふうなことなんでしょう。複数年度を義務的に町長が責任を負わなきゃならないというふうな場合には、規則なりあるいは条例というふうなもので、ただ、補助金そのものは町長は補助金、自治法なりそういったものを読んでいただければ分かると思うんですけれども、勝手にやっていいというふうなことではないんですね。自己規制が必要だというふうなものなんです。その中で、複数年度こういうふうにやりますみたいな、財源がなくてもやるかといいますとそういう問題ではないので、大半の自治体が、補助金については要綱でどこまでの範囲だったら補助しますよとか、そういった形にしているので、もう少しその辺については御理解をいただきたいというふうに思います。そもそもの要綱、規則、ですから、複数年度は本来は要綱なり何なりで決めるべきかというようなことになりま

すと、そのところはちょっと疑問が残るところでございますけれども、うちのほうではできるだけ地域に何とかこういった協力を複数年度お願いしたいというふうな気持ちから、複数年度というふうなものもないわけではございません。ただ、もともと要綱なり規則なり条例というのは、そういう仕組みになっているんだというようなことを御理解いただければというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それを言い出したら、安心・元気な地域社会づくり補助金交付要綱も同じなんじゃないのかなというふうに思うんですね。私が一番言いたいのは、毎年度と改め基本割と人口割合計とすると、先ほど改正すべきじゃないのかという話をしましたけれども、スキーム上2つの予算から1つに成り立っているわけですね。基礎額ありき、基礎額はそれに載せない、それは分かります。ただ、10円が入っている、次の私の3問目なんかもそうですけれども、きちんと支払いというか人口割、こういった支払いスキームというんですかね、そういう方枠というのがあるもので、やはり2つから、ハイブリッドな予算になっているわけですね。それぐらいは載せるべきじゃないのかなという趣旨の質問でございました。

それでは議長、時間ですので3点目に参りたいと思います。（「はい」の声あり）

3点目でございます。公園等維持管理協力要綱についてでございます。

1点目は、報償金額の算出根拠の説明を求めます。こちらお金ですね。本要綱の第5条には、公園等維持管理協力に対する報償の額は次により算出した基本割額及び面積割額の合計とする。これも先ほど言ったハイブリッドな形ですね。（1）基本割、1公園1万円。（2）面積割、1平方メートル10円と明記されているのはなぜか。先ほどの要綱でございますけれども、それは載せられないという話でございますけれども、これにはきちんと載っているんです、金額はしっかり明記されているわけですよ。環境美化促進事業補助金交付要綱のように、毎年度の、当該年度の予算の範囲内で町長が定めるとはしていないんですね。その理由を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） ただいまの御質問でございますが、こちらの要綱につきましては、支出項目が報償金となっております。補助金ではなく報償金と。報償費での支払いとなっております。特に児童遊園につきましては公の施設であるというところで、除草などをいただいたことへの謝礼と考えておりまして、報償費が望ましいという考えの下にこのような条文となっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 業者に外部委託した場合は基本割及び面積割という料金形態、極めてこれ珍しい算出だと思うんですが、あえて本要綱の第5条で2本立ての算出方法を報償金、報償で採用している理由を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらにつきましては、以前は1地区幾らというようなことで算出をしておりました。そのときに、児童遊園を、公園を幾つも持っている地区、そういったところについては、ちょっとあまりにも1地区の比準が違うのではないかというような声がありまして、今のような面積割と均等割の合計というような内容に変えました。それで、現在の要綱となっております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） ただ面積割だけでいいんじゃないのかなと思うんですね、そうするとね。まず、各地区は年何回公園等の維持管理に協力しているのか。また、支払いの回数の細かい明細は本条例には記載されておられません。例えば、吉田浜で6,000平方メートルの公園があるはずです。10円掛けると6万円でプラスで基礎で1万円と。7万円ということは、じゃあ年2回やったら14万円入るのかと。そこまで書いていないんですよ、何回やってもその金額かもしれないし、2回やったらと。なぜかという、申請書あるんです。申請書に、いつやったか、何人でやったかとか何をやったかと書けと書いてあるんですよ。それ一々書かせるということは、何回やったかチェックするわけですよね。そうしたら、何回でも出るのかなというのが疑問にあったんですけれども、そんなことは多分ないんだろうな、今の顔色見るとなと思うんですけれども、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 年の回数なんですけれども、その地区によって異なります。3回のところもあれば、4回、5回。あと公園の場所、そういったところによってもやる回数が違っていているような状況であります。（「だから、予算を1回だけ」の声あり）予算を、11月に報告書を出してもらって年1回の支払いとなっております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 増額してくれという声はないのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 増額等の、確かに何回もやっているんですけれども、その地区の愛

護精神とか、そういったこともありますので、増額ということは今のところ。確かに地区としては言いたいことはあると思うんですけども、声としてはまだ上がっていない状況であります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、2点目の再質問に参ります。報償の交付対象ですね。場所、地区などですが、汐見台南の春公園と夏公園、この位置……

○議長（岡崎正憲君） 私語を慎んでください。

○4番（木村 稔君） 位置づけを求めます。

○議長（岡崎正憲君） もう一度言っていただけませんか。

○4番（木村 稔君） じゃあ時計止めてもらわないと、ついているんですけども。春公園と夏公園の位置づけ。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） こちらのほうには、位置づけでありますか、公園の。公園の位置づけとしては街区公園となっております、町のほうで除草をしております。地区ではやっておりません。（「都市公園ということ」の声あり）はい、都市公園の中です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 本要綱の適用外ということでよろしいのでしょうか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） そのとおりでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 要綱内での対象の公園、具体的な定義というのはあるんですか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 対象としましては、児童遊園が11か所、児童公園が39か所となっております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 児童公園、児童遊園の違いの詳しい説明を求めます。どのような取扱いなのか。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 児童遊園につきましては児童福祉法に定めてございます、

少々お待ちください。児童福祉法の児童厚生施設としての児童遊園ということになります。児童公園につきましては都市計画法、そちらの適用となるものでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 先ほど、児童遊園の数もう1回確認ですけれども、10か所じゃなくて11か所でよろしかったでしょうか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 現在、こちらの協力要綱に定めてございます児童遊園につきましては、11か所でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 児童遊園の数というのをどこで定めているのか、具体的に条例等々に明記はあるのでしょうか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 児童遊園につきましては、町の児童厚生施設設置条例に名称と場所、所在地を明記してございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 都市公園と児童厚生施設ですね。都市公園というのが条例上の例規に載っていないんですよね。先ほど説明ありましたけれども、児童厚生施設は条例に載っているんですよね。逆に都市公園がなぜ載っていないのか、これと占用料等々もあるんですけども、兼ね合いあるのできちんと制定しなきゃいけないんじゃないのかなと。その逆に児童厚生施設、これ載っていますけれども、載っているという部分のメリットは何なのかなと。回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 都市公園条例の中に都市公園一覧として載っているんですが、公園の部分が全部で76か所。（「何に載っているとかそういうもの聞こえなかったんです」の声あり）都市公園の条例の中の一覧として76か所を載せております。（「条例」の声あり）はい。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 児童遊園につきましては児童厚生施設設置条例の第1条に、自治法の規定に基づき、児童厚生施設の設置及び管理に必要な事項を定めるものとしてこの条例を定めるということで載せておりますので、設備及び管理に関して定めた条項ということになります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 子ども未来課長に申し上げますが、なくてはならない、定めなくてはならないものというふうに理解していいのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらにつきましては、児童福祉施設の設置というところで、児童福祉法に基づきました児童遊園ですよということで、設置しなければならないとか条例を設定しなさいというものについては、そこではありませんが、都道府県については、そういった条例を定めなさいよというものはございます。宮城県のほうのものに、ちょっと今手元にはないんですが、そちらに市町村のほうを定めているのかどうか、そちらを確認させていただきたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、回収していきますよ。それでは、対象の公園の種類と数、質問で求めておりました。担当課ですからね。これ、本要綱の基礎となる児童厚生施設設置条例の条例上の児童公園との違い、本要綱との違いというのはあるのかどうか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） もう一度、もう一度言ってください。（「時計回さないですか」の声あり）いいです、回さないでやりますから。

○4番（木村 稔君） 要綱、今の質問で出した要綱と児童厚生施設設置条例のものの、規定されているものとの違いはあるのかなのか、全く同じものなのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 先ほど、条例で定めなくてはいけないのかどうかというところで、ちょっと手元に資料がというお話をさせていただきましたが、こちらの児童厚生施設につきましては地方自治法の第244条の2、こちらで普通地方公共団体は法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとしております。それに基づく厚生施設の設置条例となっておりまして、その中での公園への要綱、謝礼を払うための要綱というところの関連でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） そうですね、地方自治法244条の第2項でございます。再質問させていただきます。今質問している公園維持管理協力要綱の対象の児童遊園と児童厚生施設設置条例の対象の各遊園数の回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 先ほども回答させていただきましたが、要綱上の児童遊園は11か所、厚生施設設置条例のものについても11か所というところで、現在は載っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 例規集第2編の2万6,101分の1には、遊園数10しか載っていないんですけれども、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 児童厚生施設設置条例でございますが、こちらの第2条の2のほうに全ての名称を出しまして、（「10しか載っていない」の声あり）代々崎浜、そうですね、谷地が所在地が2つあると。（「亦楽が載っていない」の声あり）亦楽が載っていないんですね。（「だから児童遊園ではない」の声あり）ちょっと待ってくださいね。（「児童遊園ではない、条例で設置されていないの」の声あり）実際、厚生施設としての児童遊園扱いにはなっていないというところが亦楽の児童遊園となっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） だから、あそこは児童遊園ではないということですよね。そういうことになりますね。児童遊園というふうに言っているだけで、正式にはここで定めていないと児童遊園ではないということじゃないですか。これを追加するための条例改正する必要があるんじゃないですか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらで定めております厚生施設としての児童遊園ではございませんが、住民認識につきましては何ら児童遊園と変わらないというところで、こちらとしては児童遊園扱いというようなところで報償金を出しているものでございます。ただ、そちらの勘違いといいますかね、条例と違うんじゃないかというようなことも考えられますので、ちょっとそちらにつきましては今後検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） あくまでも、これはもう条例漏れだと思います。これは町長の管理等々も児童遊園書いていますので、こちらで言えば児童福祉法ですね。設置及び管理に関する必要な事項で規則ありますよね。設置に配慮し、園内での事故を防止する等々の規則等々ありますので、やはりきちんとこころ辺明記しなければならないのではないかなというふうに思います。

それでは3点目に参ります、議長。（「はい」の声あり）

3点目ですね。資材及び負担者の説明を求めると。各地区の人材、高齢化している中でボランティアだからといって安い報償で器具や資材負担しながら機械操作して、それでも各地区が余裕であるというのであれば結構なんでございますが、もう地区ではできないという声が出たら外部の業者に委託するという結論に当然至ると思うのですが、あくまでも任意のボランティアですので、そのように当然至ると思うんですが、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに、地区のほうでは高齢化の部分も進んでおりますが、確かに地区、ある特定の方がやっているわけではなくて、地区全体としてやっている部分もありますから、確かにメンバー的には若干高い部分はあるんですが、まだ地区としては頑張っている状況であると私は認識しております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、各地区はまだ余裕だと言っているわけではないんですかね、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに今の地区、高齢の方もいるんですけれども、なかなかつらい部分はあると思うんですけれども、自分が住んでいる地区ということもありまして、地区のことはみんなで協力し合ってきれいにするなんていう意識の下に、皆さん頑張っていていっていると思っております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） やはり散々言いますけれども今後ですね、今後ですよ。今後、これ限界だという地区からの申出があれば、汐見台南の春公園と夏公園のように、業者に外部委託でよいということなのか、最後の回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは私から回答申し上げますが、いろんな施策の中には、必ずしも自治体がその責任を負って義務的にやらなければならないというものだけではありません。当然ながら、例えば清掃、ごみの焼却、そういったものについては、歴史をたどれば住民が自由に処分をしていたわけですね。ただ、環境にどういった負荷が来るか、そういったことがあって法律なり何なりで変遷、変わってきたというふうなことがありますので、全部法律なりそういった制度の中で、歴史で住民が行ってきたものを全部法律とか、あるいは自治体だけで

やれというふうなものにはなっていないというふうに思います。まだまだボランティアだったり、あるいは地域だったり、あるいはそれを補完する仕組みがあって世の中が動いているんだと思いますので、必ずしも木村議員さんがおっしゃるように、どちらかがやらなければならないというようなことではないというふうに思いますので、回答とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 一般質問の全てを終わります。

○議長（岡崎正憲君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日、9月2日午前10時より再開をいたします。

本日は御苦労さまでした。

午後4時31分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年9月1日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 4 年 9 月 2 日（木曜日）

七ヶ浜町議会定例会 9 月会議会議録
（第 2 日目）

令和4年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第2号

令和4年9月2日（木曜日）

出席議員（12名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
4番	木村稔君	5番	熊谷明美君
6番	佐藤壮一君	7番	安倍敏彦君
8番	遠藤喜二君	10番	渡邊淳君
11番	佐藤梶信君	12番	歌川渡君
13番	仁田秀和君	14番	岡崎正憲君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	藤井孝典君
政策課長	青木ゆかり君
財政課長	小野勝洋君
税務課長	関本英児君
町民生活課長	宮下尚久君
産業課長	鈴木昭史君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	稲妻和久君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君

健康福祉課長
長寿社会課長
防災対策室長
会計管理者
教 育 長
教育総務課長
生涯学習課長

渡 辺 文 昭 君
遠 藤 裕 一 君
石 井 直 紀 君
内 海 栄 広 君
武 田 光 彦 君
佐 藤 浩 明 君
渡 邊 真 孝 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
同 書 記

飯 野 直 樹 君
庄 子 克 也 君

議事日程 第2号

令和4年9月2日（木曜日） 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第31号 令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）

日程第 4 議案第32号 令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 5 報告第 4号 令和3年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に
ついて

日程第 6 報告第 5号 令和3年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告に
ついて

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第31号 令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）

日程第 4 議案第32号 令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 5 報告第 4号 令和3年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に

ついて

日程第 6 報告第 5 号 令和 3 年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告に
ついて

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

これより令和4年七ヶ浜町議会定例会9月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において12番歌川 渡議員、13番仁田秀和議員を指名いたします。

—

日程第2 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、これより昨日に続き一般質問を行います。

初めに1番佐藤直美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔1番 佐藤直美君 登壇〕

○1番（佐藤直美君） 1番、佐藤直美、ただいま議長から許可を得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

まず1点目、ながすか多目的広場利用目的別の管理について。令和3年7月7日のオープンから1年がたった今、利用者の動向も見え管理棟も稼働し、ながすか多目的広場環境整備事業として新しい遊具4基を購入設置することから、利用目的別のエリアをしっかりと分けて管理すべきと考えるが、町の考えは。

2点目。スポーツレクリエーション経営施設の利用者のニーズの把握と改善。未活用施設の利活用についてになります。公共施設等総合管理計画には、野外活動センターについては、稼働状況も低調であることから、民間事業者、NPO等への払い下げを模索するものとし、条件が整わない場合は、廃止するものとしますと記載されている。

また、屋内運動場に関しては、大規模修繕工事、テニス、フットサルコートは維持、継続と明記されている。利用者のニーズも年々変わっていることを踏まえ、以下の点を伺う。

①この管理計画は令和2年3月時点のものだが、現時点で野外活動センターの民間業者NP

〇等への働きかけの状況は。

②令和3年定例会3月会議で、ドッグラン、3×3のコートの新設に関して一般質問した際、いろいろな野外活動センターの利用者の声を聞く必要があるかと思うので、アンケートを取る準備はするとのことだった。ドッグラン、3×3もしくはバスケットボールコート&フープの設置を求める声が今でも挙がっている。利用者のニーズに応えるために、アンケート調査を実施し、利用者のニーズに応える考えはないのかを伺う。

以上になります。

〇議長（岡崎正憲君） 第1問、ながすか多目的広場利用目的の管理について回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

〇町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは1番、佐藤直美議員の1問目の御質問、ながすか多目的広場利用目的別の管理について、お答えをさせていただきます。ながすか多目的広場は多くの皆様に利用され、大変にぎわっております。遊具利用については、ちびっこ広場としてエリア分けをしておりますけれども、今回、増設整備する遊具は既設のものと近接しないように、ちびっこ広場内のエリアではなく近接するハナモモ広場に増設することとしております。ハナモモ広場は、南北に約100メートル、東西に約170メートルと広く分散し、離れて利用できるため、広場利用と今回整備の遊具エリア分けはありませんが、利用者の安全確保のため、稼働遊具には境界柵を設けるなど安全に利用できるよう配慮して設置することとしております。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

〇議長（岡崎正憲君） 第2問、スポーツレクリエーション経営施設の利用者のニーズの把握と改善、未活用施設の利活用について、回答を求めます。武田光彦教育長、御登壇願います。

〔教育長 武田光彦君 登壇〕

〇教育長（武田光彦君） 次に、2問目の御質問、スポーツレクリエーション経営施設の利用者のニーズの把握と改善。未活用施設の利用について、お答えいたします。

1点目の御質問、公共施設等総合管理計画における現時点での野外活動センターの民間業者、NPO等への働きかけの状況はについて、回答いたします。

野外活動センターについては、確かに令和2年3月策定の公共施設等総合管理計画に稼働状況も低調であることから、民間事業者、NPO等への払い下げを模索するものとし、条件が整わない場合は廃止するものというふうに記載されております。既に40年以上が経過しておりま

すが、震災後にはきずな公園が民間企業などの支援により整備され、応急仮設住宅の復旧工事においてはパターゴルフ場が改修され、スケートボード場も新たに整備されました。

中でもスケートボード場の利用者については、東京2020オリンピックの新種目に採用されたこともあり、多くの方々に利用されております。利用状況が低調でないということもあり、まだ民間業者、NPO等への働きかけは行っておりません。

2点目、ドッグラン、3×3、もしくはバスケットボールコート&フープの設置を求める声が今でも挙がっている。利用者のニーズに応えるためにアンケート調査を実施し、利用者のニーズに応える考えはないのかについて、回答いたします。

社会教育施設である野外活動センターは多くの方々に利用されておりますが、ドッグランの設置については、現在のところ中央公民館への来館者等からは特にそのような御意見はありませんし、一般的、常識的なルールを守って犬を散歩する限りにおいて、特段の制限等は行っておりませんので、ドッグランを新たに整備するという考えはありません。

なお、3×3等のコートについては、改めて情報等を集めた上で検討したいというふうに考えております。御質問のアンケート調査の実施についてになりますが、スポーツ施設の指定管理であるNPO法人アクアゆめクラブではスポーツ利用者へのアンケート調査を実施しております。今後もこのアンケート調査を参考にして、施設の改修、改善に努めていきたいと思っております。施設利用者の声を大切にし、よりよい施設運営を行っていききたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 今のまず1点目、ながすか多目的広場に関してですけれども、新しい遊具4基は今のちびっこ広場のところからは大分ちゃんと離れて、ハナモモ広場のほうに設置するということでしたけれども、その他のところはどうなんでしょう。これ全体的に聞いているんですけれども、新しい遊具4基だけではなく、犬の散歩をしたりサッカーやったり、野球やったりいろんなことをする人もおりますよね。それから、前に町長おっしゃったみたいにデイキャンプに来る人もいるんじゃないんですか。そういった方々のすみ分けというか、エリア分けはどうなんだろうという質問だったので、新しい遊具4基のみだけの返答でしたので、そのほかはどうするのかの御回答をお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 利用者の方が確かにいろんなキャッチボールだったり、あとフリスビーだったり、いろんな遊び方をしていただいている部分はありますけれども、そのエリア別

をこちらは野球専用とか、こっちはサッカー専用とかというのを分けてしまうと、かえって窮屈な部分もありますので、皆さんが利用できやすいように分散して使うような形を考えておりまして、別に特定のエリア分けを町で今考えて、利用をするような方法は考えておりません。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） あとはボールだけじゃなくて、犬の散歩に来られる方もいるんですけども、その点はどうお考えですか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに見ますと、犬の散歩している方がおります。確かに広場の中に入って遊んでいる方もおりますけれども、常にリードをつけて散歩をしてほしいということで、見かけた際は職員のほうで声がけをさせてもらっているような状況です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 何回か私、小林議員と恐らくこのまま野放しにすると犬にかまれる人もいないんじゃないんですか、事故が起きるんじゃないんですかと何回か業者にお伝えしに行ったときあるんですけれども、そういった事故の報告というのは来ていないんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 8月、お盆明けくらいに女性のランニングしている方が、犬にかまれたという報告は1件上がっております。それで、そちらの職員のほうでかまれた瞬間はまず見てはいなかったんですけれども、職員がその方にかけてきたときは、その方が、犬にかまれたという方の親子はいたんですけれども、犬の散歩をしている方がもういなくて、たしかその女性の方から、どういった犬だったりの状況を聞いたところ、結構4頭ぐらいで散歩をしていたということを聞いたので、たしかそのときは町のほうでそういった該当する方を調べて、その方にちょっと連絡して、そういった状況がありませんかということで確認をさせてもらったところ、町のほうでそういったもし事故と思われる当事者のほうには連絡はしたんですけれども、そちらのほうに関しては、その時間散歩も行っていないということだったんですね。そのことを被害者の方には伝えております。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） なので事故起きましたよね。そのかまれた子は高校生だと思いますけれども、ちょうどここら辺なんですよ、ここ。足の付け根だと、これ小さい子供だったら首とかになりませんか。ですよね。それって何か起きてからでは遅いんじゃないでしょうかね。

なので、もし例えばなんですけれども、提案なんですけど、以前もお話させていただきました

けれども、やはり小さい子供というのは、大体ちびっこ広場のほうで遊んでいます、私も行く。ちびっこ広場からこっち側の海を背にして、左側のほうで大体小さいお子さんと親子が軽いバットとかボールとかで遊んだり、あとは軽いボールでサッカーしたり、あとは簡易的なテントを建てられている方もいらっしゃると思います。大体、海を背に向けて右側のほうで若い人たちがサッカーをやったり野球をやったりと、やはり管理棟に近い部分でやっていることが多いんですね。今回、犬にかまれたというのは、笹山地区の前のほうのところだったと思うんですよね。ランニングする人はずっとぐるっとランニングするので。犬のほうは違うほうから入ってきて4頭、最初はリードつけていたのかつけていないのか分からないんですけれども、リードついていなかったんですよね。何回も建設課に行って危ないんじゃないですかというふうにお伝えいったときは、横断幕で、横断幕というのでしたっけ、横の設置しますと、それでマナー守ってもらいます、あとは管理棟に人もいるので、今管理棟にも3名ぐらいスタッフいらっしゃると思いますよね。ただ、管理棟から360度全て見られるわけではないですよね。管理棟の事務室にいます。私も入らせてもらったときあるんですけれども、なので、そういった事故というのは、これからは起きないとは言えないじゃないですか。なので、何か方策はないのかな、実際にもうかまれている人がいます。

保健所にも電話したらしいんですけれども、加害者のほうは見つかることはもしかしてないかもしれないんですけれども、町には連絡しますということで、そこでお話は終わったらしいんですね。もし、その子が本当にショックで精神的に病んでいたりとか、その子は多分犬を飼っている御家庭なのでないとは思いますが、分からないじゃないですか、どんな事故が起きるか。なので、あんなに広いところなので、すみ分けはできないのかな、実際にこういう事故も起きているのでというところの確認だったんですけれども、そういったところはお考えはないということでしょうか。町長お願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） あのエリアは何がいいのかなと私も思っていると開放感があるということで、そして自由に自分たちで、その場所を考えて遊んだり、レクリエーション的なものができるということで。ただ、そういったことがあるということで、エリア分けと、特別ここだけには犬は入らないでくださいという今は考えは持っていません。ただ、場内アナウンスとかそういうきちんと管理をしてくださいということは周知したいと思います。

ですから、犬を飼っている人は、基本的にはリードをつけて自分でしっかりと管理していただくということがベースですから、そういったことは呼びかけてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 今の今までは、周知徹底されていなかったということですか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今までではペットを飼っている方が、ふんです、犬のふんがいっぱい落ちていて、それで横断幕ついたりして、きちんと管理してくださいということをお呼びかけていました。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） でも呼びかけた結果、かまれた人が出てしまったということですよね。そしたらプラスアルファで何かしていかなければいけないんじゃないでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） いっぱい道路でもそういった要件はあります。公園というだけでなく、犬を飼っている方は責任を持ってリードをつけて、自分でしっかりと管理していただくと、その自己責任としっかりと自覚してほしいということなんです。ですから、直美議員さんがおっしゃるとおり、あそこの公園だからたまたまかまれたですけれども、道路、いっぱい犬を連れて散歩している方いっぱいいますし、擦れ違いも多いですね。ですからしっかりとそこでリードを離したりなんざしたことについては、しっかりと注意してまいります。

そして、できるだけ子供の遊具のエリアとかそういったところには、ペットは入らないような形で呼びかけではまいりますけれども、このここだけ利用してください、ここには入らないでくださいということは今のところ考えていません。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 子供のエリアには入らないでくださいと呼びかけをされるのであれば、最初から区別したらいいんじゃないかなと私は思うんですけれども、前も一回お伝えしたときあったかと思うのですが、榴岡公園についてのドッグラン、榴岡公園にも今ドッグランあるんですね。それが仙台駅東まちづくり協議会が榴岡公園の活性化を目指した様々な社会実験を行っていて、その一環で公園内に、本当にドッグランと言っても普通に榴岡公園にあったところに松の木とかいろんな木あるんですけれども、そこにフェンスを立てて区切りをつけて、中型犬、それから小さい、例えばチワプーとかだったりそういったわんちゃんがドッグランを利用できるようにという実験をされているんですね。なので永久的にはと言わないですが、そういったながすか多目的広場活性化を目指して、そういった社会実験を行っていくというお考えはないか伺います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今のところ考えておりません。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1 番（佐藤直美君） では、考えていないということで、ドッグランを生涯学習センターのほうには造ってほしいという声は上がっていない、生涯学習センターのほうには直接。けれども、町全体としてそういった声が上がって聞いたときはあるかないか、それともそういった、こういった施設が必要ですかというふうに聞いたときはあるかないかお伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） ながすかに限っては、町のほうにドッグランを造ってほしいという声は今のところ聞いておりません。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1 番（佐藤直美君） この遊具4基を設置するというふうに決めたときも町民の声は聞かずにこの遊具を設置するというふうに決めたというふうに、この間の前回もこの4基の計上されたときに質問した際にそういうふうに聞いたんですが、七ヶ浜は町民の声を聞いて、何か実行していくというお考えはないんですかね。何でもかんでも町民のほうには意見を吸い上げずに何か決めているなという印象があるんですけれども、そういったことはなされないんですか。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、確かに議員さんおっしゃるように広場があれば、エリア分けをしようがどうしても、犬を連れ込んで、リードを外したりとそういったことが広場があると見かけられます。この広場ということだけではなくていろんなところで見えるんですけれども、ただ、議員さんおっしゃるようにドッグランというふうな施設を近くに設ければ、わざわざ問題のある広場で犬を散歩させる、これはちょっとと遠慮とかそういったものがあるかとは思うので、一つの対策としては、近くにドッグランみたいな犬が自由に遊べるというふうな施設を造るということについては、理解はしたいと思うんですけれども、ただ今すぐどこかにドッグラン、そういった施設を設けるということについては、今、町長回答申し上げたとおり、今すぐというわけにはいかないというふうに回答になってしまうんですが、それも一つの解決策というふうな理解はさせていただきたいというふうに思いますので、回答とさせていただきます。（「町民に対してのアンケート、意見を吸い上げるというのは」の声あり）

それからこの施設については、災害の復旧工事ということで認められた施設でございまして、

自由に何でも造っていいという施設ではありませんでした。それで、ちびっこ広場の遊具については、もともとあのエリアには遊具があったんです。その震災見合いとして、被災見合いとしてあそこを整備させていただいたもので、住民から規模を幾ら大きくしてもいいというふうなことではありませんので、あえて住民の声を聞いてというふうなところまでいきませんでした。

それから、ぎりぎり10年近くなってぎりぎりになって、あその広場ということを造成工事が認められたという経緯もありますので、なかなかその時間を取るというふうなことができなかったということを御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 当初の震災見合いというのは重々私も理解しているんですが、今回追加で4基遊具設置しますので、そのところは追加は、遊具あったから追加してもいいんじゃないかということですか、4基は。4基に関しては、それはどういった経緯なんでしょう、首ひねられていますけれども。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 当初から災害見合いで整備する際に、どこまで認められるかということについては幅がございました。ただ、大きくこういったものまで、ああいったものまでということで、ドッグランみたいな別な利用の仕方というふうなことはちょっと造成の中では認められないということでしたので、項目として子供の遊具についてはある程度までは許してもらえというふうな感触が得られましたので、この辺までということで整備をさせていただいております。ただ今後、利用をどういうふうにできるかについては、これからの5年後10年後の利用ということで計画をすべきだろうと思いますので、今の段階ではこういった答弁にならざるを得ないということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 造成とおっしゃいましたが、ドッグランと言っても本当に柵、例えば本当にネットとかを設置する一番笹山の右側ですね。それは造成ですかね、簡易的に例えば、今日は月水金は、それでは今日は簡易的にこういったものを設置します、じゃあわんちゃんをお持ちの方はぜひお互いのコミュニケーションを取る上にもぜひこういったことを機会を持って、機会がありますのでどうぞということで実証実験みたいなことはできるんじゃないかな、それ造成じゃない、増設ではないのかなという認識なんですけれども、そういったところ

はいかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 造成と言いましたのは、あくまでも災害で被災した土地を今後のまちづくりの基礎とするために造成をしたというふうなことであって、施設として認められるのは、もとあったものについては、施設として認められますよと、あと広場ぐら이었다ら造成の中で何とか見ましようねという形で見ていただいたものです。

それからちょっとドッグランどうなのかとそれ小さなものであればいいとおっしゃいますけれども、実はこれは項目としてその部分が認められないということでございます。

広場というもので整備したものに対してドッグランとかそういった項目、こういった人たちにも利用してもらいますよ、こういった施設にしますよというふうなものについては、なかなか認めてもらえないというふうなことなんです。ただ、これが5年、10年、それまでも狭められるかというか影響があるかと言いますと、そういうことではないので、折を見ていろんなことは住民に聞いていきたいなというふうに思っていますので、今すぐになかなかできないということだけは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） なので、実証実験ではないんですけれども、5年、10年後にそういうこともあり得るということであれば、例えば今私が言ったとおり月曜日、あそこ管理棟、人お休みですからいらっしゃらないので、例えば火曜日やってみましょう、もしくはイベントとしてやってみましょう。だってイベントやりますよね、あそこで。トラック持ってきてとか、スポーツ今度10月9日ですか、スポーツフェスタあったりとかして、いろいろキッチンカーが来たりとかそういったこともしていますよね。キッチンカーはもともとあそこにはないじゃないですか、飲食物、津波の前は。なので、そうやって実証実験、こういうの榴岡公園がやっているようなことをやはりイベントとしてやれないのかやれるのか。そちらお伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） イベントとしての排除はいたしておりません。例えば犬の衣装を着たりとかそういったものでコンテストみたいなものをするとか、そういった事業とかそういったものは駄目だということではなくて、短期的な事業としてどの程度短期として認めてもらえるかということについては、ほぼほぼ例えばその日だけとかそういったことではあるんですけれども、国のほうとか補助とかそういったことを考えた場合には、年度をまたいだりそういったことになるかと長期じゃないのというふうな判定をされるという場合がございますので、そうい

った柵を設けたりというのはやはり複数年にまたがって維持管理をしなければならぬ、あるいはサービスの提供をしなければならないということになるので、なかなか認められないです。ただ、本当に1週間とか例えば3日とかこういう行事をやるということであれば、犬だから何だからということは、それは駄目だというふうなことは申し上げにくいというふうには思っております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 了解いたしました。そしたら事故に関してなんですけれども、その事故が起きた後、例えば利府とかだとLINEとかでこういったことが、道路でこういうことをしている人がいますということで、LINEで通知をしたりとかということも、実際私登録しているので、入ってきているんですけれども、その事故が起きた後に加害者であろう方には連絡をしてということでしたけれども、そのほかは何か町民生活課だったり、担当、狂犬病とかそうですね、何か町民、それから利用者に対して横断幕以外、呼びかけ以外で何かなさっていたのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 場内に来る方、そういった方々へのお声がけ、そういったことは職員が見かけたときにはさせていただいております。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） ただ職員の方、5時半でしたっけ、あそこ管理棟5時半まで。それから月曜日にはいらっしゃらないですよね。そういった場合はどうされているんですか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） そういう、いない場合に関してもオープンでは開いておりますので、その時間は職員もいないので、ちょっと手立てがないような状況であります。（「すみません、もう一回お願いします」の声あり）職員がいない時間帯、夕方の遅い時間帯ですね、6時とか。そういった部分に関しましては、オープンはしているものの職員がいないので、手立てがないような状況なので、前貼った横断幕とか看板、そちらのほうで注意喚起だけの状況で周知しているような状況であります。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） ということはやはり漏れがあるということですので、今後どういった対策を取られますでしょうか。周知徹底。お聞きいたします。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 何度も申し上げるとおり、飼育する方がしっかりと自己責任の下でペットを飼っていただくというのがベースだと思うんですね。2020年に動物愛護法も改正されて、ちゃんと死ぬまで適切に飼育することが明文化されたということで、逆にそういったことで管理がおろそかになっているが故に、逆に規制されたり数値規制なんかまでうたわれているという状態なんですね。ですからやはりその辺はモラルといたしますか、利用者のモラルを呼びかけていくと、一生懸命呼びかけていくと、啓発していくというふうなことだと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、今後いろいろな方法でしっかりと周知徹底してもらうことを本当に切に願ひまして、次の点に移らせていただきます。

このスポーツレクリエーション施設の件なんですけれども、先ほど教育長がスケートボード場が調子がいいので利用者も多く見られるので、特に民間業者、NPO等への働きかけはしていないと、こちらの公共施設総合管理計画のほうにはやりますよというふうには書いてあるんですけれども、スケートボード場が好調なので、人気があるので、特にはやっていないということですが、その他の野外活動施設はいかがなんでしょうかね。ここに書いてあるのは、管理棟、それから相撲場、キャンプ場の炊事場、それからあそこの米とか炊くところですね、上屋というんですかね、それから便所、便所は撤去するということでお聞きしております。それからアーチェリー場、あずまやとスケートボード場以外にもいろいろあるんですけれども、スケートボード場が1個、すごく人気だからほかのものはそのままがいいというお考えなんですか。お伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君） 今の御質問に対してお答えさせていただきます。スケートボード場の御利用は盛況で、数値で申し上げますと令和2年度利用者数が699人に対しまして令和3年度は2,270人の御利用がございました。ほかの施設となりますと、集計が取れるのがパターゴルフのほうの貸出しのほうの人数であつたりとか、あとキャンプ場の利用者ということになりまして、パターゴルフに関しましては、令和2年度は1,475人に対しまして令和3年度が1,808人ということで、300ちょいぐらい増えているような形になっています。

あとキャンプ場の利用も、昨今ちょっとキャンプの流行といいますかはやりもありまして、利用者が増になっておりまして、2年度に関しましては464人の利用者に対しまして3年度は867人の利用がございました。一応利用としてはこのような形で集計が取れる部分だけの回答

になってしまって申し訳ございません。

あと相撲場の話もあったのですが、相撲場はちょっとすみません、集計が取れませんので、一応ちょっとそちらは分からないような状況でございます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 人数はありがとうございます。なので、そちらの相撲場やアーチェリー場という使われていない部分があることに対して、どうされるんですかという質問だったんですが。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君） 現在、利用されていないアーチェリー場とか相撲場に関して、今のところ新たに何か具体的に利活用ということで話が出ていることはございません。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） ちょっと教育委員会のことなんですけれども、事案でありますけれども、実は、この施設を整備するときに私が財政係をしていたときに、国の自治省にこういった整備をするというふうなことで記載、あるいは補助、そういったものを伺って作ったものでありまして、相撲場を簡単に処分するというふうなことはなかなかいかない。それは自治省なりなんなりに届出が必要か財産処分が必要かどうか、そういったものが必要になってきますので、その部分についてはなかなか、ただ、ほかのものについては、それが一番の目玉だったので、それで自治省からいただいたものでございますので、ただ、災害があった後にその部分までずっと残るか、ちょっと形態を変えたいんだけどもということでは認めてもらえるかとは思っていますけれども、今すぐに相撲場をどうこうするというふうな話については、今のところちょっとなかなかできにくいということだけは御理解いただきたいというふうに思います。

ちょっとその辺についても担当が変わるごとにどこがどうだと管理の在り方、あるいは補助、あるいは記載のどういうふうな形で入ったかということについては引継ぎがなかなかされていないようでございますので、ちょっと私のほうからその部分について回答させていただきます。申し訳ございません。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長のほうから追加あります。

○教育長（武田光彦君） 相撲場の件なんですけれども、相撲場については、2年か3年前に相撲場を使っていました。ちびっこ相撲ということで使っていましたけれども（「もっと前で」の声あり）ちびっこ相撲の取組をやめる5年前から全部データを取りまして、ちびっこ相撲はなかなか成立しないと、少子化のために子供たちがなかなか地区として成立しないと、個

人戦も成立しない集落があるということで、このままではちょっと展望がないということで、何年か前に必要な手順を経て、つまり区長さんやそれから公民館の役職忘れたんですけども、その方とも諮って、相撲場については使わないということにしてあります。ただ、残ったのは相撲場の施設なんです。その使わない施設が残ったので、その残った相撲場の施設をどうしようかということはこちらも頭を痛めております。

しかし、いずれかの機会に相撲場を何とかの機会に、いつかの機会に再利用できる、あるいはまた別な利用にする、そういうこともやはり考えていかなくちゃいけないだろうなというふうには、そういうふうにはこちらは認識しています。したがって、相撲場は使わせていないと、使うニーズもないということで理解していただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） まず、副町長のおっしゃってくださったことに関してなんですけれども、令和3年の3月会議でも同じことをお聞きしております。起債事業として起債を起こしてそれを交付税措置された施設でございまして、例えば相撲場とか、そういった基本的な利用の仕方については、まだもう少し先になれば変えることができるんですけども、今の段階では別の用途に変更するということはなかなかできない状況にあります。復興事業の中で、あそこをところを整備したということもありますので、ここ何年かは複数年はちょっとそのままで行かなければいけないということお聞きしています。しかしながら、アーチェリー場なんですけれども、アーチェリー場もアーチェリー場として同じ時期にできたと思うんですよね、40年以上前。私が子供の頃。しかし、あれ用途を変えて、花の苗木を育成していましたよね、そして今はもうその残骸。ビニールハウスの何と言うんですか、鉄骨というんですか、残っていますよね。これ利用目的変わっているんですけども、相撲場はそれはできないけれども、アーチェリー場はできたということでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 利用の仕方について、私から回答を申し上げるのはなかなか教育委員会のほうには申し訳ないという気持ちになるんですけども、今、前からのということで質問されましたので、私のほうから回答を申し上げたいと思うんですけども、これは確かに自治省なりそういったところから了解を得ながら、そのところ用途変更、そういったものをすればいいんですけども、短期的にだったら何とかいいんじゃないかという軽い判断でやっていたんだろうと思います。ただ、これは例えばこういうふうに使われていないので、このところ廃止したいんですけども、用途を変更したいんですけどもというふうなことで、今は総

務省ですけれども、総務省のほうに申入れをして、用途変更をしてもらうというふうなことに
ついて、理由にはなり得るんじゃないでしょうか。理由にはなるとしますので、御理解をい
ただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、用途変更を申請したかどうかは置いておいて、これからそこ
を相撲場だったり、今教育長がおっしゃったようにちびっこ相撲は、私が子供会に参加してか
ら、今、長女高校2年生なんですけれども、やっていないので、もう長らく行われていません。
利用させていないということでしたけれども、来場者は使っています。だってあそこオープ
ンスペースなので入っちゃいますよね。しかしながら教育民生常任委員会でも所管事務としてい
ろいろ見させていただいたんですが、柱が朽ちていたりとか、ますに足突っ込んだら絶対けが
するよねというようなところあったりとか、いろいろやはり本当にもう老朽化しております。
なのでやはり事故が何か起きる前に、やはり用途変更、申請して例えば今、ダンスも今度オリ
ンピック、パリオリンピックのほうでブレイキンが種目になっています。なのであそこの相撲
場の上でダンスを踊るというのは私はありかなと思うんですけれども、そういったところもい
ろいろと貸出しをしたりとか、あとはしつこいようなんですが、行政にはドッグランの要望は
ないということですがアーチェリー場、やはりあそこの公民館で散歩している方もいらっしや
います。ふん落ちていたり、ノーリードで散歩している方もいらっしやいます。私のほうには
声は挙がっています。なので、そういうところを用途申請、声が挙げればするお考えがないか
お伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 用途申請については、副町長さんのほうから答えていただきたいと思
います。

先ほどもお話ししましたように、相撲場については先ほどお話ししましたように、非常に危険と
言えば危険なんですね。私も一度降りてあそこのところぐるっと回ってみましたけれども、こ
れは何とかしないと駄目だなというふうに思ったことは率直なところですが。ただ、これを変更
するとなると、これから副町長が話していただくように、用途変更なり廃止なりという手続が
一方に残っているということですので、その手続の前後に相撲場も含めた広い観点からちょっ
と検討をして、そして必要な手続を踏んでいきたいなというふうに思っています。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 用途変更の後のことについて、今、教育長が答えられましたので、私

からは用途変更について回答を申し上げたいと思うんですけれども、できると思います、まずは、前提として。ただ、個別にこのエリアだけ、このエリアだけ、エリアごとに用途変更が可能かということについては、今申し上げるわけにはいきません。一回は全体をちびっこ広場の全体を用途変更かけないと、もしかすると駄目かもしれません。ただ、それからかなりの年数たっていますので、用途変更というふうな手続まで実際には必要なのか、もう時間が過ぎたからいいですよと、入口の前でそういうの認めてもらえるという可能性もありますので、その辺も探りながら、ここをちょっと時間貸していただきたいなというふうに思いますので、できるだけ用途変更、もう結構形状が変わっておりますので、用途変更のほうに踏み出すべきだろうなというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、先ほどこのアンケートを取る準備をするということについて、詳しく御答弁あまりいただけていなかったもので、どういった方法で町民のその利用者のアンケートを取るのか、さっき御答弁のアクアゆめクラブのほうに委託しているので、そちらのほうでやってもらうということだったんですが、私がクラブメンバーだったときもそういったアンケート取られた覚えがなくて、今は入っていないんですけれども、ゆめクラブの会員のみならず利用者、町民、そういったところに幅広く、今聞く方法簡単にあるんですけれども、そういったことはお考えではなかったんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君） ちょっと今初めて聞いた部分もあるんですが、幅広くゆめクラブさんのほうで聞き取りできるような話も今いただきましたので、その辺りは調整させて、検討させていただいて実施の方向で進めさせていただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） ほかに自治体で使っているアンケートフォーム、一般的にはGoogleフォームとか学校で今使っていますけれども、自治体専用のデジタル化総合プラットフォーム、logoフォームと読むと思うんですが、こちら利府町さんでも使っているんですね。こちら私先ほど申し上げたとおりLINE登録しているので、利府、松島、多賀城、塩竈、七ヶ浜すべて登録しているので、いろんな情報を得ることできるんですけれども、多分皆さんも簡単にできると思うので、できると思うんですが、そちらで旧の利府町公民館を改修して児童センターに転用し、令和6年度開館を目指して計画を進めているそうなんですね。その整備を進めていくに当たり、町民の皆様のご意見等を伺うためにアンケートを実施しますということでLINEで

流れてきたんですよ。QRコードぼちっとすれば飛んで、logoフォームに行くことができるんですね。それで対象者は小中学生、高校生、そして町民の方と3つに分けてやることもできるんですよ。なので七ヶ浜でそういったシステムを導入するお考えはないのか、これから町民の声を吸い上げるためには必要になってくると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（青木ゆかり君） 今のlogoフォームの活用についてお答えいたします。現在、logoフォームの活用については、実証実験というか実証活用を行う予定で進めておりますので、そちらを活用しながら何を実施していくのかということも併せて関係課と調整をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） そしたらこれもドッグランだったりバスケの3×3だったりバスケコートに関しても幅広くいろいろな方の御意見聞けるんじゃないかなと思います。なので、前、いろいろ6月予算で第二グラウンドを最初の整備費用として計上されたときに目的は何なんだろうなと思いながらもいたんですが、そういったときにも幅広く聞けるんじゃないかなと思うんですね。そしてそれが目的として外出自粛の影響を受けて運動不足になっている子供たちの運動機会の場の確保を図り、感染症に負けない健康な心と体をつくるため整備しますということで6月会議でしたかね、過去の会議で提案されて通っているんですけども、なので、スポーツは野球だけじゃないしサッカーだけじゃないですよ。バスケットだったりバレーボールだったり、それからバドミントンだったりテニスだったりということがありますので、そういった幅広いスポーツができるように、例えば小中学生にアンケートを取ったり高校生にアンケートを取ったりということをお考えではないのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員、通告外の内容にならないように注意してください。

○1番（佐藤直美君） 6月会議の件で話しています。それ1回もあるので。

○議長（岡崎正憲君） 通告外にはならないようにしてくださいね。

○1番（佐藤直美君） アンケートに関してもなんですけども。

○議長（岡崎正憲君） 分かりました。

○1番（佐藤直美君） すみません、時計進んでいるんですけども戻してもらっていいですか、今。議長とのやり取りだったんですけども。

○議長（岡崎正憲君） それはお待ちください。先に生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君） ただいまの小中学生のアンケートの件に関しましては、実施ができると思われますので、検討させて進めさせていただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） その前に時間は延長しますので、御安心ください。（「ありがとうございます」の声あり）どうぞ。

○1番（佐藤直美君） それで、バスケットボールコート、3×3に関して令和3年3月会議にお伺いしたときに造るお考えはないのかということに対して、教育長の答弁でバスケットボールをプレーする場所としては小中学校の体育館以外にはないのではないかという意見に対して、アクアリーナのアリーナを一般開放して利用できるようになっていくというふうな答弁でした。でも長らくアクアリーナを使うことができておりません。なので、バスケットボールをできる場所をつくってほしいということで、私のほうに声が挙がっております。中学校の部活も男女部活あるのは、今バスケットボールとバドミントンぐらいで、そのほかはないんですね。B2、89ERSも今は昇格して上に上がっています。なのでやはり、そういったことで今後この計画に載っているように私の質問にも載せたように、こちらの屋内運動場に関しては大規模修繕工事、そしてテニス、フットサルコートは維持、継続となっておりますので、広くアンケートを取っていただいて、そんなにお金がかからないようにバスケットボールフープを購入して設置、利用を可能にするというお考えはないのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 今回の御質問については、ドッグランとかあるいは3×3ですか、そういうことが中心だということの認識で答えたんですけれども、要するにアクアゆめクラブを通して広くアクアゆめクラブのほうからアンケートを取っていると思うんです。そのアンケートの結果をアクアゆめクラブのほうから報告を受けて、その上でこちらのほうがじゃあどうしようか、これはやろうか、これはやるまいかということを検討して進めるという手順でいると。そのアクアゆめクラブのアンケートによると、今議員がおっしゃるようなドッグランだとか、3×3というのは希望になかったんです。しかし、希望にあるなしに関わらず我々は検討してみようじゃないかということで、ドッグランについては、先ほど何度もお話したようにちょっと無理なんですけれども、3×3については、これは希望ではなかったけれども、これは情報を集めて設置する取り組む方向で検討しようじゃないかということでやっているのです、したがって我々としては、アンケートをもらった上で取り組んでいるということの認識で答えているということをまず最初理解してもらいたいと。

それから、今後のことについては議員がおっしゃるように、幅広くアンケートや御意見を取

りたいというふうに思っている。例えば相撲場とアーチェリー場だけが稼働していないわけですが、あそこ部分、2つの部分だけをピックアップして取り上げて、どうしようかというふうに考えるよりは、あの広場全体を見た上で相撲場をどういうふうに位置づけてどういうふうな種目がいいのか、アーチェリー場はどういうふうな種目で、どういうふうに位置づけていいのかというふうに、あの全体を見て取り組んでいくということをしていかないと駄目だろうというそういう認識ではあるんです。それは先ほど申し上げたとおりなんです。そういうことをこれから取り組んでいく前提条件として幅広くアンケートを取っていききたいなというふうに思っております。

実際にアンケートを取るのは、アクアゆめクラブのほうにお願いしているわけですが、アクアゆめクラブさんのほうと我々とのほうで協議をして、できるだけ幅広くアンケートを取っていくようなそういう手立てを取っていききたいなと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） じゃあ今のを整理すると、ドッグランは検討できないけれどもバスケットボールフープに関しては検討します。そしてアンケートはもう既にアクアゆめクラブで取っているのはあるけれども、全体像を見るために全体野外活動センター全体に関して、アクアゆめクラブと調整しながらさらに取っていくということだったと思うんですが、アクアゆめクラブがとるとなるとなかなか全町民には行き渡らないというところはあるのかなと思うので、そのところはしっかり全町民に行き渡るような方法を取るように指示していただけたらと思います。私の今日の一般質問は終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（岡崎正憲君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、7番安倍敏彦議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔7番 安倍敏彦君 登壇〕

○7番（安倍敏彦君） 7番、安倍でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、通告書により一般質問したいと思います。

まず1点目、統一的な基準会計による地方公会計について伺います。地方公共団体の厳しい

財政状況の中で、財政の透明化、透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に話すとともに、財政の効率化、適正化を図るため、現金主義、または単式簿記による予算決算制度を補完するものとして、平成27年1月、総務省から固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類、貸借対照表等の開示が求められているところです。町の令和2年3月の公共施設白書には、今後の課題として40年後、多分2060年だと思いますけれども、公共施設の維持、更新していくのには不可能と記載されているように、厳しい財政状況を如実に予想されている中、今までは行政において実施していなかった発生主義、複式簿記の企業会計、いわゆる会計、公会計制度は減価償却や引当金、資産、負債のストック情報など、現金支出に伴わないコストを把握し、財政状況等を分かりやすく開示するなど、今後の対応を以下の点で伺います。

1つ目、財政透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化、適正化を図るため現行制度を補完する発生主義、複式簿記の導入は現在の状況も含め、どのように考えているのかを伺います。

2つ目、既にスタートしていることも踏まえて、導入へのアプローチ、経過に関して説明を求めます。

3問目、公共団体、経営財務マネジメント強化事業の活用を考えはないかを伺います。

次に2点目でございます。中学校運動部活動の地域移行について、スポーツ庁より令和5年度の開始から3年後の令和7年度末をめどに、運動部活動の地域移行について、関係団体に要請があったことに対しての以下の点を伺います。

1つ目、地域移行の方向性に対し、今後の対応や考え方を伺います。

2つ目、プロOB、大学、高校卒業等のOBへのアプローチなど、人材育成、獲得への考えは持っていないかを伺います。

3問目、今資料をいただきましたけれども、指導に携わる教員の人数と部員数の現状を伺います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 第1問は統一的な基準による地方公会計について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは7番、安倍敏彦議員の御質問、統一的な基準による地方公会計について、お答えさせていただきます。

まず1点目の御質問。財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化、適正化を図るため、現行制度を補完する発生主義複式簿記の導入はどのように考えているのかについてお答えをさせていただきます。

統一的な基準に基づく地方公会計については、平成27年に総務省が公会計マニュアルを取りまとめ、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準における財務書類等を作成することとされた経緯がございます。

当町では、固定資産台帳を整備した上で、平成29年度分から貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類4表を作成しております。

次に、2点目の御質問、既にスタートしていることも踏まえて、導入へのアプローチに関して説明を求めるについてお答えをさせていただきます。今申し上げましたが、既に当町では財務書類の作成をスタートしており、平成28年度に公会計システムを導入し、日々仕分によって自前で財務書類を作成しております。資産や負債などのストック情報のある程度正確に把握することができるようになりましたが、継続的に財務書類を整備していくことによって、各種指標の経年比較や、分析が可能になるものと考えております。

次に、3点目の御質問、公共団体経営、財務マネジメント強化事業の活用の考えはあるかについてお答えをさせていただきます。公共団体経営、財務マネジメント強化事業の活用については、総務省及び地方公共団体金融機構から財政運営、経営改善等の支援をいただくのですが、今後、具体的な財政経営における課題や、技術的、専門的な知識が必要なときには、活用について検討したいと思います。

以上、1問目の回答にさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 第2問、中学校運動部活動の地域移行について、回答を求めます。

武田光彦教育長、御登壇願います。

〔教育長 武田光彦君 登壇〕

○教育長（武田光彦君） 7番、安倍議員の2問目、中学校運動部活動の地域移行についての1点目、地域移行の方向性に対し、今後の対応や考え方はについて、回答いたします。

今年6月にスポーツ庁の有識者会議において、運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言がまとめられました。主な改革の方向性は5つあります。

1つはまずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行をしていくことを基本とすると。

2つ目は、1つ目の目標時期を令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途とする。

3つ目は、平日の運動部活動の地域移行はできるところから取り組むことが考えられ、地域

の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況を検証し、さらなる改革を推進する。

4つ目は、地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズにあった活動機会の充実等にも着実に取り組むと。

5つ目は、地域のスポーツ団体等と学校との連携協働の推進ということであります。

この件に関しては、今年の7月中旬に宮城県教育委員会主催で、宮城県仙台教育事務所管内の市町村を対象に令和4年度運動部活動地域移行情報交換会が開催されました。本町からは教育総務課、生涯学習課、アクアゆめクラブ、七ヶ浜スポーツ協会から各1名が参加しております。その中で宮城県教育委員会からの説明では、現在のところ文部科学省からの方針もまだ決定されていないことから、宮城県教育委員会の方針もまだ決定していないということでありました。ただし、この運動部活動の地域移行の背景としましては、1つ目に少子化の問題、2つ目に教師の長時間労働の問題が挙げられております。

そこで、文部科学省でも学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について検討していることから、このたびスポーツ庁の有識者会議においてまとめられた提言と同様の方向性が示されるものと考えております。いずれにしましても本町としましては、文部科学省やスポーツ庁、宮城県教育委員会の方針を受けて、その方針に沿って対応していきたいというふうに考えております。

次に、2点目。プロ、OB、大学、高校卒業等、OBへのアプローチなど、人材育成獲得への考えは持っていないのかということについてですが、このたびの運動部活動の地域移行に関する指導者の確保については、企業、クラブチームや大学からの指導者派遣、地域のスポーツ団体等、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等と連携した人材確保、地域学校協働本部や保護者会などが参考例として示されているとおり、多種多様な個人や団体との連携が必要であるというふうに考えておりますので、プロのOB、大学、高校卒業等のOBへのアプローチなども必要な手段ではないかというふうに考えております。

次に3点目、指導に関わる教員の人員と部員数の現状についてですけれども、これについては今朝ほど皆さんにお渡しした資料がありますので、それを御覧になってください。（※資料は会議録の巻末に添付）

最後に、このたびの提言はスポーツ庁の提言で、肝心の文科省はいまだに具体的な方針を出しておりません。多くの課題を抱えている中学校の現状を根本である在り方そのものから改善しようという提言ではなく、部活動の部分だけを切り抜いて改善しようとする御都合主義、身

勝手さを感じ、改善の方向には生徒たちにとってよいことなのかどうか慎重に対応していくべきことだというふうに考えております。

また、特に教育長部会でも懸念していることは、細かくはいっぱい懸念材料がありますけれども、特に地域移行に移ったときの指導者をお願いする指導者の人材確保をどうするかということと、2つ目は指導者に対価としてのお支払いする報酬の問題、この2点が見えてこない限り、より一層の慎重な対応が求められるのではないかというふうに、率直なところ危惧しているというのが率直な気持ちであります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） それでは1問目に入ります。1問目はほぼ分かりました。ただそうすると、令和2年、令和3年度についてはまだ出ていないということによろしいですか。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 町長答弁のとおり平成29年度から財務諸表4表について整備しておるところですが、議員さんおっしゃるとおりまだ令和2年、3年度分の決算については、今年中に終了したいという思いであります。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） そうですね、やはりこういった、これ終わってから決算審議入りますけれども、やはり歳入歳出だけの1年のその利益だけを取れると、今年度はすごくよろしいかなと思いますけれども、やはりこの決算書の中に水道事業があります。水道事業については3年度出ていますので、その辺、水道さんとの話し合いしながら年度内と言わず、早急に出していただきたいと。やはり経営していくためには、単年度の収支は大変いいことなんですけれども、やはり貸借対照表の、今、役場が設立してからのこの何十年というのを積み重ねの貸借対照表なので、その辺の整備をお願いしたいというふうに思います。

では、2問目に移ります。町のこの白書、令和2年3月に発行された白書についてですけれども、先ほどもお話ししましたがけれども、今後の課題として町が所有する公共施設を現状の希望のまま更新していくと仮定した場合に、今後40年後の更新費用、平均17億3,000万という試算結果となり、震災前は約年間4億4,000万だったことを踏まえると、全ての施設を現状のまま維持更新していくのは不可能と言えますと記載してあると。そこで、各課の公共施設を所管している公会計制度、貸借対照表の4表ですけれども、資産内容をどのようにして維持管理運営に反映していくのか、2つ聞きたいと思います。

1つ目、固有財産の土地確保、宅地、山林、公園、震災時の買収した住宅として適さない土地の活用。例えば賃貸、売却について考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） まず、土地の利活用ということでよろしいですかね。（「はい」の声あり）こちらについては、まず1つの考え方といたしましては、今現在整備されていますが、花淵地区の例えば、区画整理系の業務系、商業用地であったり産業用地をまず優先的にというふうな思いがあります。また菖蒲田浜の移転元地の業務系もひっくるめてですが、民間誘致で誘致なり、土地の貸付けなり売払いを積極的に図っていきながら、にぎわいの創出を図りたいとは考えております。

あと、またいずれ普通財産、問題かなり増えていますが、こちらについても、例えば防災場やそれから地区住民等に迷惑がかからない等々の問題がない場合とか、それから、要は問題になっていますが残土捨場とかじゃなくて、有効的な利用の仕方をする企業等があれば、貸付けする方向で積極的に働きかけたいとも思っております。また土地区画整理事業で保留地も代ヶ崎の向田であったり、花淵浜、そちらのほうの保留地も積極的に、できれば売払いができるようにしていきたいとは考えております。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 次の質問ともちょっとダブるんですが、要するにこういった土地とかそれはやはり無駄なものについては、やはり賃貸とかにして、次に話しますけれども、要するに固定資産はやはり現金、ある程度現金化して、常に何かあったときの対応をしないといけないんだろうというふうに思います。というところで、有効活用に先ほど貸出しとかいろんなことを考えていくということだったんですけれども、やはり有効活用を長期ではなくて、やはり今のうちから考えていかないと間に合わないのではないかと思います。それをちょっと頭に入れておいて、2つ目の質問に行きたいと思います。

それで、耐用年数（減価償却）が経過した役場庁舎、あさひ園、旧はまぎく児童館の建て替え、長寿命化、廃止（撤去）等の対応や、また、ながすか多目的広場その他の公園等の草刈り等の維持管理の処理があると思います。

先ほどと同じように、白書によると全てのものを管理していくと不可能と言えますと記載されていますが、この不可能について、不可能というのはどういうものなのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員、1問目の1から2、3とありますけれども、これに沿った質

問でのやり方をお願いしたいと思います。

○7番（安倍敏彦君） はい。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） あくまでも公共施設白書、そちらのほうで不可能というふうに出ているのは、例えば今おっしゃられたような施設同様にまた再びつくるとか、それから何の手段も講じない、検討もしない、現行のままだった場合についての試算であって、こちらについては、あくまでも報告と言いますか提言という意味合いなので、そうならないように私と職員は、議員さんもひっくるめてですが知恵を出し合っていかなければならないんだろうなという考えではあります。あくまでもそちらについては、同様の施設を再び同じようにつくった場合とかそちらを想定してという数字になりますので、そうならないようにしなければならないというふうなことだと思います。

今、おっしゃるように、その耐用年数の問題等ともひっくるめて施設については、なかなか頭の痛い問題です、確かに。今後の施設の需要であったり必要性を検討して、いずれ施設の再編の準備は必要なのかなと思います。しかし、今すぐここで、どここの施設を再編するか廃止するかというのは難しいので、優先順位を適切に判断しながら検討を進めていかなければならないんだろうなというふうに思います。

また、安倍議員さんのほうから今、長寿命化という話出ましたけれども、ここでももちろん具体的な施設名は出せませんが、例えば、最近であれば君ヶ岡配水地のP Cタンク、そちらのほうをあったように施設カルテのほうへ何といいますか、個別計画を作成して長寿命化を図る方法も選択肢の一つになるんだろうなというふうな考えもございますし、もし何らかその施設の建て替えがどうしても必要だというふうなものが今後出てくるのであれば、あくまでも例えば、単体ではなくて例えば母子健康センターとか、それから子育て支援センターなんかの施設を集約して建て替えするというふうなことで、起債の有利な方法も選ぶのもいろいろあるのかなというふうな思いはございます。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） やはり例えば、先ほど集約するというのを一番分かりやすいのが、この庁舎ですよ。この庁舎は原価償却が終わって、もう耐震の補強もして、いつまで寿命を延ばすのかなというふうに思っていますけれども、例えば役場の後に、例えば極端に言えば壊して、水道事業所とか中央公民館に集約するという方向もあるのかなというふうに思うわけです。

そうすると、今、役場で維持経費が約2,700万ですかね。2,700万かかっていますけれども、

そうすると移行することによって、電気料とか何かそういったものが節約されたり、また先ほど言ったあさひ園もですけれども、あのままでいいのか、やはりあそこもこれを見ると、長寿化にしましょうと、やはりあれで本当にやるのか、やはり手を加えるというふうにあるのか、その辺とあと旧はまぎく、先ほど補正予算見たら取り壊すというふうになっていましたが、新しいはまぎくできてから約5年なんですよ、5年ぐらいたちますね。その間やはり何でこの5年、あそこにとっておいたのかなと。防災備蓄倉庫も一部入っているという話なんです、やはり新しい建物できたらやはり取り壊して更地にしてというふうなことなんです、その辺5年延びたというのは、やはり課長に申し訳ないんですが、本当に長年、20年後30年後にどうするかというところで、きちんと、やはりそういったものを我々に示してもらわないと、何か行きあたりばったりでやっているのではないかというふうな思いがあるんですが、その辺。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員、通告外の内容と判断される場合が出てきておりますので、御注意ください。

○7番（安倍敏彦君） 通告外じゃないと思います。

○議長（岡崎正憲君） 通告外、ここにあります1、2、3の通告の内容と、多少かけ離れたところが出てきましたので、ご注意ください。

○7番（安倍敏彦君） そう思いません。

副町長のほうから全体としてのお答えをお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは私のほうから全体的な話をさせていただきたいんですが、長期にわたって施設の更新なり、あるいは維持計画を出せというふうな話なんだと思うんですが、なかなか今の段階ではできにくい部分がございます。というのは、例えば交付税とか地財計画の中でどれだけその分、10年後、後年度まで見るか、公会計を導入しなさいと言っておきながら、減価償却なりあるいは起債、そういったものとあるいは補助をどういうふうに落とし込んでいくんだという、財源の補完、そういったものの計画は全然示されていないわけですよ。ただつくってみなさいと、結果、何年後かにはそれはつくりなさい、つくるとはつくるんですが、全部導入しなさいという最初は話だったんです。それが導入しなさいにならなくて、参考のためにつくっておきなさいよ。問題は資産なんですよ、議員さんおっしゃるように資産なんですよ。資産をどうするんだ、そのところの価値観をなかなか、東京都でしたらいいんですよ。資産の価値がすごく高いですから、ですから実際に公営企業会計みたいな形の企業会計を取っているのは、東京モデルと言われているんですが、東京都

一つだけです。自治体としては。実際に活用がどこまでというふうになりますと、私のほうでは市町村では一部だけ、例えばコスト計算書とか現金の資金収支がどうなっている、そういった部分については参考として今後どういうふうにしなきゃならない、ここに金がかかり過ぎているね、そういったものの判断にはなりますけれども、なかなか資産をどういうふうに、価値を台帳のほうに落とし込めるかというようなことが課題になって、それから補助とか国の動きが見えない部分があつて、なかなか長期的な計画を立てにくいというふうなことが現状でございまして、おっしゃることは分かるんですけども、なかなか落とし込めない。もし3年とか5年とかそれぐらいは出せということであれば、その辺は工夫したいなというふうに思いますけれども、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） それでは私も、一般質問提出後、貸借対照表を見つけることができたんですが、令和元年度を見ると2つの見方があって、流動比率、固定比率は流動比率については、すごくもう健全でお金がいっぱいあって、負債はちゃんと払えるような状況でした。ただ固定比率については、若干固定資産のほうが多く、やはり今までのためていた剰余金を上回っているんですね。何億かというよりは約42億ですけども。そうすると42億というのが、もし何かあったときに、やっぱり現金化しなきゃないですよ。そうすると、その42億を今後どのように考えていくかという、やはりあの土地のやはり有効活用とか要らないものの建物を壊したり、あとは集約したり、そういったことが必要なんだろうと。ただやはり七ヶ浜の場合は基金をちょっとためていて、それでもやはり30億ぐらい足りないんですけどもね。でももう着実に毎年4億ぐらい上げているので、10年たつと40億になるのかなというふうに思っていますけれども、そういったやはり固定資産を剰余金に合ったもので、やはりその43億分を減らしていかないと駄目なんだろうなというふうに思っています。

したがってやはり私見たのは令和元年度なので、実際の2年3年をやはり見てみないと、今その状況がどうなるかというところで、さっき副町長が言われたように、やはりそういった3年度も5年度もきちんと計画を立てないといけないので、その辺の数字をまた見てみたいなというふうに思っています。それで、早急に出していただくと助かるなというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私の申し上げているのは減価償却をどうするか、今後の財源をどう調達するかというふうなこと議員さんもおっしゃるように、減価償却がない、現金は、例えば十何億積立金がある。その後30億をどうするんだというふうな話がありましたように、その部分

については、私も当時財政係をやっていたときに、その補填として起債の部分を町債の部分を減らしてきて、本来であればうちのほうでどのくらいの町債残高があれば維持できるかといいますと、大体六、七十億ぐらいあってもおかしくはないんですよ。これはその年度によっていろいろ違ってきますし、それから団体をどう判断するかによって違って来るんですけども、うちのほうではそこまでいっていませんので、二、三十億の金は起債とかそういった手とかそういうことは取れるんじゃないか。そうすると、減価償却の部分、あるいは建て替えの部分というふうなことが、何とかできるかなというふうな思いがあるんですけども、おっしゃるとおり、なかなかその辺については、物価も上がっていったりいろんなことがありますので、そのところに全部補えるかというようなことは、財務４表を見ながら相談しながら、計画を立てていかなくはならないというふうに思いますので、例えば２か年度の分の公会計の試算表ができましたら、ちょっと何年かできるか、できるだけ使えるような数字にしたいというふうな思いがありますので、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○７番（安倍敏彦君） では、３問目に移ります。

３問目ですけども……。

○議長（岡崎正憲君） ３点目ですね。

○７番（安倍敏彦君） ３点目ですね、すみません。３点目でマネジメントですね。ですからやはり、これからそういった財産をどのようにしていくかという、そういったマネジメントの支援があるわけですね。やはり副町長がお話するように、やはり職員の方が立派な方がいるので、自分たちでできるかなとは思いますが、やはり専門的な、それは多分無償で多分国のほうから来るんでしょうから、そういったやはり専門的な人の意見をきちんと聞きながら、２年度３年度ができたときにそういった３年４年でもそういった計画を立てられるというふうに思うんですが、その辺の、先ほどは必要があるときは検討するというふうにあったんですけども、必要ではなくて、多分必要だと思うんですね。もしそういうものがあったら、やはり私はすぐ活用していただければと思うんですが、その辺もう１回、答弁願います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 安倍議員さんのおっしゃるのも重々よく理解できる話なんです、今、ちょっと現状だけお話しさせていただきますと、自前でうちのほうはやっていますよということなんです、県内の団体でいえば、ほぼほぼ自前でやっているのは数団体だけです。あとは全部外注ということで、多いところでは七、八百万とかかけて、わざわざその財務４表を

つくるためにやっているわけですが、先ほど副町長も言ったように、いずれこれについては経年で比較していくというのが勉強する上で必要だと思いますので、東京都の実例を探ってみたりやったりして、取りあえずマネジメントについては、もうちょい先というよりも、今の国の要綱を見ますと、まず今年度についてはもう募集終わっています。アドバイザーの派遣についても来年度までということで現状はうたっていますので、その後どうなるかについては東京都の実例等々を見ながら、取りあえず勉強していきたいとは思っております。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） もう締め切ったということですが、やはりうちの水道事業所では、きちんと貸借対照表出していますから、そういったところの考え方を知ったりとか、そういったものでやはりもし、そういった何というんですかね、人材、そういったものについての他業界、他企業、そちらのほうにお任せして、お金をかけるのであれば700万ですか、それはやはり700万ちょっともったいないですけれども、今後の七ヶ浜の長期的なものを考えると必要経費ではないかというふうに思うので、検討をお願いしたいと。

次に移ります。次は部活動ですが、宮城県の教育委員会の指示にも従うということの回答がございました。それでやはりそういった指示もあると思うんですが、やはり一番大事なのは、今、教員の就労、労働がすごく長いということで、多分そういったクラブ活動を取り上げたというふうには思うんですが、新聞記事にこういったものがあります。さっき文部省のあれはなかったというふうにはあったんですが、新聞記事によると、文部省は教員の働き改革をするため、公立小中学校で教諭をサポートする人材の増員を目指すとあります。仮に同年度の予算を倍増した場合、各1校に1名派遣することができますよと。その業務の内容について、業務の支援員の内容については、教育の免許は不要で、プリントの準備、採点、電話対応、新型コロナウイルスの消毒などの作業を行うというふうにあります。ですから文部省は何もしないということではなくて、そういった記事が載っていますけれども、そういったもしあれば、この制度に今、私が話した制度に対して、どのように考えていくのかをちょっと伺います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 今、議員が新聞記事に対してどう思うかということですか。

○議長（岡崎正憲君） はい。

○教育長（武田光彦君） 文科省は勝手なこと言っているんですね。国や言っていることは、いいときもあるんだけど、悪いときもあるんだよね。そのところは、現場にいる人間にと

ってみれば、やはり慎重の上には慎重に期してやっていかなくちやならんだろうというふうに思っています。今、議員が御指摘の文科省が予算を増やして人を増やしますよと。増やした人は、こういうふうに使ってください、こういうふうに使ってくださいというふうに文科省は言っているというふうに言うんだけど、どう使うかは現場に任せてもらいたい。文科省は、教員の定数を増やす。そういう条件整備を一生懸命やってもらいたい。増えた教員をどう使うかは、文科省が考えるんじゃなくて、学校現場が考えるということです。増やすだけ言えればいい。それをこう使うああ使うということは言う必要はないということで、余計なこと言っているなということです。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 私におっしゃられてもちょっと困るんですが、私は新聞記事を見ながら、そういうことを言っていますよと、確かに文科省は勝手なことを言っているかも知りませんが、やはり我々もやはり町民も、やはりそういったのも学校の先生が本当に大変だというのは分かります。私も一例を言うと、今、学校開放はゆめクラブで今預かっていると思います。それを申請したのは私なんですが、要するに私もバスケットボールやっていたときに、体育館を借りに行くわけですね。そうすると誰に行くかという教頭先生なんですね。そうすると教頭先生に空いているかどうかを調べて、そうするといろんなものがくると今度、いろんなものが重なった場合、今度教頭先生が各スポーツ少年団、使用者に調整役をやるんですよ。それってやはり教頭先生の仕事じゃないですよというところで、教育課のほうに私のほうで、当時は赤間さんですけども、赤間さんにゆめクラブだと土日もありますし、夜10時半までもありますし、そういった方が来るチャンスがすごく多いので、十分そういったものは対応できますよということで、教頭先生の仕事から一つ抜けたというふうに思います。そうすると、そういったことをみんなで考えていけば、その教員さんの今抱えている仕事に対しては、やはり何ていうんでしょう、もうちょっと軽減されるのかなと、ちょっと一例ですけども。そんな意味でやはり教員の就労を減らすというところで、もう少し文部省だけでなく、教育総務課のほうでも考えていただければというふうに思います。

次、2番目のほうに移ります。人材育成の確保、獲得についてですけども、先ほど教育長からも地域や民間業者に委ねるというふうにあって、やはり総合型地域スポーツクラブ、民間事業、文化芸術大学などのやはりコーディネーター、やはりそういった団体、ゆめクラブでもあり体育協会でもスポ少でも、そういったやはりクラブを指導するのもやはり、そういった方の力を借りなきゃいけないというふうに思っています。それで先ほど教育長のほうから、人材の

確保、あと報酬をどうするかというところで、私も平成26年度か25年かな。私もこういった組織に入ってやりました。そして教育長もいたんですが、そのときに七ヶ浜が県から来た教員に報酬を出すので、七ヶ浜さんやってくれませんかと言って、七ヶ浜、手を挙げたんですね。そういった指導員を登録して、うちのほうでやってみますよというふうにしたんです。そしたら補助が出るということで、いっぱいそういう学校が出てきて、だんだん報酬が少なくなってきた、これじゃあちょっとまずいねということにはなったとは思いますが。ですからやはり何を言いたいかというと、やはり人材の確保とやはり報酬ですけれども、やはりそういった報酬というのは金額ですけれども、やはり先生の就労の時間を短縮するためには、やはりそういった報酬は一般財源でも何でもいいんですけれども、それはそれで負担すべきだと私は思います。

それで伺いたいんですが、その指導者確保のための人材バンクや、そういったあとまたは報酬について、町独自でそういった計画を立てる考えはないか伺います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 先ほど私が答弁で申し上げたとおりなんですけれども、そこで懸念していることは2つある。1つは人材の確保だと。もう一つは、確保した人材に対する対価としての報酬だと。この2つ懸念だということは話したんです。人材がいれば計画はできます。報酬というか金額が定められれば計画もできます。しかし、一番大事な人材はなかなか見つからない。金も出どころがないと。金と人がいないのにどうして計画が立てられるのかと。計画は立てられるけれども、それは砂上に書いた砂の上に書いた計画にしかない。したがって、一番大事なのはこの制度設計、部活動を地域に移行するというこの制度設計は、若干制度設計自体が私は疑問に思うんだけど、それはそっちに置いておいて、これよしとしても、この制度設計を進めるにはこの2つの懸念をきちんと解決する、そういう環境を整えないと、簡単に、はい、地域に移行しましたから生徒は来年からそっちに行きなさいというふうにはならないということなんです。つまり、十分な環境でないということを分かっているが、生徒はそっちに行きなさいというのは、簡単に言うと、そこで問題行動を起こす場所に生徒を送るようなもので、そういうことはできないんだということなんだよね。ですから、計画があるのかという問合せ、人材確保やお金のことについて計画があるのかということなんですけれども、計画はありません。計画を立てようにも、なかなか実態がないということで、全くゼロからというよりはマイナス幾つからか、これからスタートするというのが正直なところです。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） そうですね、でもやはり計画を立てられないのではなくて、やはりここ

に教員の就労を短縮しろというときに、もしその部活動が引っかかっているのであれば、やはりそのために何をしなきゃないかという計画は私は立てられると思います。というのは、そうでないと全然減る要素が見当たらないと思います。

ただし、今、一例を申し上げますと、卓球は今、部外というんですかね、星さんという方がやっているし、以前ゆめクラブでも水泳があって、水泳の指導を向洋はできなかったんですが、七中で水泳部をつくってもらいました。つくってもらったんですね。それで水泳をそういった指導をしながら、そして水泳部が、ゆめクラブの水泳が部活として認められたと。ただそれはやはり子供さんたちは大変なんです、ゆめクラブに会員となってお金を払って、授業料を払って、それで自分たちで水泳をやって、それであと県大会に行く、ただ県大会に行くのは、ゆめクラブのマイクロバスでゆめクラブが送って、そういったクラブの大会に参加するというふうなシステムはあることはあると思います。そういったところで、最初からそういうことでは駄目ではなくて、そういった受皿が過去にはあった、今もある、そういうところの考え方を取り入れていただきながら計画をつくっていただければなというふうに思います。そう願って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午後 1 時15分再開いたします。

午後 0 時 0 5 分 休憩

午後 1 時 1 5 分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第 3 議案第 3 6 号 教育長の任命について

○議長（岡崎正憲君） 日程第 3、議案第36号教育長の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、議案第36号教育長の任命について提案理由を申し上げます。

先般、平成24年10月から教育長として、これまで御活躍いただいております武田光彦氏より、令和 4 年 9 月 30 日の任期満了をもって教育長の職を辞したいとの申出がありました。武田教育長さんは、議員の皆様も御承知のとおり、これまで世界でも通用する人材の育成を目指す七ヶ浜グローバルプロジェクトを提唱し、熱心に取り組んでこられました。特に英語を通した

コミュニケーション力の育成、それを掲げた事業においては、その特色ある取組が文部科学省をはじめ全国的にも知るところとなり、令和3年3月には日本の英語教育の向上に寄与し、我が国で最も優れた実践的な取組に授与される一般財団法人英語教育協議会E L E C英語教育賞文部科学大臣賞を受賞いたしました。まさにこの受賞は、武田教育長さんの教育に対する強い信念とその情熱、類いまれな指導力のたまものであり、その成果が如実に表れたものと思っております。それらの実績を踏まえ、さらなる本町の教育の振興のため、今後も引き続き御活躍を期待し慰留に努めましたが、武田教育長さんから10年間を区切りとして後進に道を譲るという強い意思は変わらず、このたび新たな教育長の任命について、御提案するに至った次第であります。新たに教育長として任命する方は、平成28年4月から令和3年3月まで本町の亦楽小学校で校長として御活躍いただき、令和3年4月からは本町の学校教育支援センター所長として御活躍いただいております、現在塩竈市在住の61歳、須藤清さんであります。須藤さんは、平成28年4月から七ヶ浜グローバルプロジェクト英語コミュニケーション推進委員会の委員長として、本町の英語を通したコミュニケーション力の育成の事業を実践の場で牽引してこられた方でもあります。

また、平成30年4月から令和3年3月まで、本町の校長会会長として武田教育長と共に本町の教育行政に大きく貢献されてきた方であり、その実行力と手腕は高く評価されているところであります。

これまでの教育に携わった実績、人格、誠実さ、そして何より教育に対する姿勢、熱意、行動力はこれからの本町の教育行政に必要であり、大きく寄与していただけるものと考え御提案するものであります。

なお、教育長の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により3年と定められており、新たな任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日までとなります。何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ質問させていただきます。後任の選出についてであります。選出方法について伺いますが、選任体制を設けての対応なのかその他のやり方なのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 選任に当たりましては、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、町長

としてこの方が適任かということを見極めさせていただいて、選任をさせていただきました。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） この選任に当たっては何人かの候補者がいたのか、それとも須藤さん一本で当初から絞っての選出なのか、その点伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） はい。私としても複数といいますかイメージは持ちました。いろいろと下調べを自分なりにさせていただいて、最終的には須藤さんに選任をいたしました。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今、町長も自分の中で考えたということらしいけれども、私の質問は頭の中も含めて、何人かの候補者とあったのかどうかですね。そして、これで終わりますので、須藤さんとの当然、許可というか承認をもらわなきゃいけないんですけども、面談に基づいて今後の3年間なりの、本人のまたは町の期待なり本人の希望というか思いとか、そういうものは行っていたのかどうか、改めて。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 最終的には須藤さんを私選任させていただきましたけれども、直接お会いして、これまでの、以前、亦楽小学校の校長先生として、そして英語コミュニケーションの実践者でもありましたし、いろいろと今後もこういうふうな方針でいきたいんだけども力を貸してほしいという形で、いろいろとお話はさせていただきました。以前からそういったお話は、いろいろと英語コミュニケーションなんかの私と須藤さんとも現場でお話をしたりしておりましたので、そういった形でこの方ということで選任をさせていただきました。

○12番（歌川 渡君） 終わります。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、本案について採決いたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議案第36号教育長の任命については、これに同意することに決しました。

日程第4 議案第37号 教育委員会の委員の任命について

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議案第37号教育委員会の委員の任命についてを議題といたし

ます。当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは議案第37号、教育委員会の委員の任命について、提案理由を申し上げます。今回、御提案申し上げました教育委員会の委員の任命につきましては、平成30年10月から同委員として御活躍いただいております渡邊義春委員より、令和4年9月30日の任期満了をもって同委員を辞したいとの申出がありましたことから、新たに任命するものであります。今回御提案いたします渡邊裕子さんは高校卒業後、現役で東北大学教育学部に入学され、人生100年時代において社会の変化に対応していくためにも、生涯学び続けることが必要だということで、大学では教育社会学を専攻され、主に生涯学習関係について学んでこられた方であります。

また、現在会社員として働きながら、大学生と高校生の2人のお子さんを育てている方で、平成29年度には七ヶ浜中学校父母教師会副会長として御尽力をいただいた方でもあり、学校教育現場に強い関心がある方でいらっしゃいます。特に、本町の英語コミュニケーション力の育成や、ICT教育への取組に対する関心は高く、子供たちの学習する姿や表情、学習状況や学習方法を直接見て学校現場を改めて学び、自らの知識や経験を生かしながら本町の教育行政のお役に立ちたいという強い思いを持っている方でもあります。渡邊さんの人柄、教育に対する熱意や前向きな姿勢は、本町の教育行政に必ず寄与していただけるものと考え御提案するものであります。

なお、教育委員会の委員の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により4年と定められており、新たな任期は令和4年10月1日から令和8年9月30日までとなります。何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございせんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、本案について採決いたします。本案に同意することについて、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議案第37号教育委員会の委員の任命については、これに同意することに決しました。

日程第5 議案第38号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、議案第38号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは議案第38号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。今回、再任の御提案をいたしました星 清輝氏は、平成28年10月1日から本町の固定資産評価審査委員会の委員を務められ、現在2期目でございます。同氏は、昭和48年4月から平成27年3月までの長きにわたり、塩竈市役所に勤務し、平成19年11月から平成22年3月まで税務課長として勤務され、豊富な行政経験と広く税務の知識を有する方であり、固定資産評価審査委員会は、より一層の中立性、客観性が求められている中、同氏は人格識見にすぐれ、社会の実情にも通じており、これまでも同委員会委員として真摯に努められておりますことから、委員として適任と判断し、再任いたしたく提案するものでございます。

なお、固定資産評価審査委員会の委員の任期につきましては、地方税法第423条第6項の規定により3年と定められており、新たな任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日までとなります。何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案について採決いたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議案第38号固定資産評価審査委員会の委員の選任については、これに同意することに決しました。

日程第6 議案第39号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、議案第39号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） それでは、議案第39号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書は4ページになります。

まず前段といたしまして、地方公務員の育児休業制度につきましては、地方公務員の育児休

業等に関する法律に基づき行われており、正職員の育児休業につきましては、改正された法律に基づき施行されます。しかしながら、非常勤職員、会計年度任用職員については、法律上、条例に委任されておりますことから、今回の改正内容に合わせて本条例を改正するものであります。

それでは、新旧対照表に基づき御説明いたします。議案参考資料4ページをお開きください。

まず第2条第3号アの（ア）につきましては、非常勤職員のうち育児休業をすることができる者の規定となっております。新たに当該児の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、当該期間の末日から6か月を経過する日まで、非常勤職員の任期が満了することが明らかなでない場合、育児休業を取得できる旨を規定しております。

こちらの第3条の2に規定する期間は、後で御説明することになりますが、資料12ページに飛んで、57日と規定されております。いわゆる産後休暇の期間ということになります。非常勤職員の配偶者が産後休暇を取得していた場合、夫である非常勤職員も育児休業を取得することができますが、これは出生時育児休業と言われるものになります。

現行では、非常勤職員が子の1歳6か月まで雇用見込みがある場合というところが取得条件でしたが、出生時育児休業をする場合、約6か月の雇用見込みがあればよくなったということで、取得条件が緩和となりました。

次に、資料の5ページ目となります。

第2条第3号イ（ア）、（イ）については、このたびの改正に合わせた規定の整理、文言の見直しとなります。

次に、資料の7ページから9ページを御覧ください。第2条の3、第3号の改正となります。こちらにつきましては、非常勤職員の育児休業の期間は、基本、子の1歳誕生日までとなりますが、保育所に入れないなどの理由により1歳6か月まで育児休業を延長することができる規定となっております。

第3号、アからエまでの全ての事項に該当する場合に延長することができます。アでは、非常勤職員の配偶者が、子が1歳から1歳6か月の期間、育児休業をしていた場合、夫である非常勤職員は、改正前では育児休業の開始日が1歳からと限定されておりましたが、改正後では育児休業の開始期間の縛りをなくし、より柔軟に対応できるようになり、夫婦で育児休業を途中交代できるようにするものであります。イとウは文言整理となり、エについては、1歳から1歳6か月の期間で育児休業した職員は、再度育児休業することができない規定となります。こちらにつきましては、1歳から1歳6か月の期間で育児休業をすることができるのは1回だ

けということになります。今までは開始日が決まっていたことから、必然的に1回しか取得できなかったということになります。

続きまして同じく9ページ、2条の4の改正ですが、ここでは1歳6か月から最大2歳までの育児休業をすることができる規定となっております。第1号では、先ほど同様に1歳6か月からの育児休業を開始するに当たり、その開始期間の縛りをなくし、柔軟に取得できることで、夫婦での途中交代ができるようになっているものであります。

第4号では、1歳6か月から2歳の期間で育児休業した職員は、再度育児休業することができない規定となります。

次に、資料飛びまして12ページを御覧ください。最初のほうで説明いたしました第3条の2、育児休業をすることができる期間について、こちらが条例委任されていることから、配偶者の産後休暇期間に合わせて57日ということをごここで定めてあります。

次に、資料は13ページを御覧いただければと思います。

育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書と文言を改めるものになります。現行では、原則として育児休業を1回のみしか取得できませんでしたが、事前に育児休業等計画書を提出しますと2回の育児休業を取得できます。このたびの法改正により、育児休業が2回に分けて取得できるようになったことから、育児休業等計画書を廃止し、同計画書と兼用となっていた育児短時間勤務計画書の様式を新たにつくるものです。

議案書7ページにお戻りいただければと思います。施行日は令和4年10月1日となります。また、経過措置として先ほど御説明しました育児休業等計画書の取扱いとなりますが、改正前の制度では、育児休業は原則1回のみ取得となっていました。10月1日より分割して2回取得することが可能となりますので、施行日前に提出された同計画書の経過措置を設けたものになります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案

は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号 令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第7、議案第40号令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、議案第40号令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案書の8ページをお開き願います。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,283万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億1,289万4,000円に定めようとするものであります。

第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を補正するものでございます。

12ページをお開き願います。

第2表は債務負担行為の追加4件であります。

まず1つ目は、花と緑のまちづくり推進事業として限度額を300万円とするもので、来年度予定している花の苗などの数量、種類が多いため、期間を広く取る必要があることから、今年度中に契約を済ませておくこととしたものでございます。

2つ目の公用車購入事業と4つ目になります公用車リースにつきましては、令和5年度で初年度登録より13年以上経過する車両7台を更新するもので、半導体不足による納期に相当の期間を要することが見込まれることから、前倒しの契約を予定するものです。うち、購入につきましては、町内事業者に考慮したもので出先機関分5台分の軽自動車購入を限度額1,000万円に、リース車両を2台の7年契約予定で限度額を700万円と定めるものであります。

3つ目の放課後児童クラブ指定管理については、現在契約している指定管理者との契約が今年度末までとなっていることから、次の契約に向け準備を事前に行うためのものであります。前回と同様に、令和7年度までの3年契約を行うためのもので、限度額を1億4,850万円とするものであります。

次ページ、13ページをお開き願います。

第3表は地方債補正4件分の変更であります。

臨時財政対策債については、発行可能額が確定したことから1,544万1,000円を減額し、8,455万9,000円に。防災行政無線親局設備更新事業債は、充当率が75%から90%に認められたことから、610万円を追加し3,680万円に。現年発生単独災害復旧は、アクアリーナ災害復旧事

業、第2期工事分等として1億1,200万円を追加し、1億7,960万円に。過年発生単独災害復旧については、アクアリーナ災害復旧事業の第1期分工事費の減額や変更によるもので、4,630万円減額し4億5,870万円に変更するものであります。

なお、今回補正する主なものにつきましては、確定した地方交付税の整理や令和3年度決算に伴う繰越金の整理、国、県補助金等の過年度精算に伴う返還金、住民税非課税世帯に対する福祉灯油購入費助成事業、七ヶ浜町避難計画改定及び地域防災計画改定業務委託、アクアリーナ施設災害復旧事業への追加などであります。

それでは歳入のほうから説明いたします。

16ページをお開き願います。

10款1項1目地方特例交付金4万4,000円の減額は、今年度分の地方特例交付金が決定したことによる減額でございます。

11款1項1目地方交付税1億円の追加は、7月本算定により普通交付税が確定したことから、財源として追加するものでございます。

15款2項1目総務費国庫補助金417万5,000円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加で、第2スポーツ広場環境整備事業へ370万円。

スクールサポートスタッフ配置事業は新たに県補助交付が決定したことから、財源を組み合わせるもので200万円の減額。

国庫補助事業地方負担分として小中学校の感染症対策支援事業へ247万5,000円を追加するものでございます。

2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金44万円は、障害者総合支援システム改修委託の財源として補助されるもので、補助率については2分の1であります。

2節児童福祉費補助金は、子ども子育て支援交付金特例措置分として22万8,000円と、次ページの16款2項2目の民生費県補助金中の22万8,000円の補助ですが、こちらは歳出の22ページになりますが、歳出の22ページの放課後児童安全育成事業費の放課後児童クラブ支援員等の処遇改善臨時特例交付金の財源として補助されるもので、補助率については3分の1であります。

戻りまして、次に保育士等処遇改善臨時特例交付金56万1,000円の補正は、アイグラン保育園汐見台分の処遇改善臨時特例交付金の財源として補助されるもので、上半期分の精算分で、補助率については10分の10であります。

5目教育費国庫補助金247万5,000円は、小中学校の感染症対策支援事業の財源として補助されるもので、補助率については2分の1であります。

次ページ17ページを御覧ください。

16款2項4目農林水産業費県補助金6万1,000円は、歳出の24ページになりますが、農業委員会費のタブレットの端末購入代の財源として交付されるものであります。

7目教育費補助金540万円は、小中学校の感染症対策としての施設消毒委託料の財源として、各校60万円で5校分300万円が交付され、それから小学校多忙化解消分として、小学校、各小学校80万円で3校分で240万円が交付されるものであります。

18款1項2目指定寄附金265万4,000円の内容としましては、10万4,000円は星の子弦楽団からの寄附で、被災者の地区活動にとのことから、安心、元気な地域社会づくり補助事業に。

それからN T T ドコモグループによる250万円は災害復興等応援社員募金からで、今回歳出に計上しておりますがすか多目的広場遊具設置費に。

5万円については、宮城県市町村振興協会からで3月16日地震に係る災害復旧事業費にそれぞれ充当するものでございます。

19款繰入金1項1目国民健康保険特別会計繰入金。それから3目介護保険特別会計繰入金。

次ページの4目後期高齢者医療特別会計繰入金は、いずれも令和3年度決算による一般会計負担分の精算に伴う繰入れでございます。

同じく18ページになります。2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、令和4年度の財源として、当初多くを見込めなかった交付税や繰越金などが今回財源として見込めることとなったことから、当初予定しておりました繰入金を減額するものであります。

9目森林環境整備基金繰入金60万円は、多聞山展望広場ベンチ取付工事へ充当するものでございます。

20款繰越金2億592万8,000円については、令和3年度の剰余金が確定したことによる追加補正でございます。

21款4項3目雑入49万6,000円は消防団員安全装備品整備事業助成金で、消防団員等公務災害補償等共済基金から交付されまして、消防団員用ヘッドライトの購入代の財源となるものでございます。22款1項1目臨時財政対策債1,544万1,000円の減額は、発行可能額が決定したことによるものであります。

4目消防債610万円は、本県更新事業が防災基盤整備事業のデジタル化関連事業に該当することから、充当率が75%から90%に変更となったためであります。

19ページの5目災害復旧債1節現年発生単独災害復旧事業債1億1,200万円は、今年3月16日の地震による災害復旧事業へ充当するものでありまして、内容については、庁舎施設、役場の庁舎裏の車庫になりますが、そちらの災害復旧工事費へ1,070万円。

アクアリーナ施設災害復旧事業第2期分へ1億130万円充当するものであります。

2節過年度発生補助災害復旧事業債4,630万円の減額は、昨年2月13日の地震によるアクアリーナ施設災害復旧事業第1期分の入札差金等により減額するものであります。

続いて、歳出の主なものについて説明いたします。

初めに、職員人件費の給料、職員手当、共済費、それから退職手当組合負担金については、職員の人事異動等に伴う人件費の追加ですので、説明は省略させていただきます。

20ページを御覧ください。

1款1項1目議会費3万円については、コロナ禍において議会報告会開催が難しい状況であるため、町民からの声を聴取することを目的としてのアンケート郵便料であります。

2款1項5目財政管理費10節の消耗品49万5,000円については、道路交通法改正によって、一定台数以上の自動車を使用する事業所において、アルコール検知器による検査が義務づけられることから、機器100個を購入するものであります。

12節委託料137万1,000円は、高濃度PCB廃棄物の処理期限が今年度末までとなっているため、屋外倉庫で保管しておりました蛍光灯安定器の運搬と処理業務委託料であります。

13節使用料及び賃借料39万6,000円は当初予算に計上しておりまして、10月から新規リースを予定しておりました車両の一部に、半導体不足の影響等により納期遅延が予想されることから3台分、2か月分をレンタカーで対応するものであります。

8目諸費1億3,018万5,000円については、国及び県に対する過年度補助事業等の実績報告に基づく精算による返還金で、主なものとしましては新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金や認定こども園、幼稚園施設型給付費負担金などであります。

なお、今回返還金が多くなったことにつきましては、当初予算編成時に確定できない事業について多めの予算確保と交付申請をし、さらに申請漏れや申請期限の通知遅れに対処したということからの措置でございます。

9目財政調整基金費1億296万4,000円の追加は、令和3年度決算に伴い法令で義務づけられております決算剰余金の2分の1を積み立てるものです。

6項1目企画総務費は、星の子弦楽団からの寄附金10万4,000円を安心・元気な地域社会づくり補助金へ充当するため、財源の組替えでございます。

6 項 4 目七ヶ浜国際村運営費は来年 7 月に開館30周年を迎えるに当たり、記念事業として当初予算で令和 5 年度までの債務負担行為の議決をいただいておりますが、今年度分といたしまして開館30周年記念、ウェブサイト構築コーディネート業務などを委託料として330万円を計上するものであります。

次のページ21ページになります。

12目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費400万円の補正につきましては、外出自粛等の影響で運動不足になっている子供たちの運動機会の場の確保を図るための第 2 スポーツ広場の環境整備関連経費でございます。今回はスコアボードやバックネット設置等の整備事業としておりますが、今後もさらに第 2 スポーツ広場の再生プロジェクト会議にて検討を進めていく予定でございます。

3 款 1 項 3 目老人福祉費101万1,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の事務費繰り出しを減額するものであります。

5 目障害者福祉費88万円は、障害者福祉サービスデータベース構築に伴う事務システム改修業務委託料であります。

8 目地域福祉基金費220万円は、前年度に子ども医療費対策として基金より繰入れしておりましたが、その精算分として積み戻しするものであります。

22ページになります。

11目福祉灯油購入費助成事業900万円は、原油価格高騰に伴う生活支援の一環として、住民税非課税世帯 1 世帯当たり5,000円の福祉灯油燃料助成券を支給するもので、1,500世帯分の関連経費を計上したものであります。

2 項 8 目放課後児童健全育成事業費718万7,000円は、汐見小学校、旧はまぎく放課後児童クラブの解体撤去工事650万円と放課後児童クラブ支援に対して人事院勧告に伴う賃金の減額分に対応する費用を補助交付する保育士等処遇改善臨時特例交付金68万7,000円であります。

なお、旧はまぎくの施設解体については、冬季休業中を予定しております。

23ページを御覧ください。

11目教育保育施設推進事業費56万2,000円は、アイグラン保育園汐見台分の保育士等処遇改善臨時特例交付金であります。

4 款 1 項 2 目予防費の39万7,000円は高齢者インフルエンザ予防接種予診票入力委託料14万5,000円と、子宮頸がん予防ワクチンを定期接種の対象年齢を過ぎてから自費による任意接種を受けた方などに対しまして、公平性の観点から接種費用分を助成するものとしての25万

2,000円を計上しております。10目がん患者支援基金費33万3,000円につきましては、前年度にがん患者支援事業として基金より繰入れしておりましたが、こちらもその精算分として積み戻しするものであります。

24ページを御覧ください。

6款1項1目農業委員会費の10万1,000円は、農地利用状況調査等の情報を現地入力し、農業委員会の事務の効率化等を図るためのもので、タブレット2台の購入とその関係費用であります。

25ページをお開きください。

7款1項2目観光費95万9,000円は、多聞山展望広場へのベンチ6基分の取付工事費であります。

8款3項2目災害公営住宅維持管理基金費563万5,000円は、令和3年度維持管理費精算分で維持管理基金積立金へ追加するものであります。

4項2目公園管理費300万円は、ながすか多目的広場環境整備工事で、ネット製のミニジャングルジム1基の設置予定となっております。

なお、財源につきましては歳入で説明したとおり、NTTドコモグループの災害復興等応援社員募金からの250万円を充当しております。

5目公共下水道費1,344万3,000円の減額は、令和3年度下水道事業特別会計の繰越金が確定したことにより、繰出金の減額であります。

26ページを御覧ください。

9款1項2目非常備消防費49万7,000円は、消防団員安全装備品として、ヘッドライト110個を購入するものでございます。

4目防災費10節需用費の48万6,000円は、災害時応急対応用といたしまして土のう袋、カラーコーン、ヘッドライト等の購入代でございます。

12節委託料は、宮城県津波浸水想定が設定されたことに伴うもので、避難計画改定業務委託料1,405万8,000円と地域防災計画改定業務委託料1,167万1,000円を補正するものであります。

10款1項8目新型コロナウイルス対策教育体制緊急整備及び環境整備事業費500万円は、各学校で必要となる感染対策のための消耗品費と、それから備品の購入代であります。

2項小学校費1目学校管理費は、スクールサポートスタッフ配置支援事業の県補助金が確定したことによる財源の組替えであります。

27ページを御覧ください。

3 項中学校費 2 目教育振興費18節負担金補助及び交付金127万4,000円は、東北大会参加補助が町内中学校 2 校の水泳部と向洋中学校卓球部へ、また、全国大会への出場では向洋中卓球部であり、それぞれに交付するものであります。

4 項 1 目社会教育総務費 4 万円は、県市長会、県町村会において協議中として保留となっていましたみやぎ青年婚活サポートセンター負担金が確定したものであります。

5 目歴史資料館運営費10節修繕料の25万8,000円は、展示ケース内照明電源装置等 3 台とアクリルカバー交換 4 台分であります。

28ページになります。

5 項 1 目保健体育総務費の80万円は、今回のアクアリーナ災害復旧工事について、これまで設計等に一切携わったことのない構造設計 1 級建築士に、第三者的な視点で理論上での妥当性の評価と意見をいただくもので、その評価業務委託料であります。

11款 4 項 1 目その他公共施設公用施設災害復旧費の1,079万7,000円は庁舎裏東側になりますが、車庫倉庫 1 棟でして、まずこれまでの地震により建物全体にゆがみが生じていることから、災害復旧工事として計上したものであります。

5 項 1 目公立学校施設災害復旧費50万円については、七ヶ浜中学校の体育館ステージ脇の控室天井の雨漏り修繕であります。

3 目社会体育施設災害復旧費5,500万円につきましては、アクアリーナ災害復旧工事概要がほぼ固まったことによるものでして、12節委託料の800万円は発注済み工事への追加があることから、工事監理業務委託料第 1 期分へ370万円の追加をいたしまして、それから屋上防水レストラン空調等の追加分につきましては、工事設計業務委託料第 2 期分として120万円の追加。また、今後発注予定の第 2 期の工事監理委託料としては310万円を計上するものであります。

14節4,700万円についてですが、まず第 1 期分5,000円の減額の内容については、現予算が 5 億円でございます。

それから既に発注済みの現契約額が 3 億5,200万円と、それから今後追加として見込まれる工事費が7,300万円で合わせまして 4 億2,500万円となり、差引き7,500万円が残となりますが、緊急的な対応等があった場合を考慮いたしまして、ある程度幅を持たせての5,000万円の減としております。

2 期分災害復旧工事費9,700万円は施設全体のクラック補修、それからレストラン等屋上防水及び全般的なパテ具の改修などの工事費となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君）　ここで、暫時休憩させていただきます。

再開を２時20分といたします。２時20分再開いたします。

午後２時０８分　休憩

午後２時２０分　再開

○議長（岡崎正憲君）　再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。小林議員。

何問ですか。

○２番（小林倫明君）　20ページ……

○議長（岡崎正憲君）　何問ですか。

○２番（小林倫明君）　２問です。

○議長（岡崎正憲君）　はい。

○２番（小林倫明君）　２款６項４目12節委託料です。こちらの委託先とちょっとスピード早かったもので、こちらの事業内容をもう少しゆっくり目に説明お願いします。

○議長（岡崎正憲君）　20ページ……、

○２番（小林倫明君）　20ページ、２款６項４目12節委託料です。こちらの委託先と事業内容をちょっとゆっくり目に説明お願いします。ちょっと早くて聞き取れなかったもので。

○議長（岡崎正憲君）　国際村の分ですね。

○２番（小林倫明君）　はい、そうです。

２つ目が24ページ６款１項１目17節備品購入費タブレット端末購入代２台とのことですが、こちら現地でどのような情報を入力するのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君）　まず国際村のほうから。国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君）　それでは20ページ、委託料七ヶ浜国際村開館30周年記念事業コーディネート業務等委託料につきまして、事業内容のほう説明させていただきます。

こちらは、財政課長のほうからも説明あったとおり、まずは開館30周年記念のウェブサイトの構築、そのコーディネート業務などを委託するものでございます。こちら一まとめで330万円と計上しておりますが、４点ほど委託する予定でございます。

まずウェブサイトの構築、コーディネート及び原稿作成業務委託としまして１本、金額が165万円ほどになります。165万です。

もう一つがウェブサイトの原稿英訳の業務委託、英訳の業務委託、こちらが110万円ほどに

なります。

3点目が国際村内のストリートビューの撮影業務委託、ストリートビューなどの撮影業務委託55万円です。それとこちら財政課長からも説明ありましたが、当初予算で令和5年度までの債務負担行為としておりまして、もう一つの業務委託が今年度支出がないということで、計上しておりませんが、30周年記念冊子作成業務の委託などを4本予定しております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2人目。産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） それでは2つ目の御質問ありましたタブレット端末購入の実際の活用の中身でございますが、農業委員さんが現地に赴きまして、遊休農地の利用状況の調査を現場で行うものです。活用にあたっては、タブレットを活用いたしまして現場の写真を撮影したり、あとは出し手、受け手の情報等をその場で意向を確認して入力できるようなシステムとなっております。これまで、いろいろ聞き取りした情報を持ち帰って紙ベースで台帳管理をしたものを、こういったタブレットの導入により、より効率的に管理をしていくというふうな内容でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 1点のみお伺いいたします。

ページは23ページでございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、接区分が18の負担補助及び交付金の子宮頸がん予防ワクチン任意接種費用助成金25万2,000円ということでございます。先ほどの説明では、キャッチアップの分の予算だということでお伺いいたしました。キャッチアップに関しましては4月18日から予診票を送っているということで、前に私の一般質問でも確認させていただいているんですけども、まずこの25万2,000円という金額は何人分の金額を予算として出しているのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらにつきましては、説明の欄にもありますとおり、任意接種費用補助金としまして計上しております。こちらにつきましては、現在キャッチアップのほうは受診券を送付して、そちらで対応するものなんですけど、その受診券を待たずにもう既に接種を行った方について、その費用を後から補助として出す分でございます。取りあえず今回の予算につきましては5人分、接種回数にしますと15回分を計上しております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 一番最初に子宮頸がんに関しましては、副反応等の心配もあるというようなお話がありましたけれども、今まで4月から開始いたしまして、今までにそのような副反応の声等はあったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらにはそういった副反応がひどいというような相談は、今のところございません。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） この任意ということで、今までにもう先行して受けられた方の分だということですが、今後また対象者が残っているかと思いますが、全体の何パーセントぐらい接種終わっているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） キャッチアップについての資料ということでしょうか。

（「全体です」の声あり）全体で、定期的な接種も含めてというところで……

○5番（熊谷明美君） すみません、議長よろしいでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 再度。

○5番（熊谷明美君） 最初に、私の一般質問のときに547人が対象だということだったのですが、その全体の547人は多分キャッチアップは入っていない数ではないかなと思いますが、全体の接種対象者の中で今の時点で何人ぐらい接種が終わっているのか、数字が出ていましたら伺いたいと思います。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 申し訳ございません。定期接種も含めた人数等の資料、現在は持ち合わせてございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○5番（熊谷明美君） 了承しました。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 1点です。ページ22ページの3款2項の8目の18節の68万7,000円の保育士処遇改善の臨時交付金とその次のページの11目のアイグランの保育士の処遇改善臨時交付金のその2点で一緒に聞きたいんですが、よろしいですか。説明がちょっと早くて、先ほども小林議員からも出ましたけれども、ちょっと早いのでよく分からなかったのもう一回説明を受けたいんですが、この減額分の対応と、それから補助率3分の1とアイグランのお金につ

いて、この改善臨時交付金のお金について、ちょっと説明をもう一回求めます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 先ほどの内容の繰り返しでも、22ページ。保育士等の処遇改善と23ページのアイグランの保育士、いいですか。子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） まず22ページの3款2項8目の18節、保育士等処遇改善臨時特例交付金、こちらの68万7,000円につきましては放課後児童クラブの支援員の分の処遇改善分でございます、こちらはもう既に昨年度から始まった分でございます9月分までは債務負担で計上を行いまして、もう既に予算化はされておりますが、今年度の10月分から年度末までの分が今回補正となっているものでございます。こちらは放課後児童クラブの支援員分の処遇改善分でございます。

そして23ページの3款2項11目18節のこちらの保育士等処遇改善臨時特例交付金、財政課長からも説明ありましたとおりアイグラン保育園汐見台分の保育士分でございます。こちらは今年4月からの開園となっておりますので、その分の処遇改善分と。アイグランの保育士分の処遇改善分ということになります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） ちょっとそうすると放課後児童クラブのほうについては、不足分を補うという意味ですね。それから、あとアイグランに関しては4月からなのでこれは丸々年度までいっぱいということで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） まず放課後健全育成事業費のほうの放課後児童クラブの分は、10月分からの不足分というかまだ計上されていない分ということでの認識でお願いいたします。

そしてアイグランの分につきましては、4月から9月分でございます。もう既にほかの認定こども園の分については、もう既に昨年の放課後児童クラブと同様に債務負担によって9月分まで計上されております。しかしこちらにつきましてはアイグランにつきましては、今年度分の計上はまだされておりましたので、そちらの分となっております。

なお、10月からの分につきましては、保育所の保育士については毎月施設給付費の中に支払われる公定価格によりまして施設給付費の中で支払われるものに含まれるということになりますので、改めて補助金での計上はないということになります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） この支給のタイミングは、今可決されたらすぐにスタートする。アイグランのほうはすぐに支給して、後のやつは公定価格に含まれるからそのまま予算は取るんだよということで理解しましたけれども、それでいいんですよね。

それで、3つしか質問できないのでこんなになっているんですけども、これ一番聞きたいのは、お金を渡して処遇改善なので、直接本人に渡るかどうかというチェックというのはうちの行政側のほうでは、そういう機構というはあるんでしょうかという話。どうやって処遇改善のお金が渡るかというのをチェックしているんですかという聞き方なんですけど、その辺説明願います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらの処遇改善の交付金につきましては、アイグランに限らず、まず申請書の提出と、事業がこのように行いましたよという実績報告書を求めているから補助金交付ということになりますので、こちらアイグランも同じ支払い方法、補助金の支出方法となります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 課長、本人に渡るのかどうかの確認はどうなんだと。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） そちらにつきましては、一人一人の給与額の明細として実績報告は出ております。そして、それでの確認という形になります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 議案書28ページの下のほうになります。11款5項1目10節の七ヶ浜中学校施設修繕料ということで50万円でございますが、先ほどの説明では体育館控室の雨漏りということでございましたが、こちらの詳細を具体的に災害復旧ということなので、雨漏りの要因も含めて説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） それでは、その件について回答いたします。こちらは七ヶ浜中学校の体育館のステージ脇の控室の雨漏り修繕工事でございますが、控室の真上の天井、外側になりますけれども、外側に鉄筋コンクリートで天井があるわけなんですけど、それが防水シートで覆われているという状況でございます。ただ、防水シートが腐食により水が下に、天井伝

いに落ちていく状況、防水シートに穴が空いているという状況で、そちらの防水シートの張り替える工事というふうに認識していただければと思います。

以上でございます。

○13番（仁田秀和君） 要因は。災害復旧……。

○議長（岡崎正憲君） 原因。

○13番（仁田秀和君） 災害復旧じゃないんじゃないですか、それだと。

○議長（岡崎正憲君） 雨漏りの原因ですね。

○13番（仁田秀和君） もう一度いいですか。

○議長（岡崎正憲君） はい。

○13番（仁田秀和君） 災害復旧ということで今回予算計上されておりますので、災害復旧という、この間の地震によることなのかということが関連性が出てくるので、そういったことが要因となっているのかということをお聞きしたいわけです。

○議長（岡崎正憲君） 原因は何なのかということですね。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 災害復旧ということで、今回計上させていただきましたが、これまでの地震等の関連もあるんだろうというところで災害復旧とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員いいですか。補足、財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） セツ浜中学校の雨漏りの件でございますが、経年劣化ということもあるんでしょうけれども、発見されたのがこの時期、地震が多発しているということもありまして、計上の仕方として災害復旧費というふうに位置づけさせていただいたんですが、財源としましても、こちらのほうは起債は基本的には経年劣化ということと地震との関連性を比較しますと、どうも多分経年劣化だろうなというふうな県との協議でもありましたので、名目上としては、地震で決定的な要因にはなったんでしょうけれども、財源としては一般財源を充当しているということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういった起債協議で決定されたというのであれば災害復旧になるんでしょうけれども、全体的な調査というのがセツ浜中学校ということが要因になるとやはりちょっとこの間のということになるんですけれども、そういった調査はもう委託は既にされているというふうに思うんですけれども、そことの関連というのはこれとはまた別ということで認識

していいものなのか、そうするとなぜ分けたのかということになるので、その辺の説明もお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） セツ浜中学校の体育館の屋根と壁の関係、今設計で委託をかけているところでございますが、今回はあくまでもステージ、前側と言うんですかね、体育館の前側の脇の屋根というところでございます。今設計を行っているというところはもう体育館の真後ろということで全く別な箇所に、位置的にも別な箇所になりますので、今回分けたところでございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） この間、計上した調査というのは全く別ということで理解しました。これ以上はなかなかそうなると思えなくなってくるんですけれども、利用者の方とかもかなり気にされていることが、大望されていることが多いところですので、そういったところの整合性も図るためにも、この部分的な改修というのと全体的なものというのを改修工事についての時期、そういったものはいつ頃を計画されているのかと、予定で、答えられる範囲でかまいませんので。

○議長（岡崎正憲君） ちょっと論点が変わりますが、財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 中学校の体育館については、いろいろ出ておりますが、今回災害復旧費で設計等と組んでおりますが、地震による被害部分については即対応ということには、これは間違いなくやるんですが、何せ施設が施設なものなので後から出てくるということも、これは想定できますので、その辺についてはちょっと御理解いただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 補足として副町長お願いします。

○副町長（平山良一君） 補足として私から回答申し上げたいと思うんですけれども、今財政課長が申し上げましたように、財政当局としては災害復旧にするかあるいはそもそもの経年劣化による修繕にするかというようなことは常に迷うところでございます。ただ、今回の場合にはやはり地震が多発しているということで、複合的に関連があって災害復旧にできるのではないかと、それで県にちょっと当たってみなさいよという形でこういうふうにさせていただきました。もし、それが事前に分かるのであれば、当然ながら修繕費として単独の災害復旧費ではない置き方もあるんですけれども、今回の場合にはそういう調整をさせていただきたいということで、こういう計上をさせていただいたということでございます。

今後もし災害復旧費に載るのであれば、やはり半分ないし六、七割が交付税措置されるというものもありますので、そういった計上をさせてもらうことがあると思いますけれども、できればそういった説明を詳しくした上で計上させていただきたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 2問です。1問目がページ21ページの2款6項12目のこちら第2スポーツ広場全体に関してになります。こちら説明で、購入のものとかはスコアボードだったりバックネットだったりという説明でしたけれども、それだけじゃなくて、これからは第2スポーツ広場、ちょっと早くて聞き取れなかったんですけども、再生プロジェクトチームを立ち上げていろいろ精査していくということだったかと思うんですが、そこらはどんなプロジェクトでこういった方々が入って、どのように進められるかということをお伺いしたいと思います。

そして、ページの28ページになります。

こちらは11款4項1目の14節になります。これ車庫、地震で、庁舎裏の車庫の災害復旧工事とのことですが、そこらにも一応車が止まっているかと思うんですが、そちらの工事をしてる間、その車はどちらに、代替案としてどこを駐車スペースとして想定しているのか、そして一般駐車場に負担のかからないような考えにしっかりなっているのかお伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君） 1問目のほうの第2スポーツ広場の再生プロジェクトのほうなんですけれども、既に御存じかもしれませんが、7月の初めに開催をしております。メンバーとしましては、町内の野球関係団体ということで、ヤンキースさんであるとかパイレーツさんであるとかビガーズさんであるとか、あとはアクアゆめクラブのほうのメンバーであったりとかというところでお集まりいただいて、一応プロジェクトのほうを会議をさせていただいております。第2スポーツ広場の現状の利用が一応基本的に野球がやはり中心の御利用というところがございまして、今回のお声がけという形を取らせてはいただいたんですけども、再生プロをお声がけをする前に、ほかのサッカー関係とかも一応確認はさせていただいたんですけども、サッカー団体のほうからはとりあえず今のところ第2スポーツ広場の利用は考えていないというような回答もいただいた関係もございまして、今回第2スポーツ広場をちょっと再生するという中で、利用が主に利用がある野球をメインとしての一応再生のプロジェクトということにさせていただいております。

○議長（岡崎正憲君） 2問目は、財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 2問目の車庫、倉庫の改修の車の件なんですが、まず想定される工事の内容につきましては、建物全体をジャッキアップしながら基礎の補修と、それから現在の柱を補強する、それとオーバースライダー、要はシャッター、そちらの交換ということになるんですが、まだ候補についても候補はこうなる予定なんですが、果たして車を入れたまま工事施工ができるのかどうかということはまだちょっと確認が取れていないんですが、基本的に今、町長車であつたり議長車であつたりという高価な車が入っておりますので、そちらについては今現在、北側の真ん中の倉庫になりますが真裏、車が入っている部分のほうに移動して、あとそちらに入っていた車については、おそらく母子健康センターの屋根のかかっている辺りのほうとかに移動してもらうかというふうなことになるのかなという感じはしております。ちょっとはつきりはまだ決まっております。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） まずは第2スポーツ広場再生プロジェクトチームに関してなんですが、結局は野球関係プラスゆめクラブのみに意見を聞いて、決めたということなんですが、今後幅広く、あそこアメリカンフットボールを使ったり、あとは屋内のスポーツであっても外で運動することもありますよね。なのでやはりもっと幅広く、再生プロジェクトチームに人員を入れていくお考えはないのか伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君） ただいまの御意見は、大変貴重な御意見をいただいたと思っておりますので、今後進めていく中でいろんなところにお声がけをさせていただいて進めさせていただければと考えておるところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） それでは車庫に関してなんですけれども、今入れている高価な車を違うところに裏側、そこに止まっていたものを母子センターのほうの屋根のかかっているところに止めるということなんですが、結構検診が母子センターであつたりとか、あとはほかの何々委員が水道庁舎であつたりとかというときに、役場職員の皆さんも下のほうに車がびしっと止まっているので、本当に車停めるところが、来庁者ないということで私たち自身も停めるところがなくて大変困ることもあるんです。そういったところをしっかりお考えになって今後車の移動をしていくのかどうか伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） そちらにつきましては来庁者の方々を本当に第一優先と考えまして、

移動する場所についてはちょっと各課と詰めて、極力迷惑のかからないようにしたいと思います。

○1 番（佐藤直美君） 以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。木村議員。

○4 番（木村 稔君） 2 問です。12 ページです。これは債務負担行為なんですけど12 ページですね。

債務負担行為で花と緑のまちづくりの推進事業、こちら300 万、こうやってみると花もなかなか高いなという印象ですけども、まず何ポットなのか、また種類などは地区などの要望等々もあるとは思いますが、そういう話し合い等々の内容はどうなっているのかというのをまず1 つ。

あとは20 ページの再質問の2 款総務費の1 項5 目財産管理費の中の10 需用費、こちら財産管理料消耗品代追加の49 万5,000 円、先ほど、これアルコールチェッカーということだったので、先ほど御説明ありましたけれども、台数ちょっと先ほど説明あったんですけども、聞き漏らしたのでもう一度お願いいたします。

以上、2 問です。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君） 木村議員の御質問の花と緑のほうの債務負担行為の件で、何ポットということだったんですけど、一応予定としましては4 万1,300 株ですね。ポット数でそのぐらいになっています。あとは、地区等のお話し合いということでございますが、こちらは地区のほうに御要望の申込みのほうの調査をさせていただいてその数をという形で一応調整させていただいているという形になって、話し合いは行わせていただいております。種類はいろいろあるんですけど、サルビアであったりとかマリーゴールドであったりとか、あとはブルーサルビア、（「いいです、いいです」の声あり）いろいろあります。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） どうも議員の皆様、早口で申し訳ございません。購入する機器は100 個です。（「100 個ね」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4 番（木村 稔君） 1 点目から再質問させていただきます。発注先、これに関しては様々補助金ある中で、もちろん条例はない、要綱もないんですけども、これに関しては。発注先等々というのはどのようなになっているのか、町内なのか町外とか、そういうところを聞きたい

んですが。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君） 発注先なんですが、角田です。

○議長（岡崎正憲君） 固有名詞の話でなくて、今、財政課長からその辺含めて返答いたしますので。

○財政課長（小野勝洋君） こちらはあくまでも債務負担行為ということになりますので、まだ当然発注しておりませんので、発注方法についてはもちろん指名委員会ということになってくるんですが、現段階ではどここの業者、云々くんぬんというのはちょっと今のところ。

（「もう一度……」の声あり）発注方法については随意契約とか、こちらについてはおそらく指名競争入札かそれか随意契約かということになってくるかと思うんですが、この場でどのようにやるかというのは、あくまでも指名委員会での決め事になりますので、答えとしてはこの辺りまでということになります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 2点目の質問で再質問させていただきます。先ほど100台という回答がございましたけれども、100個買うわけですから、庁舎内の買うということは活用するわけですから、その中のルールとか朝来てみんなで100個ぷーぷーやるとか乗る人だけだとかそこら辺のルール、るるあると思いますので回答求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） やり方につきましては、まず職員の出勤時、退庁時として目安としては出勤は15分以内、退勤時も同じく15分前に管理職もしくは監督職の面前でこういったアルコールチェッカーとあるんですけれども、これに吹きかけて、あと目視で確認することになります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） なかなかあれですね。ふーっとコロナちょっと心配ですね。先ほど道路交通法の改正という話出ましたけれども、そのような厳しい取扱い等々なるわけですから、この場合、条例等々要綱整備等々というのどのように考えているのか、今のところはそこまでは考えていないのか、ただ、道路交通法まで出てきますので、結構重いですので、義務づけられるわけですから、そこら辺どのように考えているのか回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） まずもって道路交通法の施行規則の一部を改正する内閣府令が公布

されたということに伴ってのあれなので、要領とかまでは整備する必要はないと考えております。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 前者の方々いろいろ質問したので、私消去すると10点かな。

○議長（岡崎正憲君） じゃあ3問。

○12番（歌川 渡君） 9ですね。申し訳ないです。3問。

まず12ページ、債務負担行為補正追加について質問します。放課後児童クラブ指定管理ですね、上から3段目であります。今回の債務負担行為追加については、さきに行われた七ヶ浜町指定管理者評議委員会の評価結果に基づいての継続、引き続き継続事業委託というふうに理解しました。そこで伺います。令和2年度から令和4年度については予算額で見ましたが、この3か年の年額、平均額が約417万5,000円、そして今回のここに計上されている1億4,850万、これを3か年で割ると約年4,950万円であります。そこで、その差が約775万円の増額になっておりますが、この増額となった理由と担当課の増額に対する考え方について、説明を求めたいと思います。

2点目、20ページ、前者の質問で出ました。2款1項5目財産管理、そして説区分10需用費アルコール検知器100個ということであります。利用の仕方については説明をいただきました。町内、あと出先も含めて大体15ぐらいの部署しかないのかな、本町が大体12、3でしたっけ。あとは出先の保育所、あとは中央公民館も含めて大体15ぐらいの部署かなと思うんですけども、そこで各その部署には大体人数がまばらだと思うんですけども、この100個も私から言えば100個も必要なすかやということで質問させていただきます。要するに各部署にどのような個数配分するのか、その点を伺いたいと思います。

3点目です。次ページ、2款6項12目新型コロナ第2スポーツ広場であります。先日全協で、る質問しましたので、簡単にだけ質問いたします。今回のこの推進事業については2回目の追加事業であります。そこで説明がありました。前者の質問の中でも少年野球とアクアゆめクラブで構成されたいろんな体制づくりで進めていくということでありました。そして財政課の説明でこの事業というのは、改めて外出自粛の影響を受け運動不足になっている子供たちの運動機会の場の確保を図り、感染症に負けない健康な心と体をつくるために整備に必要な物品を購入する。そうしたものが先ほど言われたスコアボードネットベースということであります。改めて、スポーツ少年団というのは日頃から集団で練習している団体であります。遠征に行ったなど、その団体がこの概要に当てはまるということで理解していいのかどうか、その点を伺

いたいというふうに思います。これで3点目だな。

○議長（岡崎正憲君）　まず1点目。指定管理。こども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君）　まず1点目の12ページの債務負担行為に係る放課後児童クラブの指定管理料の限度額についてでございます。令和2年度から令和4年度の現在の債務負担行為の限度額につきましては、1億3,400万円となっております、今回の債務負担行為との差額としましては1,450万円の増額となっております。実際、こちらの債務負担行為額から3年間の基本協定、そして年度ごとの年度協定ということになります。実際、増額の要因としましては、保育士等の処遇改善、こちらについては現在は補助金としてお支払いしておりますが、令和5年度からは人件費としてこの指定管理料の中でお支払いするようになるということになりますので、人件費分としての増額、さらにエアコン等の増設等もありまして、設備関係の点検料なども3年間分の増額要因となっております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君）　2問目、アルコール検知器、財政課長。

○財政課長（小野勝洋君）　歌川議員さんが100個では多いんじゃないかというふうな内容でしたが、逆に我々財政課サイドでは、果たして100個で足りるんだろうかというような逆な意見もありました。というのは、御承知のとおりコロナ禍のこのような状況ですので、検知器そのものに息を吹きかけるということを考えると、ちょっと嫌がる職員もいるんじゃないかなということで、全職員分用意するかなということもあったんですが、そこはちょっと極端な話、全職員分1個ずつ配ってしまうとどうしても私物化になって行方不明になってしまうとかというふうなそういったことも懸念されますので、これは大変申し訳ないんですが、4月現在で各課というか配属されている正職員もひっくるめ会計年度、再任用もひっくるめて、約200ちょっとの職員が配属されているんですが、それについて人数割りに応じて70個を各課へ配る予定です、予定としては。今現在の段階で。残りの30個につきましては、どうしても供用するのが嫌だとかというふうな職員がいた場合に対応するために予備として30個はこちらのほうで用意するというこの予定であります。あくまでも予定ですけども。

○議長（岡崎正憲君）　3問目のスポーツ広場。生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君）　第2スポーツ広場のほうの関係で外出自粛の影響を受け、運動不足になっている子供たちの運動機会の場の確保を図り、感染症に負けない健康な心と体をつくるための、そのような団体に少年野球が該当すると考えているのかということでの御質問だったと思うんですが、一応担当としてはちょっと苦しいところはあるんですが、該当はあるも

のということで、一応考えさせていただいて進めさせていただいております。

○12番（歌川 渡君） 以上です。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

でしたら、歌川議員、次の3問お願いします。

○12番（歌川 渡君） 22ページの3款2項8目放課後児童健全育成事業費の中の説区分14旧はまぎく児童保育館解体撤去工事で650万円。私、こういう専門業者ではないんですけども、650万円という、一般、2階建ての家屋の2戸分ぐらいの解体料金ですよね。私はまぎくというのは側と柱も中もないし、そういう点でこのぐらいの費用というはかかるのかなということで、要するにこの内訳、解体料とあとは処分料がどのぐらいなのか、それについて伺いたいというふうに説明を求めたいと思います。

次、25ページの7款1項2目観光費節区分14多聞山展望広場ベンチ等取付工事ということで説明については、6基ということであります。具体的にどのような配置なのか、平面図、駐車場を中心としてなのか、東北電力の火力発電所側を向けての広場があって、現在もテーブルとベンチがあったりするんですけども、どういうところにどういうふうな配置、いわゆるテーブルも含めた今までのようなものを造るのかベンチだけ、ベンチ等とあるので、どこにどのように配置するのか伺いたいと思います。

6点目、25ページで同ページですね。8款3項2目災害公営住宅維持管理基金の中の節区分24積立金563万5,000円についてであります。多分この金額見ますと、令和3年度分の東日本大震災特別家賃低減化事業費の還元分というふうに私ちょっと理解するんですけども、それでいいのかどうか。そうであれば、補助基本額と補助金額について、各住宅ごとに説明をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） まず1問目、子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 1問目の放課後児童クラブ旧はまぎくの解体撤去に関わる内容ということでございます。実際、こちら学校敷地内となっておりますので、撤去の際は囲い、安全柵の囲いなどの設置も必要となっております。そちらの安全柵対応や、現在撤去する建物についても壁などの塗料にアスベストが入っていないかどうかの調査を求められております。そちらの調査費も入ってございます。もちろん解体し、その処分、運搬、そういったものも今回の工事費用に含まれております。

以上です。（「内訳聞いているんだよ」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 2問目のベンチの件でございます。これは産業課長。

○産業課長（鈴木昭史君） 多聞山展望広場のベンチ等取付工事の内訳でございますが、基本的には現在ついておりますテーブルつきベンチ、あとベンチのみという施設がございます。設置が平成３年度に設置しておりまして30年が経過していると。大分現地の施設が老朽化したということもありまして、今回、同じ位置に基本的には更新という形で取付けを行いたいと考えております。また、地元の老人会さん等から御意見をいただきながら、配置については若干動かしたりというのも、声を聞きながらということで考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 基金の件につきまして。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） こちらは、町営住宅の管理代行をお願いしている部分の差額、そういった部分の差額が主な部分であります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。いいですか。

○12番（歌川 渡君） 再質問しないつもりでいたんですけれども、４点目のはまぎく解体について、改めてそういうふう to 一定の大体でいいです。囲いの費用、アスベスト調査費用、そして解体と運搬、処理、せめて今言った部分だけでも金額等分かる範囲で大体でいいです。少し説明を求めたいというふうに思います。あと次の部分については……。

○議長（岡崎正憲君） １問ずついきます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらにつきましては、まだ発注前でございますので、予定価格等もありますので、そういった積算的な内容の金額をお示しをすることはちょっと控えさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると650万円というのは、どういう根拠で、このぐらいでいいんでないかなという課長の頭の中で試算したのか、あとは財政課とかと協力してもらって、市場価格見ればこんなもんでないですかということになったのか、当然入札とかいろんな業者に設計委託とかしないうちで当然、概算要求してつくるわけです。そして確定していろんなことが決まるわけですから、改めて。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 大変申し訳ないんですけれども、今手元、もちろん積算根拠資料はございます。その辺の大まかなところの数字は申し上げてよろしいかと思うんですが、すみません、残念ながら今手持ちの資料がありませんので、後でお示ししたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。ほかに。（「ほかにないんだから」の声あり）次の７

点目。

○12番（歌川 渡君） ページ26ページ、9款1項2目非常備消防費の中の節区分10需用費消耗品消防団員安全装備品購入代、説明ではヘッドライト110個分ということであります。そこで、使用方法について伺いたいと思います。七ヶ浜の消防団員180名ぐらいいるかと思いますが。そしてまだ第10分団まで設置されているんですけれども、どういう各団にどのぐらい配置してどういう使い方するのか、各人180近くいる割には110なので、どういうふうな使い回しと言ったら失礼ですけれども、どういうふうな利用方法を考えているのか伺いたいと思います。

8点目、これも簡単です。同ページ目4防災費12節区分、その他の中のそれぞれの計画、業務委託、改定業務委託が計上されています。これの完成時期と、あとは我々議員に配付できるような期間というのを考えているのかどうか、その点を伺いたいというふうに思います。

最後になります。これも簡単です。次ページ。

10款4項1目社会教育総務費の節区分18、負担金、みやぎ青年婚活サポートセンター負担金4万円、僅か4万円されど4万円で伺いたいと思います。そこで、この事業への負担金をやることによって、担当課または町への波及効果というか、町としての取組、こういうものをどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1点目、消防のほうから。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ヘッドライト110個でございます。各団に10個ずつ配備いたします。本部に10個になります。使用方法といたしましては、一応ポンプ小屋のほうに置いて、災害があった場合に出動した方が使うようになります。170個を個人に渡すわけにはいきませんので、あくまでも各分団の管理ということにさせていただいております。

次に委託料でございます。完成時期でございますけれども、かねてより御説明差し上げているとおり避難計画につきましては年度内。防災計画につきましては宮城県との絡みもございますので、予定としては年度内で完成を予定しておりますが、宮城県の地域防災計画の進み具合によって、若干年度を超える可能性もあるというところでございます。議員の皆様には、その都度機会がありましたら進捗を兼ねまして、御報告をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 婚活の話は。生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君） みやぎ青年婚活サポートセンターのほうの負担金に関して4万円。町に対してのどのようなところの御質問だったのですが、一応サポートセンターのほうから、相談のほうで中央公民館のほうに一応来ていただいて相談日を設けさせていただい

て一応来庁いただいて御相談いただくということをまずやっていたのが一つ。あとはセンター自体にそういった方々から御相談であるとかを受けていただくということが2つありまして、一応そういったもので一応町民の方には御利用いただくような形での負担金という形にはなっております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 質問しなくてもいいかなと思ったんだけど、最後の婚活だけについて質問します。来庁してもらって相談日などを設けて多分、相談者があったときにチラシなんかつくると思うんですけども、今まではどういうふうに行ったか分かりませんが、わざわざ来てもらって、来なくても電話とかそういうもので十分に対応できるのでないかなと思うのね。来るとそのときしか対面できないんですよ。例えば24時間相談窓口とか作ってもらって、その負担だったらまだ話分かるけれども、来てもらって婚活するような方、仕事して忙しいから、給料も安くてもう働かないと駄目だというような人たちが多いでないのかなと思うんだけど、そういう人たちが指定日をつくったときに取れるのかなと思うんですよ。

私はここで出たのは例えば、誰かが以前に質問されたか分からないけれども、婚活の出会いの場を町が設置して、パーティーみたいなのをやるとか懇親会をやるとかそういうことのコーディネートの部分も含めて明るい展望が見えるのかなと思ったら、内容的には利用者に十分行き渡るようなものになっていないのかなというふうに想像するんですけども、担当課としてはそれだけの魅力のあるようなセンターの事業なので、負担金をつくったということで理解していいのか。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊真孝君） 電話のほうはセンターのほうで随時やっていますので、すみません、最初の説明不足で申し訳ございません。やはりおっしゃるとおり来ていただいて相談日というのを設けてやるのですが、なかなか会場には足を運んでいただく方は少ないということが現実としてはございます。

あとは、町で積極的にということではなくて、一応市長会だったりとか町村会で決まった形で負担金をここのセンターのほうに応分で負担してということでの運営ということになっておりますので、すみません、よろしくお願いします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 議案第40号令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）に反対いたします。

反対する主な理由は、第2表債務負担行為補正に追加補正された放課後児童クラブ指定管理事業を指定管理委託から指定管理前の町直接の事業に戻すべきであるという立場から反対いたします。同施設の事業費を見ますと、指定管理前の平成29年度から令和元年度の年平均費用額は3,236万6,631円でありましたが、指定管理となった令和2年度から令和4年度で、令和4年度については予算額で積算しておりますが、4,175万1,920円と年額で約940万円も増加しているものであります。ましてや、シダックスが令和元年11月に示した七ヶ浜町公の施設にかかる指定管理者事業計画書での事業計画（収支計画）では、3か年の事業の中で年額で平均しますと3,960万円となっており、実事業費から照らしてもシダックスの事業と実際の事業は年額で約220万円も増加しているものであります。このことに関しては、さきの議会全員協議会で報告されたシダックスに対する指定管理者評議委員会が示した運営状況、経営状況の評価点率が68%と他の審査事項から照らして最も低い評価となっていることでも明らかであります。

さらに、町担当課は指定管理に移行するに当たり、民間のノウハウを生かした運営をと高らかに説明しておりました。町担当課は、この3年近くシダックスの事業運営計画及び定期的な話し合いを積み重ねてきた中で、多くの事業内容を習得したのではないのでしょうか。シダックスから習得したノウハウを町事業で生かし、運営していくことは十分可能ではないのでしょうか。年額約940万円の財源を企業の利益に回すのではなく、同事業運営に係る事業の多様化、支援員の先ほども述べましたけれども、処遇改善等に充当することを求め、一般会計補正予算に反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 議案第40号の令和4年度の七ヶ浜町一般会計補正予算に賛成の立場で発言します。先ほど反対意見にもありましたが、確かに評価点数は68点と低いこともあります。しかし、事故歴もなく、離職の頻度もなく安定した経営というふうなものが感じられるので、賛成したいと思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって本案は可決されました。

日程第8 議案第41号 令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第8、議案第41号令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、議案第41号令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。議案書30ページをお開きください。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,624万6,000円に定めようとするものでございます。今回の補正の主なものといたしましては、令和3年度事業実績等によります繰入金繰越金の歳入予算の整理と、人事異動に伴う人件費及び物品購入による歳出予算の追加によるものでございます。

続きまして補正の内容について説明いたします。

初めに、歳入について説明いたします。

35ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金1,344万3,000円の減額は、令和3年度事業実績等に伴う整理によるものでございます。

続いて5款1項1目繰越金1,368万9,000円の追加は、令和3年度事業実績によるものでございます。

歳出について説明いたします。

36ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費3節職員手当等21万円の追加は、人事異動に伴うものでございます。

続いて、2款1項1目公共下水道築造費10節需用費3万6,000円の追加は、経年劣化によります公用車の冬用タイヤの購入費用でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛

成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。午後 3 時 40 分、3 時 40 分の再開とさせていただきます。

午後 3 時 3 0 分 休憩

午後 3 時 4 0 分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第 9 議案第 4 2 号 令和 4 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第 9、議案第 42 号令和 4 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第 42 号令和 4 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

議案書は 37 ページになります。37 ページです。

第 1 条として歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,578 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 2,778 万 2,000 円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

42 ページをお開きください。

5 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1,267 万 7,000 円の減につきましては、基金繰入金を減額するものであります。

6 款 1 項 1 目繰越金につきましては、決算による繰越金となります。

次に、歳出について説明いたします。

43 ページを御覧ください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 16 万 5,000 円については、制度改正により今年度から未就学児保険料軽減措置が導入されたことに伴うシステム改修の業務委託料であります。

5 款 1 項基金積立金 1 目財政調整基金費 1,422 万 9,000 円については、繰越分の 2 分の 1 につ

いて、財政調整基金積立金に追加するものであります。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金 8 万円については、実績額確定に伴う精算分として返還金への加となります。

2 項繰出金 1 目一般会計繰出金130万8,000円は、令和3年度の事務費繰入金の精算分となります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号 令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第10、議案第43号令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第43号令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書44ページをお開きください。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,751万3,000円に定めようとするものであります。

初めに歳入について説明いたします。

49ページをお開きください。49ページです。

4 款 1 項 1 目繰越金 4 万6,000円については、決算による繰越金となります。

次に歳出について説明いたします。

50ページを御覧ください。

1 款 1 項 2 目公園墓地管理基金費 4 万6,000円については、繰越金 4 万6,000円を基金積立金として整理するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 4 号 令和 4 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第11、議案第44号令和 4 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第44号、令和 4 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

議案書52ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定予算について既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,509万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6,959万3,000円に定めようとするものです。また、サービス事業勘定予算について、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ616万7,000円に定めようとするものです。補正予算の主な理由は、令和 3 年度事業の精算によるものです。

初めに、保険事業勘定補正予算について説明いたします。

議案書59から60ページを御覧ください。

歳入予算の補正内容について説明いたします。

7 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金131万円の減は、財政調整基金繰入金を減額するものです。

8 款 1 項 1 目繰越金6,640万8,000円は、令和 3 年度繰越金が確定したことによる追加です。

次に、歳出予算の補正内容について説明いたします。

3 款 1 項 1 目財政調整基金費3,320万5,000円は、繰越金等が確定したことに伴う積立金の追加です。

5 款 1 項 2 目償還金2,727万円は、令和 3 年度分の国などによる返還金です。

3 款 2 項 1 目一般会計繰出金462万3,000円は、令和 3 年度事業の精算によるものです。

次に、サービス事業勘定補正予算について説明いたします。

議案書63から64を御覧ください。

歳入予算、2 款 1 項 1 目繰越金11万9,000円は、令和 3 年度事業の精算によるものです。

歳出予算、2 款 1 項 1 目一般会計繰出金11万9,000円は、令和 3 年度事業の精算によるものです。

以上、議案第44号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 4 5 号 令和 4 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第 1 2、議案第45号令和 4 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは議案第45号、令和 4 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

議案書65ページをお開きください。

第 1 条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億2,718万5,000円に定めようとするものであります。

初めに歳入について説明いたします。

70ページをお開きください。

3 款 1 項一般会計繰入金 1 目事務費繰入金101万1,000円の減につきましては、後ほど5 款のところで御説明いたします宮城県後期高齢者医療制度に係る市町村事務経費補助金が交付されることによる減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金333万2,000円については、決算による繰越金となります。

5 款諸収入 4 項 1 目雑入101万1,000円は、今年10月の制度改正に伴い保険証を2回送付することについて、2 回目の郵送料の財源として宮城県後期高齢者医療制度に係る市町村事務経費補助金が広域連合を介して交付されるものであります。

次に歳出について説明いたします。

71ページを御覧ください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、先ほど歳入で御説明した宮城県後期高齢者医療制度に係る市町村事務経費補助金による財源の組替えであります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金321万4,000円については、広域連合への納付金の追加となります。

3 款諸支出金 2 項 1 目他会計繰出金11万8,000円は、令和3年度の事務費繰入金の精算分となります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 認定第1号 令和3年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第2号 令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第3号 令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決

算の認定について

日程第16 認定第4号 令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第17 認定第5号 令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第18 認定第6号 令和3年度度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第19 認定第7号 令和3年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

○議長（岡崎正憲君） この際、日程第13、認定第1号から日程第19、認定第7号までは令和3
年度決算認定でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

初めに、認定第1号令和3年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求め
ます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、認定第1号、令和3年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算
の認定について説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

令和3年度の一般会計歳入決算額は86億7,289万3,406円であります。歳出決算額は82億
4,445万8,627円で、歳入歳出の差引きは4億2,843万4,779円となっております。

決算書130ページをお開き願います。130ページです。

歳入歳出差引額のうち7,250万6,000円が翌年度へ繰り越すべき財源となっております。

なお、詳細につきましては、後日開催が予定されております決算特別委員会において、担当
課長より説明申し上げます。

慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第2号令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、認定第2号令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計
歳入歳出決算について説明いたします。

決算書2ページ、3ページを御覧ください。

下水道事業特別会計の決算額は歳入が6億4,862万2,765円。

歳出が6億2,993万2,930円で、歳入歳出差引残額は1,868万9,835円となっております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の決算審査特別委員会で説明いたします。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第3号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、認定第3号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく2ページ、3ページになります。

決算額は、歳入で21億8,384万8,188円。

歳出で21億3,047万9,088円。

歳入歳出差引残額は5,336万9,100円であります。

なお、詳細については、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第4号令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 認定第4号令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

決算書は同じく2ページ、3ページになります。

決算額は歳入で1,530万2,382円。

歳出で1,485万6,339円。

歳入歳出差引残額は44万6,043円であります。

詳細につきましては、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第5号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 認定第5号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

決算書は同じく2から3ページになります。

決算額は、保険事業勘定の歳入が19億2,550万5,188円、歳出が18億5,409万7,036円。歳入歳出差引残額は、7,140万8,152円です。

次に、サービス事業勘定の歳入が540万3,060円。歳出が523万4,270円。歳入歳出差引残額は

16万8,790円です。

なお、詳細については、後日開催されます決算審査特別委員会で説明いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第6号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 認定第6号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は、同じく2ページから3ページになります。

決算額は歳入で2億452万4,006円。

歳出で2億98万4,307円。

歳入歳出差引残額は353万9,699円であります。

なお、詳細につきましては後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第7号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、認定第7号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書、244ページ、245ページを御覧ください。244ページ、245ページになります。

収益的収入及び支出の事業収益決算額は5億2,495万8,238円。

事業費用決算額は4億5,349万764円となっております。

続きまして246ページ、247ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の資本的収入決算額は88万9,191円。

資本的支出決算額は2億6,347万5,110円となりました。

資本的収入が資本的支出に対し、不足する額2億6,258万5,919円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補填しております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の決算審査特別委員会で説明いたします。

○議長（岡崎正憲君） ここで、令和3年度一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の審査意見について、稲妻代表監査委員より御報告をお願いいたします。稲妻代表監査委員、御登壇をお願いします。

〔代表監査委員 稲妻敏行君 登壇〕

○代表監査委員（稲妻敏行君） それでは、令和3年度七ヶ浜町各種会計歳入歳出、水道事業会計の決算審査意見の報告をいたします。

まず審査対象書類は、一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書並びに附属書類と基金の運用状況を示す書類でありました。

審査の期間は、令和4年7月6日から26日までの間、事前審査等を経て本審査の実日数は4日間でありました。審査の方法は、町長から提出された決算書に基づき、会計諸帳簿との照合を行うとともに、各課等より提出された決算審査資料により事前審査を行い、本審査では、課長等へ質疑をする方法で実施いたしました。

また、審査においての重点事項としまして、1つは収入済額が予算現額に比べて著しく差異はないか。

2つ目として、前年度と比較して収入率の著しく低下しているものはないか。

3つ目として予算流用、予備費充用の理由は適切か。

4つ目として、予算額に比べ多額の不用額を生じていないか。生じていた際の理由は何かなどでありました。

その結果、一般会計の決算額は前年度と比較すると、主に東日本大震災関連の経費と新型コロナウイルス感染症対応分の経費が減少しているため前年度の比較では減少しておりますが、東日本大震災前の平成22年度と比較すると、歳入歳出それぞれ1.5倍となっており、引き続き厳しい財政状況であると思われます。

事業執行につきましては、新型コロナウイルス感染症対策や度重なる災害発生に伴う災害復旧などの課題が山積しております。

今後の財政運営に当たっては、関係法令や条例等にのっとり、限られた財源を重点的かつ効果的に配分をし、引き続き経常的経費の抑制と点検を行いながら、計画的な事務事業の推進を望むよう申し述べ、監査の意見の結びといたします。

なお、特別会計につきましては、意見書に記述のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、令和3年度七ヶ浜町水道事業会計決算審査の意見について述べさせていただきます。

まず、審査の対象とした書類は、水道事業会計決算書類及び決算諸表などでありました。

審査の期間は、令和4年6月16日から23日までの間、事前審査等を経て本審査は1日間でありました。

審査の方法は、管理者から提出された決算諸表に基づいて経営状況や財政状況は良好か、資産の運用は安全かつ適切か、さらには事業効果が経営成績に表れているかなどに主眼を置きました。

また、事業の経営内容を把握するための係数の分析も行いながら、審査を実施いたしました。その結果、経営状況については、総排水量が対前年度比1.8%の減となったのに対し、営業収益が給水収益の増加により、対前年度比4.1%増となっております。これは令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策での水道使用量減免措置による影響が主な要因と思われる。

一方、財政状態は、給水人口から見た類似団体の平均を上回っており、安定した状態にあると思われます。建設改良工事においては、配水池改修工事や老朽管更新工事など計画的に実施していくことにより、安定した水の供給と災害時においても安全性が高まることなどの事業効果が期待できるものと認められたことを申し述べ、審査の意見の結びといたしました。

以上で、決算審査に伴う監査委員の意見といたします。

○議長（岡崎正憲君） 以上で、検査審査意見の報告を終了いたします。ありがとうございます。

お諮りいたします。日程第13、認定第1号から日程第19、認定第7号まで、これらは町長より提案理由説明と、先ほど担当課長等より概要説明を受けましたが、審査の慎重を期するため、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

日程第20 報告第6号 令和3年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（岡崎正憲君） 日程第20、報告第6号令和3年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、報告第6号令和3年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

議案書の79ページ、それから議案参考資料の15ページをお開き願います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して報告いたします。

まず、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について説明いたします。

まず1つ目の指標、実質赤字比率は福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計等の赤字の程度を指標化して、財政の深刻度を示すものですが、黒字であったため比率は出ておりません。

2つ目の指標、連結実質赤字比率は、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化して、地方公共団体全体としての財政の深刻度を示すものですが、黒字であったため比率は出ておりません。

次に3つ目の指標、実質公債費比率ですが、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、本年度は0.8%となっており、健全な状況となっております。

4つ目の指標、将来負担比率は地方公共団体の一般会計等の借入金、地方債、それと将来にわたる負担の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでありますが、こちらについても比率は出ておりません。

4つの指標、いずれも早期健全化基準を下回っており、当町の健全化は保たれていることになります。

次に、資金不足比率について説明いたします。公営企業の資金不足を公営企業の料金収入と比較し、計経営状況の深刻度を示すものです。資金不足がないため水道事業会計、下水道事業特別会計とも比率も出ておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） これより本報告について質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告を終了いたします。

日程第21 議案第46号 令和3年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（岡崎正憲君） 日程第21、議案第46号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、認定第7号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定についてに関連がありますので、9月会議最終日に審議いたします。

お諮りいたします。9月3日より13日までの11日間を決算審査等のため、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、9月3日より13日までの11日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて、延会いたします。

9月14日決算審査特別委員会全体会終了後に再開をいたします。

御苦労さまでございました。

午後4時17分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年9月2日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

指導に携わる教員の人員と部員数の現状について

R4. 9月

		七ヶ浜中学校		向洋中学校	
N0	部活動名	部員数	教員数	部員数	教員数
1	野球部	11	2	17	2
2	ソフトテニス部	35	2	27	2
3	バドミントン部	45	2	53	3
4	バスケットボール部	30	2	29	3
5	バレー部	10	2	9	2
6	剣道部	16	2	32	2
7	吹奏楽部	20	2	16	2
8	美術部	31	1	35	1
9	水泳部	1		0	0
10	卓球部	0	0	10	2
11	陸上部	0	0	34	2
12	所属なし	2	0	4	0
	合計	201	15	266	21

令和 4 年 9 月 14 日（水曜日）

七ヶ浜町議会定例会 9 月会議会議録

（第 3 日目）

令和4年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第3号

令和4年9月14日（水曜日）

出席議員（12名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
4番	木村稔君	5番	熊谷明美君
6番	佐藤壮一君	7番	安倍敏彦君
8番	遠藤喜二君	10番	渡邊淳君
11番	佐藤梶信君	12番	歌川渡君
13番	仁田秀和君	14番	岡崎正憲君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	藤井孝典君
政策課長	青木ゆかり君
財政課長	小野勝洋君
税務課長	関本英児君
町民生活課長	宮下尚久君
産業課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
建設2係長	鈴木良巳君
水道事業所長	稲妻和久君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君
健康福祉課長	渡辺文昭君

長 寿 社 会 課 長
交 通 防 災 係 長
会 計 管 理 者
教 育 長
教 育 総 務 課 長
生 涯 学 習 課 長

遠 藤 裕 一 君
佐 藤 栄 寿 君
内 海 栄 広 君
武 田 光 彦 君
佐 藤 浩 明 君
渡 邊 真 孝 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
同 書 記

飯 野 直 樹 君
庄 子 克 也 君

議事日程 第3号

令和4年9月14日（木曜日） 午前10時06分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 認定第 1号 令和3年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 2号 令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 4 認定第 3号 令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 5 認定第 4号 令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第 6 認定第 5号 令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第 7 認定第 6号 令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 8 認定第 7号 令和3年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

日程第 9 議案第46号 令和3年度七ヶ浜町水道事業会計未処理分利益剰余金の処分
について

日程第10 議会運営委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 認定第 1 号 令和 3 年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 2 号 令和 3 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 3 号 令和 3 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 4 号 令和 3 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 5 号 令和 3 年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 6 号 令和 3 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 7 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

日程第 9 議案第 46 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について

日程第 10 議会運営委員の選任について

午前 10 時 06 分 開会

○議長（岡崎正憲君） これより令和 4 年七ヶ浜町議会定例会 9 月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 1 番佐藤直美議員、2 番小林倫明議員を指名いたします。

日程第 2 認定第 1 号 令和 3 年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 2 号 令和 3 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 3 号 令和 3 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 4 号 令和 3 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 5 号 令和 3 年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 6 号 令和 3 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 7 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

○議長（岡崎正憲君） この際、日程第 2、認定第 1 号から日程第 8、認定第 7 号までを会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。

ここで、決算審査の結果を決算審査特別委員会委員長熊谷明美議員より一括して報告を求めます。御登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 熊谷明美君 登壇〕

○5 番（熊谷明美君） 報告いたします。

令和 3 年度各種会計歳入歳出の決算認定につきましては、令和 4 年 9 月 2 日の七ヶ浜町議会

定例会において、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託され、5日、6日、8日、9日、12日、13日の6日間、各課長等の出席を求め慎重に審査した結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 暫時休憩いたします。そのままお待ち願います。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

○議長（岡崎正憲君） ただいま決算審査特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、特別委員会において十分に質疑を尽くされたことと思われます。よって、質疑を省略いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、質疑を省略し、会計ごとに討論、採決を行います。

認定第1号令和3年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第1号令和3年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

初めに、前年度から引き続く新型コロナウイルス感染症対応に尽力された町職員に対し、敬意を表するものであります。

令和3年度の詳細については、これまで行われた決算審査特別委員会での審査の質疑の中で指摘し、改善、実施することを求めています。主な点を改めて取り上げ、次年度での実施を求めるものであります。

まず第1点は、いまだ一部において町条例や要綱に照らした事業が行われていないことであります。町では、予算がないから、その対象になっていないから、逆に地区の要望があつてと実施すべきものを怠っておりますが、条例や要綱に基づき実施すべきであります。また、住民からの要求、要望に対し、条例等で決まっているから、対象になっていないなどよく聞かれ

ますが、行政の都合で事業を狭めるものではなく、条例や要綱を遵守するとともに、住民の利用要求に耳を傾け、柔軟な拡大解釈で受入れを行うべきではないでしょうか。

その1つは、いまだ児童遊園施設の設備基準を遵守していないことであります。児童福祉法第6章の児童厚生施設の設備基準第37条1項で、児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けることと義務づけており、さらに国の定めた児童遊園の設置運営について、平成4年3月26日の児育第8号では、標準的児童遊園設置運営基準要綱の第3項に設備において、基準的な設備として、設置遊具、飲料水設備、ごみ入れ、照明等の設備を明記しているものであります。また、七ヶ浜町環境美化の促進に関する条例でも占有者、町の責務として公園広場、公共の場にごみを回収する容器を設け、それを適正に維持管理しなければならないと規定されております。持ち帰りを呼びかけることも大事であります、条例に基づいた対処をすべきではないでしょうか。充足を求めるものであります。

2点は、職員研修についてであります。宮城県後期高齢者医療連合会への派遣研修であります、医療保険事業での国保連合会支払基金等は独立した事業体として運営されているものであります。県総務部への毎年の派遣も同様に県内市町村の職員を招集しての運営は改めるべきではないでしょうか。職員の派遣研修に応じるべきではありません。

3点は、町営住宅事業に関わる施策であります。

1つは、安心して住み続けられる施策として町営住宅入居者に係る単身者の年齢制限を廃止しなかったことであります。いまだ年齢未満の方々の入居希望もあることから早急に廃止すべきではないでしょうか。ましてや、公営住宅法では、年齢制限を規定していないものであります。成人された単身者の方が入居できるような見直しをすべきではなかったでしょうか。

2つは、家賃減免の取組であります。一般入居者で認定月額7万2,800円以下の入居者、世帯に対し、家賃減免制度について町営住宅提供の趣旨に沿った丁寧な対応の場を設け、全ての入居者に減免する施策を講ずることを求めるものであります。

3つは、町営住宅の駐車場使用料金の引下げであります。公有財産である町所有の駐車場の貸出し基準が異なっている現状の中で、生涯学習センターでの駐車場使用料金に準じた安いほうの使用料に設定すべきことを求めるとともに、町営住宅運営の補助金である家賃低廉化及び同低減化を活用し、駐車場使用料の引下げを求めるものであります。

4点は、学校通学路交通安全プログラム事業に関してであります。通学路の合同点検を実施しているということですが、児童生徒の登下校時の歩道の見直しの確保のために樹木の剪定、伐採、安全確保に必要な箇所に横断歩道、防犯灯の増設が十分に行われることを求める

ものであります。また、令和2年、令和3年度に発生した福島県沖地震でさらに発生した危険ブロック塀の早期改修のために助成増額を求めるものであります。

5点は、防災・減災に関わる施策であります。

1つは、木造住宅の耐震化の促進です。宮城県は、令和3年度末で92%の耐震化を実施し、令和7年度末でおおむね解消との目標を設定しております。当町の耐震化の計画が不十分であることから、事業計画を設けるとともに、減災策の一つとして地震災害に耐えられる住宅の確保のため、昭和56年以前の木造住宅数の把握または耐震化の促進のために、住宅改修工事の促進策として助成制度の周知と助成費用の増額を行うべきではなかったでしょうか。

2つは、女川原発の再稼働を認めないことを県に求めることであります。原発事故に伴う県の避難計画の実効性がいまだ保証されていない現状にあることから、町民及び県民の生活環境を守るためにも必要であることから、県に認めないことを求めるものであります。

3つは、災害時のライフラインの確保として復旧が遅れる水の確保のために各地区避難所の近くに貯留水型の貯水タンクを計画、設置すべきではなかったでしょうか。せめて拠点避難所になっている施設に収容人数に対応できる貯水タンクを計画、増設を求めるものであります。

6点は、道路環境・公園整備の施策についてであります。道路維持費及び公園管理費における除草回数が当年においても2回にとどまっておりますが、3回以上の除草をすべきではありませんか。

7点は、就学援助制度の周知についてであります。学校給食費の滞納世帯数にも見られるように、必要な方に必要な支援、経済的負担の解消として、利用者が我が家の就学援助制度に該当することが見て読んで分かるように、ましてや生活保護基準に準じているのであれば、借家世帯を対象にした所得及び収入額を示したお知らせ文書を配布すべきではなかったでしょうか。

8点は、子育て支援での多子世帯支援事業で実施している第3子以降の児童を持つ保護者、世帯に対し、小学校入学準備金を支援しておりますが、中学校入学時に際しても同様の支援事業を行うべきではなかったでしょうか。

9点は、放課後児童クラブ運営についてであります。指定管理に運営委託されたことで、当年度では委託前比で年間約700万円もの増額支出となりました。町職員1名分に相当する金額であります。職員を常駐配置し、民間のノウハウの研修を行い、町運営に戻し、支援員の意見、要望、子供・保護者の意見、要望を率直に携わる体制にすべきではなかったでしょうか。

10点は、避難行動要支援者に対応する災害時の地区の自主防災会の対応が、町が示す避難行動要支援名簿の取扱いに照らすと、現実的に対応ができない状況になっていることから改善を

求めるものであります。

11点は、会計課事業であります。決算書の書式表示を予算書の書式に準じた表示をすべきではなかったでしょうか。改めて改善を求めるものであります。

12点は、議会の監査で決算審査資料の開示に関わる件であります。開示は議会の決算審査終了後との採決でありました。町の情報開示条例第7条第4項に照らせば、監査委員等の最終審査が終了した7月27日以降、または七ヶ浜町健全化等の審査を行った8月17日以降の開示は可能だったのではないのでしょうか。

13点目は、七ヶ浜町区長条例についてであります。いまだ改められていないことであります。令和2年度から改正施行され、地方自治法第138条の4第3項で規定された執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調停のための機関を置くことができるとあることから、現在の区長の委嘱内容からかけ離れているのではないのでしょうか。法令に則した対応を求めるものであります。

最後に、一般会計における各種基金の積立状況を見ますと、復興基金、復興交付基金を除く基金で年予算を上回る決算額になっております。ちなみに、当年で基金の積立額は財政調整基金約15億300万円、グローバル人材育成基金約1億3,000万円、減債基金3億2,500万円、公共施設管理基金約10億2,200万円、災害公営住宅維持管理基金約15億3,000万円、教育振興基金14億300万円、地域福祉基金1億4,900万円などとなっております。多額の基金が積み立てられている状況であります。本来後年の必要な事業は負担の公平の考えから、後年のその時々その時点の住民で負担するよう、必要とする時期に起債で充当することが望ましいものであり、行政事業の本筋だと思われます。このことから、地方自治の財政運営の基本は将来に新たな事業を行うことに対し、今の住民の方は後年の人の分まで負担の義務はなく、そのときそのときの住民がその負担をするのが原則であることから、改めて必要のない基金への繰入れは行わず、これらの基金の年次的取崩しを行い、コロナ禍の中で疲弊し経済的負担が増した住民、事業者への負担の軽減と各地区住民から要求、要望、施策の実施を進めるべきではなかったでしょうか。

これらのことを述べ、一般会計決算認定に反対いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 7番安倍でございます。

認定第1号令和3年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

1つ目は、今回の決算内容を見ますと、歳入額は86億7,289万3,000円で、歳出額は82億4,445万9,000円となり、歳入歳出差引は4億2,843万4,000円で、実質収入も3億5,592万8,000円となっております。前年に比べて9,259万7,000円の増加となっております。

2つ目は、東日本大震災から11年が経過し、本町の復興は一つの区切りとなり、まちづくりも新たなステージへと移行しております。甚大な被害を受けた花渚浜長須賀にはながすか多目的広場を本町の新たなレジャースポットとしてオープンさせました。

3つ目、不登校の児童生徒への対応については、学校、学校教育支援センター、スクールソーシャルワーカー、それぞれの役割を明確にし、不登校等の改善のため体制の見直しをし、連携の強化を図ったことです。

4つ目、子育て支援については、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を設置し、産前産後の子供に至る一連のサポート体制を整備するとともに、家庭、子供に関する相談、虐待対応、心身障害児通園施設、通園人数の増加など、母子健康と連携した子育て家庭への支援体制整備の強化を図りました。

5つ目、東北復興宇宙ミッションにより宇宙に打ち上げられた国際宇宙ステーションから帰還した宇宙ルバーブを令和4年度に栽培を希望する方への株分けを行われる予定となっていること、また、本町の新たな特産品として期待されるトリガイは、試行錯誤を重ね、ようやく海で試験養殖までこぎ着けて商品化の見通しがついたこと、

以上のことから、令和3年度の決算内容については適正な決算と認めます。

また、条例や要綱に準じて各事業を運営していることから賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第2号令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

認定第2号令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場

で討論いたします。

当年度の当初予算において、一般会計から応分の繰入れで下水道使用料金の引下げを行い、町民の負担軽減を求めています。当年の決算収支の内容を見ますと、改めて料金引下げが十分可能であったことが示されています。

その1つは、当年度においても平成17年度で示された下水道5か年改正財政計画に準じた一般会計からの約4億6,000万円の繰入れを行えば引下げが可能であったこと、当年決算では約2億2,400万円の繰入れでしかなかったのであります。5か年計画で定められた繰入金額を引き続き行えば、さらに一般世帯当たり年額約4万円の負担軽減になるのではなかったでしょうか。

2つは、住民の下水道料金の引下げ策として起債償還金の軽減のために国は自治体に対し資本費平準化債や金利の高い起債の借換え制度を設けております。当年の起債借入額約1億4,300万円ですが、この約37%が資本費平準化債であります。資本費平準化債の活用で償還額の軽減を行っているところでありますが、いまだ償還額の軽減分を町に還元せず、返済計画以上の償還金に充てているのが実態であります。その還元分を町民の負担軽減に充当すべきではないでしょうか。町当局は常に町民の負担の軽減を考慮し運営しなければならないのに、令和3年度においても、歳出で削減された分を一般会計からの繰入額の削減に充当しているだけで、町民に還元しておらず、過大な負担を押しつけていることから、改めて料金軽減の実施を求め、決算認定について反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 10番渡邊です。

私は、認定2号の令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論します。

40年余りの歴史を持つこの本町のいろんな施設、ポンプ施設や埋設管の老朽化というのは否めない。それに対して、長寿命化計画などを推進していくことによって、計画的な改修が順調に進んでいると今回認識いたしております。

また、公営企業会計に移行を進める上で、施設のスマート化が考えられていると。移行後の人口減少等、いろいろな要素がありますが、それに伴って経営が非常に厳しくなることも予想されて、このスマート化を推進して維持管理や資産管理に経済的要素を予測して準備されていることは評価に値するものでございます。

あと、近年、天候障害等で災害に起因する不明水の予防にも正しい対応が行われるように人

材の育成にも準備を怠っていない。このことはこれからの効率的な施設管理に最も必要なことであって、本決算を含め、職員の考え方に対しても有効な執行がうかがえるので、賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第3号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

認定第3号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

1つは、基金の計画的な取崩しで国民健康保険世帯全体の引下げを行わなかったことであります。当年度の基金の取崩し予算金額は約8,900万円でしたが、実質の取崩しは約2,700万円減の6,200万円でありました。さらに、年度末基金残高を見ますと、震災前の平成22年度の基金積立額は約1億5,100万円であり、当年度末の基金積立額は約2億2,300万円にもなっているであります。引下げは十分可能であります。過大な積立では行うべきでなく、計画的な取崩しを行い、国保税の引下げを行うべきではなかったでしょうか。

2つは、一般会計からの繰入れで納税世帯の負担軽減を図ってこなかったことであります。厚生労働省は、平成27年度から法定外の一般会計からの繰入れに対し、保険者協力支援制度を設け、繰入制限を進めて支援を求めています。令和2年度からは、さらに予防健康づくり事業の事業費として交付金を設けているところであります。法律でも規制されていないものであります。本町の国保世帯の大半は中小企業世帯や年金受給世帯、非正規雇用者などであり、年収に占める国保税は過大な負担となっていることは当局も周知のとおりであります。被用者保険事業並みに、国民健康保険世帯への負担軽減事業として一般会計からの繰入れを行うべきではなかったでしょうか。

以上のことから、これらの施策を十分に講じてこなかった決算認定に対し反対するものであ

ります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 1番佐藤直美です。

認定番号3号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

医療費については、被保険者の増加もあり、保険給付費総額は9,138万9,000円、6.3%増加しており、1人当たりの医療費で比較した場合、一般被保険者、それから退職被保険者の全体で43万5,790円となり、5.2%の増となっております。

しかしながら、国民健康保険税はコンビニ収納や住民の間で利用度が上がっています電子決済の納付など納付機会を増やしており、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から徴収強化機関に訪問や納税勧奨を控えたものの、現年度収納率は96.5%と前年度を1.2%上回る結果で、滞納繰越分収納率においても22.1%と、前年度を3.8%上回っていました。収納率向上を図るために早期からの納付相談機会も増やしたことも収納率向上につながる結果となっていました。

このように健康保険税の収納率向上を図り、特定健康診査、それから特定保健指導を含めた保健事業の充実や医療費適正化に努め、国保被保険者の理解、協力を得ながら、県と共に健全な国保財政の運営を目指しており、今後はさらに被保険者に寄り添うことを期待して賛成いたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第4号令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

認定第5号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

認定第5号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

同制度は、少子高齢化が進む中で、社会全体で支え合う介護が十分受けられる制度をうたい文句として平成12年度から発足した制度であります。20年経過した令和2年度からは、介護納付金に総収入制度が全面導入され、被用者保険の負担がさらに増え、国保負担が減少された年であります。また、平成27年度から導入された総合事業で要支援者サービスが介護保険から切り離され、訪問介護、デイサービスなどが対象外となりました。現在さらに対象が拡大され、保険料金の値上げなども含め、利用者の負担が増えるばかりの制度にほかなりません。改めて制度の実態を指摘し、保険料軽減と利用者負担軽減と国への要望を働きかけることを求めるものであります。

その1つは、発足当時の国の負担が、居宅サービス、施設サービスともに25%であり、65歳以上の方の保険料負担は17%でありました。しかし、現在は施設サービスの国負担分が25%から20%に削減され、65歳以上の方の保険料負担は、居宅サービス、施設サービスとも保険料金が改定され、第7期でさらに23%に引き下げられたことでも明らかのように、高齢者の負担が増えるばかりではなかったでしょうか。このことは高齢者の負担金額を見ても明らかであります。平成12年度から14年度の第1期の保険料は基準額で2,740円でありました。平成30年度からの第7期においては一定の保険料軽減はされたものの、現在は5,600円で2倍以上にもなっています。ちなみに、2021年からの第8期では、月額600円増え6,200円になりました。さらに指摘しなければならないのは、滞納予想額分を含めた給付見込額を65歳以上の第1号被保険者に上乗せ負担させている費用分は、一般会計からの繰入れで補填すべきではなかったでしょうか。

2つは、在宅支援サービスでは、ホームヘルパーが掃除など家事を行う生活援助がおおむね1日1回利用に制限、要支援者は保険サービスの対象、先ほども説明しました。さらに入居サービスでは、特養ホーム入居対象者が原則介護度3以上になったことであります。さらに介護

保険サービスの削減が行われ、当初制度から大きく後退した制度になっているのであります。

3つは、低所得者世帯ほど介護必要度が高い傾向にありますが、保険利用料の負担が重く、介護サービスを控えざるを得ない状況に置かれています。町の地域福祉計画に掲げている「まごころでささえ合う地域のきずな」の実践のためにも、行政が積極的に一人一人が十分にサービスを受けられるのか調査し、予防、病状の軽減を図るために、地域密着型介護利用施設の充実とともに、必要な介護を経済的負担の心配のない保険料の軽減、使用料への助成制度を設けることなどの手だてを積極的に行うべきではなかったでしょうか。さらに、昨年度から高額介護サービスの負担限度額が引き上げられ、現役並みの世帯の負担上限の年収額が引き上げられました。また、1割負担の世帯に設けられていた年額負担上限44万円も廃止され、利用者の負担がさらに増えることであります。

以上のことから、令和3年度の本事業会計についても、これらの施策が十分に講じられていなかったことから、決算認定に反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。熊谷明美議員。

○5番（熊谷明美君） 5番熊谷明美でございます。

認定第5号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

高齢化社会の中、令和4年3月末における要介護認定者は、前年度より54名増加し、1,078名となりました。年度内における出現率の推移は18%前後となり、ますます介護の包括的支援の拡大と拡充が必要となっております。令和3年度決算は、コロナ禍の厳しい状況の中、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業、介護認定審査会、社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業、低所得者に対する介護保険サービス等に係る利用負担の軽減事業など、介護予防・日常生活支援に介護保険が適切かつ有効に利用された内容となっております。また、地域福祉計画に基づいての1年間の利用がきちんとされているということで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる取組がなされたと判断いたします。

よって、決算内容となっていることから賛成といたします。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第6号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

認定第6号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者、65歳以上の障害者を対象にした制度であります。この制度は、当初国の医療費年間約2,300億円削減する医療構造改革の柱として位置づけられ、75歳以上の高齢者はそれまで入っていたそれぞれの医療保険から切り離され、高齢者の終末期医療として、受診の制限が多い安上がりの保険制度としてつくられたものであります。

私は、この制度の発足から8年間、宮城県の後期高齢者医療広域連合議会議員として、高齢者がお金の心配がなく安心して医療が受けられる制度に戻すために、この後期高齢者医療制度の廃止を含め、改善を求めてまいりました。その結果、発足当初から後期高齢者医療の診療内容は廃止されましたが、残ったのは診療事業と高齢者からの独自の保険料を新たに徴収するという制度になったものであります。高齢者から見れば、年金から保険料を取られ、新たな負担が増えただけの制度と批判の声がまだまだ起きております。

このことは、制度当初の3年間と現在の令和3年度までの3年間を比較してみると、事業に占める高齢者の保険料負担と国、県、現役世代の負担である繰入金割合を見ても明らかではないでしょうか。発足当時の高齢者の保険料負担割合は72.8%でありましたが、現在は76.4%と3.6%も増加し、繰入金は25%から22.1%と3%も減少しているのであります。高齢者の保険料負担の増加の要因は、発足当時から行われていた保険料軽減措置が完全廃止されたことによるものであります。この制度を継続するのであれば、高齢者の医療に占める国庫負担を45%に戻し、国としての公的役割を果たすべきであります。

よって、同事業は憲法第25条国民の生存権、国の社会的保障義務に基づいて国の法定受託事務として行われてきた老人保健制度から地方自治体の自治義務になり、国の責任である「国民の社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」を地方に押しつけるものであり、国の責任を放棄するものであります。

このことから、私は後期高齢者医療制度を早急に廃止し、取りあえず以前の老人保健制度に戻し、全国民が英知を出し合い、高齢者の方が安心して受けられる医療制度にするよう求める

ものであります。

また、高齢者のさらなる負担の押しつけが行われていることであります。この制度としてつくられた前期高齢者65歳から74歳の方に対し、70歳で医療機関での医療費窓口一部負担を1割から2割に順次引上げされております。また、これまでの高齢者の保険料の軽減措置となっていた所得割額の廃止や、被用者の被扶養者であった方の均等割額が当初7割軽減だったのが、現在は取得後までの5割軽減とされました。

さらに、この制度は高齢者の保険料の金額が2年ごとに改正され、引き上げられる仕組みになっていることであります。高齢者の医療の確保に関する法律の第100条の後期高齢者交付金の条項で、発足時の平成20年度を基準として、将来の若人の人口減少に伴う若人の負担増加分を2年ごとに高齢者にその半分を負担してもらうという仕組みをつくり、総医療費に占める高齢者の1割負担率をさらに引き上げるという制度に根本的な誤りがあります。この制度は、少子高齢化が進めば進むほど高齢者の保険料の負担額が増えております。このことが、当年度の保険料総額の増加の要因でもあります。

次に問題としなければならないのは、普通徴収者に対し保険料滞納による制裁措置として、制度としていまだ短期保険者証の発行業務を設けていることであります。その対象者となる方は、年金年額18万円以下の高齢者であります。直接徴収者であります。なぜ直接徴収にしたのでしょうか。それは、年金から自動天引きすれば低額な年金暮らしの高齢者が日常生活をしていく上で支障を来すからであります。このような生活困窮者にまで保険料を賦課し、徴収することが行政として望ましい行為なのでしょうか。町として減免策を講じることこそ行政の責務ではないのでしょうか。このことを強く求めるものであります。

長年社会に貢献されてこられた高齢者の方々に、老後も財政的な不安もなく安心して長生きできるよう、医療、福祉の充実を果たすことが国及び地方自治体の責任であります。

改めて、町当局に対し、国に同制度の早急な廃止を求めることを求め、本事業会計決算認定に反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和です。

私は、認定第6号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

加入している市町村の役割は、保険料の徴収及び被保険者の利便性の向上に寄与する窓口業務を行うことであります。本町におきましては、今後団塊の世代が控えるなど、ますます後期

高齢者医療制度の利用者増加が予測される中、運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合と連携を取り、業務が遂行されております。

また、低所得者等に対する保険料の軽減措置のための保険基盤安定繰入金は約4,100万円であり、低所得者等にも十分配慮されております。

そして、被保険者数の増加や高齢化に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、現役世代と高齢者がそれぞれの能力に応じて公平に負担し合う制度であり、安定的に持続するために重要であることから本年度に実施される制度改正を踏まえ、国及び広域連合より情報収集を図り、その理解を深めるための周知徹底をされるなど、被保険者の方々のために努力を重ねることを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第7号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

認定第7号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

初めに、令和3年度においても、令和2年度から続く3か年間の基本料金の月額500円が軽減されていることは一定評価するものでありますが、さらなる軽減ができたのではないかと、そのことを述べ、反対するものであります。

1つは、過大額とも言える現金預金であります。震災前の平成22年度の現金預金額は約7億3,500万円でありましたが、当年度決算では、当年度純利益約5,074万円を含めると約17億1,355万円となっております。11年間で約9億7,855万円も積み増しされているものであります。

剰余金が生じたその要因の一つは、県事業である仙南・仙塩広域水道事業が平成22年度、平成27年度、令和2年度と3度にわたって、受水している市町村に対し、受水契約料金を平成22年度からは年間約1,900万円、平成27年度からは年間2,300万円、令和2年度からはさらに年間約5,400円と引下げを行いました。この11年間で、広域水道事業への原水費の支払いは約16億

800万円削減されているものであります。削減された費用分は住民の使用料金の引下げに充当すべきにもかかわらず、本町では町民への料金引下げを行わなかったことにより、このような預金金額となっているものであります。当年度の純利益額5,074万円は町内全世帯及び事業者の基本料金を約6か月減免できる金額であります。これら必要のない過大な積立金を行うべきではありません。この積立金の計画的取崩しを行い、町民の使用料金の引下げを行うべきではなかったでしょうか。

2つは、当初予算時の建設改良積立金は4億円でしたが、今年度においてもさらに5,000万円が積み増しされ、決算額では4億5,000万円となりました。町民から徴収した水道使用料金の一部が積み立てられたものであります。同事業経営戦略では平成30年度から老朽管の更新がうたわれておりますが、水道管布設事業費は起債が認められており、起債を活用することが後年度の住民との公平な負担となるものであります。このことから、新たな建設改良積立金を行うべきではありません。

3つ目は、本町は仙南・仙塩広域水道と仙台市から受水しておりますが、仙台市とは高過ぎる受水料契約を行っていることであります。仙南・仙塩広域水道のトン当たり約119円に対し、仙台水は約900円と7.5倍になっていること、ましてや仙台水からの1日の受水量は、僅か120トンしか受水していないのに、800トン分のお金を支払っているという、とんでもない契約を行っていることであります。

4つは、昨年度に宮城県広域水道の給水自治体との受水契約の改定が行われました。基本料金の基となる最終日水量1万900トンの実日使用水量約4,600トンに見合った契約をしなかったことが、令和6年までの住民の必要外の負担となっていることであります。例えば、最終水量を実水量に近い日量5,000トンに契約し直せば、年間で約5,800万円の削減ができたのではないのでしょうか。

このことを踏まえ、当年度事業においても受水費の再契約の実施、必要以上の積立金を改めるとともに、現金預金の計画的な取崩しと県の受水料金引下げ事業を行ってこなかったことによる現在の水道事業会計認定に対し、反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。小林議員。

○2番（小林倫明君） 2番小林倫明です。

認定第7号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和3年度においては、水の安定供給のため君ヶ岡配水池更新工事や吉田浜野山地区の配水

老朽管や配水池などの上水道施設機器更新工事など、建設改良事業を計画的に実施していました。安全で安心な水を安定供給していた実績と先を見据えた安定経営に努めていたことから、賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

日程第9 議案第46号 令和3年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（岡崎正憲君） 日程第9、議案第46号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（稲妻和久君） それでは、議案第46号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明いたします。

議案書80ページを御覧ください。80ページになります。

本議案は、地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるものでございます。

81ページを御覧ください。

内容については、剰余金処分計算書に記載のとおり、未処分利益剰余金の当年度末残高5億1,176万2,315円のうち、議会の議決による処分額として建設改良積立金の積立てを5,000万円、未処分利益剰余金の処分後の残高を4億6,176万2,315円に定めようとするものでございます。

以上、議案第46号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないので、これにて質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第46号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、さきに審議した認定第7号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計決算での反対討論の中で述べております。建設改良となる水道管入替え、布設には起債が認められており、町民からの水道料金として徴収し、剰余金となった金額は町民に還元する策を講ずるべきで、建設改良積立金への積立ては行うべきではないという立場から反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 議案第46号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、賛成の立場から討論いたします。

長期ビジョンを見ますと、配水管足す送水管は全体で13万2,156メートルあり、これの耐用年数は40年であります。これらに維持管理していくためには年間22億円、40年では88億円の維持費が必要となります。そこで、現在までの今までの剰余金は35億円の剰余金があるものの、88億円から引くと、約53億円足りないことになっております。ただ、町の長期ビジョンについては、これを長期ビジョン化の計画により整備することにより少なくしつつ、計画を立てているところであります。よって、5億1,176万2,315円のうち、建設改良積立てに5,000万円の処分をする、また次年度に4億6,176万2,315円を処分することとともに、また、流動資産率は99.1%、固定費率は82.4%と健全な経営を高く評価するものであります。

これによって、未処分利益の額は妥当だというふうに思うので、賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議会運営委員の選任について

○議長（岡崎正憲君） 日程第10、議会運営委員1名の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員1名の選任については、七ヶ浜町議会委員会条例第5条第2項の規定により、渡邊 淳議員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、渡邊 淳議員を議会運営委員に選任することに決しました。

ここで、9月末日をもって退任される武田光彦教育長から挨拶の申し出がありますので、許可いたします。武田光彦教育長御登壇願います。

〔教育長 武田光彦君 登壇〕

○教育長（武田光彦君） 決算審査特別委員会及び本会議と続き、お疲れの中、私のためにこのような機会を設けていただき、ありがとうございます。

私ごとですけれども、9月末日の任期満了をもって、通算10年に及ぶ教育長職を辞任し、後進に道を譲ることにしました。引き続き七ヶ浜の児童生徒のために力を尽くしてほしいというありがたいお声をいただきましたが、昔の人は十年一昔といううまい言葉を言ったもので、ほかの人はともかく、私自身はかねてから長く一つの職にとどまるのは決してよいことではないというふうに考え、わがままを通させていただきました。

七ヶ浜中学校に勤務していたとき、校長室の掃除をしていた生徒たちから何度か「校長先生、校長室ってどうして広く、でかいんですか」という、そういう宿題を預けられました。私は、そういえば校長室はどうして広くてでかいんだろうかと、家主としては頭の隅に引っかかり続けていましたが、ようやく私なりの回答が見つかり、学校だよりや集会で次のように話をしました。

確かに、校長は授業もないし、決まった事務的な仕事ありません。校長という立場であるがゆえに、生徒たちや先生方が生き生きと教育活動を営むために何を考え何をしたらよいのかという責任と判断の世界だと思うのです。例えば、ある問題についてどう考え、どう判断したらよいのかについて、縦軸、横軸、斜めの軸、それから見えない軸等、いろいろな角度から考えに考え、最後に責任を持って判断すると。その判断をするときいつも考えるのは、生徒にとってよいことなのかどうか、あるいは生徒にとってプラスになることなのかどうかということを経験を基準にして判断します。なぜなら、学校は生徒をよりよく育てるために存在するからなのです。その責任を持った判断が間違っていたり度量が狭かったり一方的になったりしないよう十分に考え尽くせるために、大きな空間が必要だというふうに思っています。人間の体に例えて言えば、各教室は教育活動の手足に当たり、職員室は教育活動の頭脳に当たり、校長室は教育活動の心臓に当たります。心臓に蓄えた大きなエネルギーを頭脳で具体化し、手足で実践するのは。心臓で蓄えたエネルギーが大きい小さいか、深いか浅いかによって、次の頭脳や手足の大きさや深さが違ってきます。このように、教育活動のよしあしは心臓である校長室にか

かっています。活力のある教育活動に取り組んでいくためには、その源になる心臓のキャパシティが大きく深く広くなければならないわけです。だから、校長室は広くてでかいということです。

私は、今申し上げましたとおり、こんな思いを込めて、校長職はもちろんのこと教育長職にも取り組んでまいりました。この10年間、七ヶ浜・グローバルPROJECTという七ヶ浜独自の教育活動に取り組み、たくさんの方々からお褒めの言葉や励ましの言葉や厳しい言葉などをいただきながら、七ヶ浜・グローバルPROJECTは大きく広く育てていただきました。また、私自身も執行部や議会の皆さんからこの両手で抱え切れないほどの御縁をいただき、深く感謝いたします。今後は、一人の町民として七ヶ浜の発展に尽くしていきたいというふうに考えております。

長い間お世話になりました。改めてありがとうございます。グッバイ。（拍手）

○議長（岡崎正憲君） 以上をもって、9月会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日9月15日から12月28日までの105日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日9月15日から12月28日までの105日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時17分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年9月14日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員